

平成29年矢巾町議会定例会9月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (9月5日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	5
○職務のために出席した職員	5
○開 議	7
○議事日程の報告	7
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会議期間の決定	7
○請願・陳情	8

29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情
について

○報告第 8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る 報告について	8
○報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度 財政健全化判断比率等の報告について	9
○議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるに ついて	12
○議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する 条例について	13
○議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基 準を定める条例の一部を改正する条例について	14

○議案第 5 1 号	財産の処分に関し議決を求めることについて	1 5
○議案第 5 2 号	平成 29 年度矢巾町一般会計補正予算（第 4 号）について	1 7
○議案第 5 3 号	平成 29 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） について	1 7
○議案第 5 4 号	平成 29 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）に について	1 7
○議案第 5 5 号	平成 29 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） について	1 7
○議案第 5 6 号	平成 29 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算（第 1 号）について	1 7
○議案第 5 7 号	平成 29 年度矢巾町水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 7
○議案第 5 8 号	平成 29 年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について	1 7
○議案第 5 9 号	平成 28 年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	2 1
○議案第 6 0 号	平成 28 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	2 1
○議案第 6 1 号	平成 28 年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	2 1
○議案第 6 2 号	平成 28 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	2 1
○議案第 6 3 号	平成 28 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	2 1
○議案第 6 4 号	平成 28 年度矢巾町水道事業会計決算認定について	2 1
○議案第 6 5 号	平成 28 年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て	2 1
○議案第 6 6 号	平成 28 年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	2 1
○休 憇		2 5

第 2 号 (9月5日)

○議事日程	2 7
○本日の会議に付した事件	2 7

○出席議員	27
○欠席議員	28
○地方自治法第121条により出席した説明員	28
○職務のために出席した職員	28
○再開	29
○議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について	29
○議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	29
○議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	29
○議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	29
○議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について	29
○議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について	29
○議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について	29
○散会	33

第3号（9月6日）

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第121条により出席した説明員	35
○職務のために出席した職員	36
○開議	37
○議事日程の報告	37
○一般質問	37
1 村松信一議員	37
2 昆秀一議員	50

3	赤丸秀雄議員	75
4	水本淳一議員	95
5	齊藤正範議員	110
○散会		131

第4号 (9月8日)

○議事日程	133
○本日の会議に付した事件	133
○出席議員	133
○欠席議員	133
○地方自治法第121条により出席した説明員	133
○職務のために出席した職員	134
○開議	135
○議事日程の報告	135
○一般質問	135
1 山崎道夫議員	135
2 小川文子議員	155
3 川村よし子議員	169
4 藤原梅昭議員	190
○散会	211

第5号 (9月21日)

○議事日程	213
○本日の会議に付した事件	213
○出席議員	214
○欠席議員	214
○地方自治法第121条により出席した説明員	214
○職務のために出席した職員	215
○開議	217
○発言の訂正	217

○議事日程の報告	217
○請願・陳情	217
29請願第4号　日本政府がすみやかな核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願	
○請願・陳情の審査報告	218
29請願第3号　私学教育を充実・発展させるための請願 (教育民生常任委員長報告)	
29陳情第1号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情 について (産業建設常任委員長報告)	
○議案第59号　平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について	221
○議案第60号　平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について	221
○議案第61号　平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	221
○議案第62号　平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて	221
○議案第63号　平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳 出決算認定について	221
○議案第64号　平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について	221
○議案第65号　平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につ いて	221
○議案第66号　平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について	221
○議案第67号　町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について	229
○議案第68号　町道路線の廃止に関し議決を求ることについて	232
○議案第69号　町道路線の認定に関し議決を求ることについて	235
○発議案第7号　私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について	236
○発議案第8号　全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について	237
○町長挨拶	238
○散　　会	239

○署名 2 4 1

議案目次

平成29年矢巾町議会定例会9月会議

1. 請願・陳情
 - 29 請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願
 - 29 陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
2. 報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について
3. 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度財政健全化判断比率等の報告について
4. 議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
5. 議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について
6. 議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
7. 議案第51号 財産の処分に関し議決を求めることについて
8. 議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
9. 議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
10. 議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
11. 議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
12. 議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
13. 議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
14. 議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
15. 議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
16. 議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
17. 議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

18. 議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
19. 議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
20. 議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について
21. 議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
22. 議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について
23. 請願・陳情
- 29請願第4号 日本政府がすみやかな核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願
24. 請願・陳情の審査報告
- 29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願
- 29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について
25. 議案第67号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について
26. 議案第68号 町道路線の廃止に関し議決を求ることについて
27. 議案第69号 町道路線の認定に関し議決を求ることについて
28. 発議案第7号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について
29. 発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

平成29年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第1号）

平成29年9月5日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情

29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

第 4 報告第 8 号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

第 5 報告第 9 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度財政健全化判断比率等の報告について

第 6 議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

第 7 議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第51号 財産の処分に関し議決を求めることについて

第 10 議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

第 11 議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第 12 議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

第 13 議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

第 14 議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算

(第1号)について

- 第15 議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
第16 議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について
第17 議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について
第18 議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第19 議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第20 議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第21 議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第22 議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について
第23 議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
第24 議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	総務課長 兼防災安全室長	山本良司君
企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明君	会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君
住民課長	浅沼仁君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀君
健康長寿課長	村松徹君	産業振興課長	稻垣譲治君
道路都市課長	菅原弘範君	農業委員会 事務局長	村松亮君
上下水道課長	山本勝美君	教育長	和田修君
学務課長	村松康志君	社会教育課長 兼矢巾町公民館長	野中伸悦君
学校給食共同 調理場所長	佐々木忠道君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会長	高橋義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主任主事	渡部亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開します。

これより9月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります
が、最終日が変更になりましたので、後ほど改めて配付いたします。

諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

初めに、当職から議会関係の報告を行います。

（議長 議会関係報告）

○議長（廣田光男議員） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

6番 村 松 信 一 議員

7番 昆 秀 一 議員

8番 藤 原 梅 昭 議員

以上の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員）　日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の9月会議の会議期間は本日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月21日までの17日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、9月会議の会議期間は本日から9月21日までの17日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承を願います。

日程第3　請願・陳情

29請願第3号　私学教育を充実・発展させるための請願

29陳情第1号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

○議長（廣田光男議員）　日程第3、請願・陳情を議題とします。

8月24日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。29請願第3号　私学教育を充実・発展させるための請願については、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託することに、29陳情第1号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、会議規則第92条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、29請願第3号については教育民生常任委員会に、29陳情第1号につきましては産業建設常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

日程第4　報告第8号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決 処分に係る報告について

○議長（廣田光男議員）　日程第4、報告第8号　自動車破損事故による損害賠償請求事件に

関する専決処分に係る報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第8号 自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について説明を申し上げます。

発生した事故は、矢巾町立矢巾北中学校敷地内の草刈り作業を行っていたところ、場所を移動した際に、誤って駐車をしておりました自動車に草刈り機械が接触してしまい、自動車後部のランプ部分を破損したものであります。

破損に係る賠償金については、全国町村会総合賠償保障保険で行っており、全て本町の過失との保険会社の査定から、相手方のランプ部分交換代金2万1,900円を支払うものであります。草刈りなどの施設管理作業の際には、周辺の安全確認を徹底し、再発防止に努める所存であります。

なお、このことに関しましては、先月21日に地方自治法第180条第1項及び矢巾町長専決条例第2条第2号の規定により、専決処分としたので、同法第180条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第8号を終わります。

日程第5 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度財政健全化判断比率等の報告について

○議長（廣田光男議員） 日程第5、報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成28年度財政健全化判断比率等の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 報告第9号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成

28年度財政健全化判断比率等についてご報告を申し上げます。

議員各位のお手元、タブレットか、そうでなければ、平成28年度矢巾町財政健全化経営安定化審査意見書ということで町の監査委員から出されておりますが、それをお目通しいただきながらお願ひをいたしたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項において地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、財政の健全化を判断する比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を、また公営企業を経営する場合は、あわせて資金不足比率を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告し、公表しなければならないと規定されておりますことから報告をさせていただくものであります。

矢巾町の平成28年度の決算に基づき平成28年度に報告する実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、対象となる会計収支が全て黒字であることから、本比率については該当しないところであります。

また、標準財政規模に対する起債元利償還金等の割合をあらわす指標であります実質公債費比率については、平成27年度より0.6ポイント減少し、14.3%に。標準財政規模に対する本町が将来負担すべき負債の割合をあらわす指標であります将来負担比率については、平成27年度より63.3ポイント減少し、123.2%に。公営企業の経営健全化基準となる資金不足比率については、各公営企業会計に資金不足が発生しないことから、本比率については該当しないところであります。

なお、それぞれの比率については、健全化の基準値が設けられており、どれか一つでも基準値以上となった場合は、一般会計では財政健全化計画を、また公営企業会計においては経営健全化計画を定めて、さまざまな制限のもと、財政または経営の早期健全化を図らなければならぬことになりますが、そのようなことにならないように引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、ご報告とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） ただいまの健全化の説明でございます。前年度に比して実質公債費比率が0.6%下がり、将来負担比率が63%下がったということは、大変喜ばしいことと思いま

す。しかしながら、将来負担比率の県の平均は約50%台でございますので、引き続きます高いことは高いというふうに認識しながらも、この下がった要因について、今もしこでお答えができるのであれば、1つ、2つ紹介をしていただきます。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまご質問にありました将来負担比率及び実質公債費比率の下がった要因ということでございますが、実質公債費比率につきましては、これは過去3年間の数値の平均ということになっておりますので、過年度の分のものの影響があらわれて0.6%下がったということというふうに捉えております。つまりは、抑制をしてまいりました起債の影響が数値としてあらわれたということになります。

将来負担比率につきましては、これは大幅に下がったわけでございますが、こちらにつきましても計算の際に、債務負担行為をカウントしながら、それが分子になっておりますので、債務負担行為を一般的な考え方で昨年度までカウントしておった関係で高かったのでございますが、この内容についてちょっと精査いたしまして、あと県と協議をさせていただきました。

といいますのは、やはばーくに関するランニングコスト相当も、このカウントに入っていたと、債務負担のカウントに入っていたということがありますので、こちらについては、県と協議をさせていただきまして、県のほうでもランニングコストということであれば、カウントしなくていいですねという協議の結果、了解を得たものですから、その考え方によいまして、ランニングコスト分を差し引いて計算しましたところ、63.3のうちの44.1は、そういった考え方で下がったというところでございます。残りの19.2につきましては、こちらのほうも将来負担等を計算していった中で、これまでの分の実績等で抑制してきたところが数値としてあらわれて、19.2下がったというふうなことでございます。あわせて63.3下がったということでございます。この指標につきましては、全国横並びの指標ということで、その考え方のもとに計算をすることになっておりますが、やはり内容については、いま一度精査して、その本来的な意味に沿うような形で考えをきちっとまとめていった結果として下がりましたので、これ幸いなことかなと思っています。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第9号を終わります。

日程第6 議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を
求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

地方税法第423条第1項の規定に基づき、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村は固定資産評価審査委員会を設置しなければならないこととされております。固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人で、任期は3年となっており、平成14年3月21日から前任者の残任期間を含め15年6ヶ月の長きにわたりご尽力をいたしました畠山光夫さんが、この9月17日で任期満了となりますことから、今回新たに矢巾町大字西徳田第7地割7番地高館精記さんを固定資産評価審査委員会の委員に任命をいたしたいと存じます。

高館精記さんは、昭和45年4月から現在の岩手中央農業協同組合に勤められ、平成18年3月に退職されるまで管理部長、経営改善室長、監査室長等の重責を担われております。また、平成18年5月から平成27年5月までの10年間は、同組合員の理事として、平成24年4月から平成27年3月までの3年間は、矢巾町農業委員として豊富な経験を持って、その職に当たられております。

高館氏は、特に農地に関する知識、経験が豊富であり、職務にも忠実でありますことから、今回固定資産評価審査委員に選任をお願いするものであります。

よろしくご審議の上、原案に同意くださいますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。議案第48号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、都市計画法施行令の改正に伴い、矢巾町地区計画等の案の策定手続に関する条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、都市計画法施行令の一部を改正する政令により、地区計画等の案を作成するに当たって意見を求めるものに関する規定の条番号に変更があったことから、同条を引用して、本町が策定しております地区計画等の原案に意見書を提出できる利害関係者の規定に関して所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号 矢巾町地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、介護保険法施行規則の改正に伴い、矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の所要の改正を行うものであります。

その改正内容ですが、地域包括支援センター職員に係る基準の定義が改められ、新たに困難事例等の支援を行う主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネージャーに更新制が導入され、5年ごとに更新時における新たな研修制度が創設されたところによるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） この包括支援センターの中に主任ケアマネというのは、今現在どのくらいいて、それでこの基準にはなるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、基準でいきますと、保健師1名、社会福祉士1名、主任介護支援専門員1名という基準になっておりますけれども、本町におきましては、社会福祉法人敬愛会に委託しております。主任介護支援専門員が1名、所長が資格を持っておるわけでございますが、なお、そのうちの先ほど申し上げました社会福祉士1名も主任介護支援専門員の資格を取得しておりますことから、計2名が配置されているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第50号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 財産の処分に関し議決を求ることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第9、議案第51号 財産の処分に関し議決を求ることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第51号 財産の処分に関し議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

このたびの財産の処分は、矢巾町デイサービスセンターの建物を社会福祉法人敬愛会へ譲与するものであります。

矢巾町デイサービスセンターは、本町初の通所介護施設として、社会福祉法人敬愛会が所有する土地に公設民営方式により町が建設し、その運営を当該法人が受託する形により、平成13年1月16日から運営を開始し、平成12年4月1日施行の介護保険制度移行後は、当該施設の無償貸与により事業を継続してきたところであります。

介護保険制度開始から17年が経過し、本町の通所介護施設が年々増加しているため、平成29年7月時点での利用者数に31名の余裕があることから、矢巾町デイサービスセンターの通所介護事業を廃止し、特別養護老人ホーム入所待機者解消のため入所型施設への転換を計画しておるところであります。

当該施設に隣接しております社会福祉法人敬愛会が運営する地域密着型介護老人福祉施設悠和荘においては、現在入所待機者が相当数あるため、悠和荘の一部として事業運営することにより、入所型施設への転換を図ることができることから、当該法人に譲与を行おうとするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第51号 財産の処分に関し議決を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）
について

日程第11 議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第1号）について

日程第12 議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予
算（第1号）について

日程第13 議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）について

日程第14 議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1
号）について

日程第16 議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第
1号）について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第10、議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第
11、議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、
日程第12、議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につ
いて、日程第13、議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について、日程第14、議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計
補正予算（第1号）について、日程第15、議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正
予算（第1号）について、日程第16、議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予
算（第1号）について、この7議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一
括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第52号から日程第16、議案第58号までの7議案については一括上

程することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程をされました7会計の平成29年度補正予算についてご説明を申し上げます。

議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入につきましては、13款国庫支出金に公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業補助金、地域介護福祉空間整備等交付金、スマートインターチェンジ周辺整備事業費補助金、17款繰入金に矢巾町公共施設等総合管理基金繰入金、20款町債に地域活性化事業債を新設補正し、また13款国庫支出金の社会資本整備総合交付金を減額補正とし、14款県支出金の地域経営推進費補助金、自殺対策強化事業費補助金、16款寄附金の一般寄附金、17款繰入金の各特別会計繰入金及び18款繰越金の前年度歳計繰越金を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出につきましては、平成29年度の定期人事異動に伴う人件費の組み替えのほか、2款総務費の公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業、3款民生費の介護サービス施設等整備事業を新設補正し、また2款総務費の企画総務事業、まちづくり事業及び財政調整基金積み立て事業、8款土木費の道路維持補修事業、除雪事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ関連道路整備事業及び橋梁長寿命化事業を増額補正し、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ8億3,129万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ119億4,321万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款国庫支出金の国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を新設補正し、また平成28年度の決算が確定したことにより、同年度の剩余金として、10款繰越金を増額補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、1款総務費の一般管理事業、2款保健給付費の一般被保険者療養給付事業及び退職被保険者等療養給付事業、4款前期高齢者納付金の前期高齢者納付事業、11款諸支出金の償還金及び一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳

出それぞれ9,302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,604万7,000円とするものであります。

続きまして、議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、5款支払基金交付金及び平成28年度の決算が確定したことにより同年度の剩余金として9款繰越金を増額補正するものであります。

主な歳出につきましては、1款総務費の介護保険一般管理事業、2款保険給付費の施設介護サービス費給付事業、3款地域支援事業費の介護予防生活支援サービス事業及び6款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,344万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億238万1,000円とするものであります。

続きまして、議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、平成28年度の決算が確定したことにより、同年度の剩余金として4款繰越金を増額補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、3款諸支出金の一般会計繰出金を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ143万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,071万8,000円とするものであります。

続きまして、議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入につきましては、3款繰入金及び4款繰越金を増額補正をするものであります。

主な、歳出につきましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業及び矢幅駅前地区事業並びに5款諸支出金の矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計繰出事業を増額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,572万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,178万9,000円とするものであります。

続きまして、議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容でありますが、収益的収入及び支出のうち支出の第1款水道事業費用の営業費用を増額補正をするものであります。

資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出の建設改良費を増額補正をするもので

あります。これによりまして、収益的収入及び支出のうち、支出の第1款水道事業費用を294万3,000円を増額して、総額を5億1,287万7,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち支出の第1款資本的支出を19万4,000円増額して、総額を13億2,268万6,000円とするものであります。

続きまして、議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容ですが、収益的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道事業費用の営業費用を増額補正、資本的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道資本的支出の建設改良費を増額補正をするものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち支出の第1款公共下水道事業費用を453万6,000円を増額して、総額を6億7,813万2,000円とし、資本的収入及び支出の第1款公共下水道資本的支出を1,222万円を増額して、総額を4億7,086万4,000円とするものであります。

なお、それぞれの会計の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第52号から議案第58号までの補正予算7議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま予算決算常任委員会に付託した補正予算の7議案については、本日開催されます予算決算常任委員会において審査を行い、審査報告書を当職のもとに提出するようお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案については予算決算常任委員会において審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前11時02分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開します。

日程第17 議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第21 議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第23 議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第24 議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（廣田光男議員） お諮りします。

日程第17、議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第22、議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第23、議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、

日程第24、議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について、この8議案は関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第17、議案第59号から日程第24、議案第66号までの8議案については一括上程することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） ただいま一括上程をされました7会計の平成28年度決算認定議案並びに水道事業会計の未処分利益剰余金の処分に係る議案につきまして、皆さんにあらかじめ配付をさせていただいております平成28年度予算執行に関する報告書、平成28年度公営企業会計別決算総括表及び議案書により説明を申し上げます。

まず最初に、後からタブレットであれなのですが、この平成28年度の予算執行に関する報告書の1ページをお開きになっていただきたいと思います。会計別、決算額、予算現額に対する決算額の比率の順にご説明をさせていただきます。

議案第59号、一般会計、歳入107億7,460万9,243円、96.4%、歳出102億253万323円、91.3%、歳入歳出差引額5億7,207万8,920円。

議案第60号、国民健康保険事業特別会計、歳入29億3,566万3,367円、101.3%、歳出28億2,573万791円、97.5%、歳入歳出差引額1億993万2,576円。

議案第61号、介護保険事業特別会計、歳入19億4,396万6,696円、100.9%、歳出18億6,055万245円、96.6%、歳入歳出差引額8,341万6,451円。

議案第62号、後期高齢者医療特別会計、歳入1億7,896万4,166円、100.0%、歳出1億7,753万3,701円、99.2%、歳入歳出差引額143万465円。

議案第63号、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、歳入6億7,274万5,816円、94.8%、歳出6億5,002万1,502円、91.6%、歳入歳出差引額2,272万4,314円。

合計に参りまして歳入、予算現額168億8,701万9,000円、決算額165億594万9,288円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額ゼロ円、予算現額と決算額との比較3億8,106万9,712円、予算現額に対する決算額の比率97.7%。歳出、予算現額168億8,701万9,000円、決

算額157億1,636万6,562円、繰越明許事業に係る未収入特定財源及び繰越額7億2,408万8,000円、予算現額と決算額との比較11億7,065万2,438円、予算現額に対する決算額の比率93.1%、歳入歳出差引額、予算現額はゼロ円、決算額が7億8,958万2,726円となります。

続きまして、平成28年度公営企業会計別総括表をお開きになります。この平成28年公営企業会計別決算総括表。それでは、議案第64号、水道事業会計、収益的収入及び支出、収入7億2,023万6,735円、101.2%、支出5億2,319万6,285円、95.1%、収入支出差引額1億9,704万450円。資本的収入及び支出、収入9,385万9,287円、108.0%、支出5億6,499万505円、88.5%、収入支出差引額△4億7,113万1,218円。

次に、議案書をお開きになっていただきます。議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由の説明を申し上げます。地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度決算における剰余金の処分について議決を求めるものであります。内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金の全額3億1,416万345円を資本金への組み入れとして処分するものであります。

続きまして、平成28年度公営企業会計別決算総括表をもう一度お開きになっていただきます。議案第66号、下水道事業会計の公共下水道事業、収益的収入及び支出、収入6億7,595万8,413円、101.6%、支出6億1,303万1,039円、95.0%、収入支出差引額6,292万7,374円。資本的収入及び支出、収入7億9,269万7,117円、81.4%、支出10億1,167万2,467円、77.9%、収入支出差引額△2億1,897万5,297円。

次に、農業集落排水事業、収益的収入及び支出、収入1億6,926万2,364円、104%、支出3億4,339万7,288円、82.9%、収入支出差引額△1億7,413万4,924円。資本的収入及び支出、収入3億50万5,000円、97.9%、支出3億690万1,616円、97.4%、収入支出差引額△639万6,616円。

合計に参りまして、収入、予算現額29億1,367万6,800円、決算額27億5,251万8,969円、建設改良費の繰越額及びそれに係る財源充当額1億8,065万6,000円、予算現額と決算額との比較1億6,115万7,831円、予算現額に対する決算額の比率94.5%。支出、予算現額38億6,189万1,000円、決算額33億6,318万9,200円、建設改良費の繰越額及びそれに係る財源充当額2億7,296万2,000円。予算現額と決算額との比較4億9,870万1,800円、予算現額に対する決算額の比率87.1%、収入支出差引額、予算現額△9億4,821万4,200円、決算額△6億1,067万231円となります。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者及び担当課長からご説明を申し上げま

すので、よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

平成28年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計、水道事業会計、下水道事業会計の各決算審査意見書及び矢巾町基金運用状況審査報告書が当職のもとに届いております。

なお、意見書及び報告書につきましては、お手元に配付しておりますので、ご覧願います。

吉田代表監査委員が出席しておりますので、審査意見書について補足説明がありましたならば、これを許します。

吉田代表監査委員。

（代表監査委員 吉田 功君 登壇）

○代表監査委員（吉田 功君） 平成28年度矢巾町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の歳入歳出決算については、報告書に記載のとおりでありますが、若干の補足説明をさせていただきます。

審査に当たりましては、会計伝票、帳簿、証書類等の照合点検及び担当部局から事情を聴取し審査を行いましたが、いずれも符合し、正確でありましたことをご報告申し上げます。

一般会計と4特別会計は、全ての会計において黒字決算であり、実質収支額は合わせて5億8,796円余となっております。これは、高橋町長の指導のもと、職員の卓越した行財政運営と議員各位のご理解のたまものであると感ずるところであり、今後も順調に推移していくことを望んでおります。

昨年も報告いたしましたが、町税等の収納率は、大変すばらしい成績であり、高く評価するとともに、敬意をあらわすものであります。引き続き、収納率の維持、向上に努められますよう望んでおります。

水道事業会計においては、純利益を計上しておりますが、下水道事業会計は、欠損金が生じております。新しい料金体系のもと、施設管理及び経営管理の両面において、健全性の確保に努められますよう期待しております。

自治体財政の健全化を示す健全化判断比率について、指標の一つであります将来負担比率は123.2%であり、前年度から大幅に下回っております。今後なお一層の財政健全化に努められることを願うところであります。

地方創生事業や矢巾スマートインターチェンジの整備事業など、町民の期待や関心が大き

い事業に取り組まれております。費用対効果を十分に見きわめ、財政の健全性も意識しながら、着実に事業を展開されますよう望んでおります。

昨年4月には、やはばーくが開館し、また岩手医科大学附属病院の開院までは秒読み段階に入ってきております。今後矢幅駅周辺や岩手医科大学を中心に、新しい人の流れの創出が予想されることから、若者が行き交う魅力あるまちづくりを推進されますよう、心より期待しております。

以上、申し上げまして私からの補足説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　吉田代表監査委員の補足説明が終わりました。

お諮りします。議案第59号から議案第66号までの決算8議案については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した8議案については、9月21日午後1時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ご異議なしと認めます。

よって、決算8議案については、9月21日午後1時までに審査を終了し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

○議長（廣田光男議員）　以上で本日の議事日程は終了いたしました。

直ちに議案第52号から議案第58号までの補正予算7議案について予算決算常任委員会を開催し、当職のもとに報告書を提出するようお願いします。

ここで暫時休憩に入ります。

午前11時32分　休憩

平成29年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第2号）

平成29年9月5日（火）午後3時10分再開

議事日程（第2号）

- 第 1 議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について
- 第 2 議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 3 議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 4 議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第 5 議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 6 議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 7 議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋 昌造 君	総務課長 兼防災安全室長	山本 良司 君
企画財政課長 兼政策推進室長	藤原 道明 君	会計管理者兼 税務課長	佐藤 健一 君
住民課長	浅沼 仁 君	福祉・ 子ども課長	菊池 由紀 君
健康長寿課長	村松 徹 君	産業振興課長	稻垣 讓治 君
道路都市課長	菅原 弘範 君	農業委員会 事務局長	村松 亮 君
上下水道課長	山本 勝美 君	教育長	和田 修 君
学務課長	村松 康志 君	社会教育課長 兼矢巾町公民館長	野中 伸悦 君
学校給食共同 調理場所長	佐々木 忠道 君	代表監査委員	吉田 功 君
農業委員会長	高橋 義幸 君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝 君	係長	藤原 和久 君
主任主事	渡部 亜由美 君		

午後 3時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまから本日の会議を再開します。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 追加の議事日程第2号は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について

日程第2 議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第3 議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第6 議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、日程第2、議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第3、議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第4、議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、日程第5、議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第6、議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、日程第7、議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について、この補正予算7議案は予算決算常任委員会

への付託に係るもので、予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありました。これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） それでは、読み上げて審査報告にします。

平成29年9月5日、矢巾町議会議長廣田光男様。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。

議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）について、議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）について、議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、平成29年9月5日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第52号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。 1、厳しい財政状況の中、ふるさと納税について、返礼品の充実を図るなど、より積極的に取り組み、財源の確保に努められたい。

2、地域の課題や要望について、繰越金を活用するなど、早期解決に向けた事業の推進に努められたい。

以上でございますが、議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして報告いたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） ご異議ないようでありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第52号 平成29年度矢巾町一般会計補正予算（第4号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第53号 平成29年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第54号 平成29年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第55号 平成29年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第56号 平成29年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第57号 平成29年度矢巾町水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第58号 平成29年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了したので、これにて散会します。

なお、明日6日は一般質問を行いますので、午前10時に本会議場にご参集願います。大変ご苦労さまでございました。

午後 3 時 2 分 散会

平成29年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第3号）

平成29年9月6日（水）午前10時開議

議事日程（第3号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君

総務課長 山本良司君
兼防災安全室長

企画財政課長 藤原道明君

会計管理者兼
税務課長 佐藤健一君

住民課長 浅沼仁君

福祉・
子ども課長 菊池由紀君

健康長寿課長	村松 徹君	産業振興課長	稻垣 譲治君
道路都市課長	菅原 弘範君	農業委員会 事務局長	村松 亮君
上下水道課長	山本 勝美君	教育長	和田 修君
学務課長	村松 康志君	社会教育課長 兼矢巾町公民館長	野中伸悦君
学校給食共同 調理場所長	佐々木 忠道君	代表監査委員	吉田 功君
農業委員会長	高橋 義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝君	係長	藤原 和久君
主任主事	渡部 亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次質問を許します。

それでは、第1問目の質問を許します。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 議席番号6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

矢巾町公共施設等総合管理計画について、これより質問をさせていただきます。公共施設等総合管理計画は、過去に建設された公共施設等、その多くが更新時期を迎える、平成27、28年において、具体的な行動指針や調査を実施し、土地、建物など、町所有資産を特定の上、現状を把握して、30年から50年先の具体的管理運営について方針あるいは除却等の方針及び管理体制を構築するものであり、平成32年度までの早い時期に計画書を策定することとしております。

この計画策定に当たり、現有施設の質的向上や機能転換、用途変更や複合化、集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止、撤去を進めることが必要となります。以下、施設総合管理計画について質問をいたします。

1点目であります。現在小、中学校に併設されているプールについて、今年度の教育行政方針で大規模改修の必要性を述べられておりますが、この必要とされる今後の改修内容について。

2点目であります。昨年度町内各小、中学校のプールを授業として使用された日数、延べ

時間、人数及び同じく各中学校水泳クラブ活動で使用された日数、時間及び今年度の各中学校の水泳クラブ員数、クラブ活動の状況について。

3点目であります。各小、中学校のプールの年間に要する管理費用について。

4点目であります。昨年度の南昌グリーンハイツ稼働日数、それから入場者数の状況について及び南昌グリーンハイツが今年7月の最盛期に約2週間臨時休業した理由について。また、南昌グリーンハイツの年間に要している管理費用について。

5点目であります。矢巾町農村環境改善センターの体育施設に改修する内容について。

6点目であります。町内プール小学校4、それから中学校2、それからグリーンハイツ1、計7施設のプールがございますが、この全施設を廃止し、年間を通じて教育施設、町民施設また交流人口増加に対応した体育施設として、全天候型の町民プールを新たに設置する考えについて。

7点目であります。学校施設について、今後児童・生徒数が減少する中で、施設の維持、更新費用が増加するという矛盾を抱えておりますが、財政制約とコストとの乖離を埋めるため、学校施設の配置や規模、運営面、活用面等に及ぶ多面的な見直しが必要であり、適正化に向けた総合的な取り組み方針を明確にする必要があると思いますが、その考え方について。

また、一般施設について、機能強化により、質的向上を図り、用途変更や複合化を考えている計画施設について。

以上、7点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　6番、村松信一議員の矢巾町公共施設等総合管理計画についてのご質問にお答えをいたします。

4点目についてですが、昨年度の稼働日数は131日、入場者数は1万1,991人となっております。

次に、ことし7月の臨時休業についてですが、指定管理者から7月6日にプールの水位低下が続いているとの報告があり、安全の確保を最優先し、漏水が近隣に影響を及ぼしていないかを確認するため、7日から臨時休業とし、10日に職員による漏水調査を実施いたしましたが、漏水の行き先が確認できなかったことから、専門業者による調査を実施いたしました。

その結果、漏水の行き先は確認できませんでしたが、周辺への影響が認められなかつたことから、安全確保のため、周辺に陥没等がないかを毎日確認することとした上で25日から営

業を再開したところであります。

また、年間に要している管理費用については、指定管理料を含み832万4,144円となっております。

5点目についてですが、矢巾町農村環境改善センター内の多目的ホールのじゅうたんを剥離、剥がしてフローリングの状態に戻して体育施設として利用できるよう整備するものであります。このことにより、多目的ホール内での、例えばバドミントン、バレーボール、卓球等の競技ができるように、可能となります。

なお、ご可決賜りました予算をもちまして、ことしじゅうに改修を完了させる予定となっております。

6点目についてですが、現時点で新たに設置する計画はありませんが、公共施設等総合管理計画の基本方針において、既存施設等の統廃合、複合化などにより、総延べ床面積の縮減が達成されつつ、活用性が向上する場合には、検討してまいります。

7点目についてですが、学校施設の配置や規模、運営面、活用面等に及ぶ多面的な見直しについては、公共施設管理の面からだけではなく、まちづくり全体から考える必要があり、今後総合計画の策定の際に、方針を明確にする必要があると考えております。

また、一般施設についての用途変更や複合化につきましては、現段階で決定している施設はございませんが、個別施設計画の策定において検討をしてまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、矢巾町公共施設等総合管理計画につきましてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、徳田小学校では、プール底の部分の改修及びプールサイドのシートの全面的張りかえ。煙山小学校では、プール内の配管部分の補修。不動小学校では、プールサイドシートの張りかえ。矢巾北中学校では、プールサイド補修が必要な状況となっております。

2点目についてですが、小学校4校での授業日数は、合計で96日、延べ241時間、延べ1万4,784人となっており、中学校2校での授業日数は、合計で46日、延べ158時間、延べ6,902人となっております。

また、中学校の水泳部は、矢巾中学校のみで、使用日数22日、53時間。今年度の部員数は

6名となっており、クラブ活動の状況については、放課後に学校プールで練習を行い、大会等にも出場しておりますが、残念ながら上位進出には至っておりません。

なお、生徒数の減少に伴い、今年度をもって水泳部の廃部が決定しております。

3点目についてですが、プールろ過器保守点検料及び水質検査料として、小、中学校6校分で、合わせて32万4,000円、プール薬品代及び残留塩素試薬等の消耗品費が126万円余りとなっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、再質問1点目行いたいと思います。

平成28年度決算では、徳田小学校を主にして、不動小学校含め多くの場所のプールについての修繕工事がなされたわけあります。そして、答弁では、平成29年度以降において多くの箇所の修繕を必要としております。施設の老朽化に伴い、さらなる修繕箇所の発生も考えられ、今後もこのような繰り返しになることが予想されます。

平成29年6月の一般質問では、利用者の安全に直接かかわるような施設については、予防保全型とし、それ以外は、事後保全型維持管理とすると答弁をいただいております。まさに長寿命化が必要な施設ですが、学校施設における老朽化対策の基本的な考え方として、点検や修繕等に要する技術が高コスト化するとともに、改修の範囲の拡大による費用も増大しております。そのために従来のような施設にふぐあいがあった際に、保全を行う事後保全型の管理から計画的に施設の点検、修繕等を行い、不都合なことを未然に防止する予防保全型の管理への転換を目指すことが必要となってきております。

現在のプールについて、必要とする修繕箇所も特定されており、予防保全型維持管理と言えますが、しかし今後は少子化にかかわる直接的な施設については、大改修の上、長寿命化を選択するか、あるいはまた統合するかなどの選択が必要となってまいります。これが重要なとなってまいります。

このような状況の中で、不動小学校、煙山小学校、徳田小学校のプールを廃止し、矢巾中学校あるいは矢巾北中学校のプールを小学校プールと中学校と併用して使用する考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） 村松議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず斬新なお考えを示していただきまして、まことにありがとうございます。ただ、プールの授業というのは、子どもたちにとって非常に楽しみなものでございます。自分の学校にあるからこそ、すぐプール授業に移ることができます。あるいは天候によっては、ちょっと待ちながらも、でも、晴れたときに行くと、そういうふうな適宜というふうな形でプール授業が行われます。確かに、村松議員おっしゃるとおり、事後保全ではなくて、これからは予防保全だということ、確かにそのとおりだと思います。将来的には、そういうことを考えていかなければならぬと思いますが、いろいろと資料を整理しながら、周りの市町村等、あるいは全国の状況を見ながら、これから考えてまいりたいと、そう思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 今までの考えはそうでよかったですということです。そこでご答弁いただいたとおりであります。今後は少子化になるわけであります。子どもがどんどん減っていった場合に、小さなプールをつくるのでしょうか。そうではない。やっぱり経費は同じくかかりますし、しかも老朽化されておりますので、いずれ新しいものに取りかえなければならないと、改修する必要があります。そこで今の提案をしたわけであります。全国の例等を調べてみたいと申しておりましたけれども、全国にたくさんございます。その事例がたくさんあります。それで私よりもっと田舎のところでもございます。そして、大体6キロ以内のところを目指しているそうですけれども、マイクロバスなどを借りてやっているという事例がたくさんあるのです。ですから、今後ご検討いただきたいと思います。

それでは、2点目に移らさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 質問ではないのね、今のは。

○6番（村松信一議員） ええ、そうです。

○議長（廣田光男議員） 質問に集中してください。

○6番（村松信一議員） わかりました。気をつけます。

○議長（廣田光男議員） はい、どうぞ。

○6番（村松信一議員） それでは、2点目の質問に移らさせていただきます。

残念ですが、矢巾中学校の水泳部が平成29年度をもって廃部となるということでご答弁いただきました。答弁のとおり授業で活用されておりますが、矢巾中学校、それから矢巾北中ともに授業以外は使用をされていないことになります。4点目に質問いたしました南昌グリ

ーンハイツについて、今後冬期間の休館期間に大幅な改修をする必要があると考えられます。また、老朽化施設のために今後も多額の修繕費用が発生すると予想されます。1点目の質問のとおり、小学校のプールは、老朽化による長寿命化に多額の費用を要すると推測できます。矢巾町は、健康増進にいろんな工夫をされて取り組んでおりますが、健康には水泳の効果が多くあるとわかっていても、町民の方には、身近なプールが今まで少なかったと思います。そこで、さきの小学校、中学校に供用することにあわせて、そして夜間設備、照明を設置しまして、中学校2校のプールを町民に開放してはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 村松議員のご質問にお答えいたします。

これもまた斬新なお考えです。矢巾北中学校、矢巾中学校、2つの中学校を夜間照明をつけてということ、これについては、お金のかかることですので、これから検討ということになると思いますけれども、ここで私のほうでできる、できないはお答えすることができません。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、このプールについては、やはり子どもたちにとつて非常に楽しみな授業でございますし、プール施設があるということで、子どもたちが水泳に親しむことができます。そして、それがさらに町民に広げられるということがあるのであれば、いろんなことを考えていかなければいけないと、そうは思います。

ただ、先ほども申し上げたとおり、お金のことですので、私のほうからはできる、できない申し上げることができません。検討ということでおろしくお願ひします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、3点目、質問させていただきます。南昌グリーンハイツについてであります。南昌グリーンハイツについて、平成29年6月議会の一般質問において、体育館の屋根改修工事を例に、そのような早急に対応すべき施設はないのかということでの質問に対しまして答弁をいただいておりますが、そのときは、もうないものと考えておりますという答弁がありました。今回の南昌グリーンハイツの修繕は、事後発生型維持管理ではなく、予防保全維持管理として対処すべき施設と考えますが、いかがでしょうか。

それから、グリーンハイツの水漏れについて対応、処理して、今後また再開すると思いま

すが、今後冬期間に大幅な点検、診断の上、大改修が必要と思われます。来年の再開に向けた対応をどのように考えているのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目ですけれども、南昌グリーンハイツの場合は、冬期間に休館をする施設となってございますので、今後の管理につきましては、ご指摘のとおり、その休館期間に点検等を十分に行いまして、早期に修繕するものは修繕するという形で予防保全型の管理をしていくべき施設と考えるところでございます。

それから、2点目、グリーンハイツの今後についてですけれども、ただいままだ9月いっぱい営業中でございます。町長答弁でも申しましたが、漏水箇所等特定できてございませんので、営業が終わり次第、きちんとした調査を行いまして、どの程度の修繕が必要なものか、明確にいたした上で今後の施設の改修計画とかを定めていきたいと思いますので、営業が終わってからの調査をしてからというような状況になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは次、4点目の質間に移らさせていただきます。

矢巾町農村改善センターにつきまして、体育施設として改修された後の施設の名称を変更する計画はあるのか。

それから、改修により、使用頻度が多くなると思われます。そこで、指定管理費用の改定はあるのかお伺いをいたします。

それから、改修された後の使用料金の体制は、どのように考えているのか。

それから、町民に対しまして、この体育施設部分の告知方法をどのようにされるのか。

以上、4点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の施設の名称についてでございますが、この施設の名称を変更するという協議につきましては、現在なされていないところでございます。

2点目、改修による頻度の指定管理料の改定についてですが、これにつきましては、土橋

にある改善センターの利用状況等を踏まえながら、当然夜の貸し出し日数につきましては、大幅にふえると思いますので、指定管理者と再度協議をしながら管理料については、協議が必要なものと考えてございます。

それから、3点目、改修後の使用料の体制についてでございますが、現在定められております使用料をそのまま運用したいというように思ってございます。今の定められている使用料につきましては、多目的ホールにつきましては、体育行事に使用する場合は、1時間当たり310円という料金が定められてございます。それから、夜間につきまして、電灯を使用した場合は、1時間当たり110円を加算するというような料金体系が定められておりますので、この料金体系でそのままいきたいというように現在は考えてございます。

それから、4点目、町民に対する周知でございますが、改修後、使用が可能となる前に、町の広報、それからホームページ等を利用していたしまして、体育施設として利用ができるのを十分に町民の皆さんに周知をしてまいりたいと、このように思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質間に移らさせていただきます。

2点目となりますが、施設の長寿命化は、統廃合など現施設の機能強化を行い、使い勝手のよい施設につながるようシステムアップを必要として検討すべきとしております。矢巾中学校の正門の混在解消策として、7月に通用門をつくっていただきました。見違えるような車両、通学自転車、周りの通行車両、スムーズな車両、人の流れであります。そのような小さな見落としがちな改修も現施設の機能強化となるわけであります。今後もこのような事例があると思いますが、現在検討していることはありますでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） 村松議員のご質問にお答えをいたします。

矢巾中学校の自転車あるいは歩行者用の通用口をつけたということについては、現職のときに、私も希望した一員として、非常にいいものができたなど、実際に私も行ってみてまいりました。それ以外の小中学校からの要望、今現在、そのような似たようなことについては、今のところございません。ただ、こちらのほうからもぜひ小、中学校のほうに、そういった改善すべきところがないかどうか働きかけをしてまいりたいと、そう思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、また次の質間に移らさせていただきます。

各担当課とも管理する施設、工作物は老朽化のものが多いと思いますが、個別施設管理計画策定までの間、平成32年度までにつくられるということになっておりますが、点検、診断、修繕、更新等について、定期的な劣化、損傷の程度や原因などを把握することが必要であります。現在の本町の取り組み状況は、計画体制整備ができるまでは、誰がどのような方法で行うのか、対象施設115件、工作物292件ということで前回質問いたしましたところ、担当課ということでの回答をいただいておりますが、それでは担当課の方、そのときから現在までどのような点検、この115件、工作物対象施設115件、工作物292件、これを各担当課にそれぞれ割り振って担当されていると思いますが、その担当課では、今までどのような点検、それから診断をされているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

それぞれ各担当課、所管する施設での対応ということで6月答弁したとおりでございまして、それぞれ所管する施設の部分、大体120施設ほどあるわけでございますけれども、そこを点検しているわけでございますけれども、総務課として、一括して各所管課というよりも、総務課としてお答えをさせていただきますけれども、各施設の点検、それから診断、修繕もありますし、これ事後になりましたけれども、町民体育館、それぞれ所管する施設の部分、現在ですけれども、それぞれ所管する部分の中で、それぞれ所管課ごとに発注している状況でございます。内容につきましては、点検業務、工事等、まず全て業者委託工事発注という形の中で対応させていただいてございまして、これにつきましては、年度初めに定期的に行う部分、1年に2回ほどやる部分と、施設によっては、いろいろ点検、修繕方法が違うわけでございますけれども、そのような形で予防型と申しますか、そういうふうな維持管理の部分に努めて対応させていただいていると、対応しているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質間に移らさせていただきます。

今年も町内の小学校で運動会がございました。他校は、当日雨でありまして、日曜日に実

施したわけですが、不動だけは平日の実施でありました。校内の記録会もそうですが、校内マラソンなどもそうであります。前日に雨のためにコースを変更したり、大変苦労してコース設定をしております。家族、保護者、親戚を含め、当日は、応援やみんなが校庭で弁当を食べることを楽しみにしておりました。しかし、不動だけは平日で応援者もばらばら、昼食は教室で給食を食べる。このような施設も本来は早急に対処しなければならない事案であります。予算上の問題もあり、このようなケースを以前から施設改修の箇所として関係者は、共有していなければならぬわけですが、これを共有していたのか。それから、共有していなかったのか。共有していたら、いつからだったのか。

以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　ただいまの村松議員のご質問にお答えいたします。

確かに土曜日に各町内の4小学校で運動会を開催する予定でございました。ところが、明け方からの大雨で翌日に延期ということに3小学校はなったのですが、不動小学校に関しましては、グラウンドの水はけが非常に悪いということになっておりまして、これはこの状況は、もう共有している、みんなでその情報は共有している状況でございました。学校では申し送りはされておりまし、保護者、元保護者などに聞いても、もう10年以上前からそんな状況だよというようなお話を伺っております。

いつからこのような状況になっているのかということにつきましては、大変申しわけないのですが、正確な時期はわかりかねますけれども、少なくとも元保護者の話などを聞きますと、10年以上前からそのような状況だということで、不動小学校でなぜ平日にやったかといいますと、先ほど申し上げましたとおり、非常にグラウンドの水はけが悪いということで、校内に水がたまっておりまして、走る、日曜日にやっても、校内に水がたまっていて、しかも、あそこはなかなか乾かない場所なのです。それで、走るときに一番危ないところでもありますし、危険を回避するということも考えまして、校長の判断で平日に開催するということになった次第でございます。

このことにつきましては、抜本的に校庭の水はけをよくするための工事が必要だということは、重々承知しているところでございますが、やはり大変な費用もかかる、財政的な問題もございますので、予算要求は続けてきておるところではございますけれども、現状で推移しているというようなことで、非常に残念な、今回、今年度は結果に終わってしまったなというふうに思っております。

引き続き、予算要求等で何とか改修のほうに向けて取り組んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質間に移らさせていただきます。

このような事例がたくさんあるのだろうと思います。先ほど来質問、再質問しております南昌グリーンハイツ、そのほか小学校も含めてたくさんあると思います。それで、それを各担当課で担当しておるわけでありますが、そこでこのような管理体制で本当にいいのかどうか。実は、一括委託方式を取り入れてはどうかと思うのでありますが、質問させていただきます。

香川県にまんのう町という町がございます。ここは、平成22年度より業務別、施設別におのおの契約しておりました、その委託しております清掃業務や電気、保安業務など65施設にわたる延べ156業務にかかる学校を含む公共施設等の保守点検業務について一括して契約をしたということです。そのことでPFIを取り入れてやったそうですが、契約時のVFM、バリューフォーマネー、つまり税金価値を最も高めようとする考え方であります、このまんのう町の場合は、このことで19.81%、約20%の節約ができたということがあります。本町、矢巾町の対象施設115件、工作物292件の点検、維持管理について再度お伺いしますが、本町でも施設管理計画について、この点検、診断について一括契約について研究する考えはないかどうかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました現在実施している点検、修繕、診断等につきましては、それぞれ所管課、それぞれ行っておりますという状況をご説明、ご報告申し上げました。ご質問のございましたこれら、例えば清掃業務、電気保安業務等々、施設にかかる部分、町でいいますと、例えばエレベーターの点検、自動ドアの点検あります。200近くの施設の対象物として法的に決められているものもございます。これら部分、ご提言いただいた点検、診断についての一括契約、この部分、先般29年6月会議でちょっとだけ目出し的なことをいたしましたけれども、現在の所管課でやっている部分は、そのとおりでございますけれども、総務課、管財の部分、行っているのがベースでございます。ただ、いろいろこの契約を含めまして、

かなり広く範囲が、守備範囲が広くなるということで、こちらの今のところの部分の考え方として、営繕係、営繕課とは申しませんけれども、営繕係の新たな設置も視野に入れて検討をいたしますということで、現在検討を進めてはおります。状況、何々所管課、点検、診断等を持っているのかを含めましてあるわけでございますけれども、こちら人事と申しますか、そちらの調整も当然必要になってまいりますので、そういうものも含めまして検討を進めながら対応をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 今まで答弁を聞いていますと、不動小学校についても山本課長の答弁も前向きなものが感じられませんが、町長さん、所見ございますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず先ほどから教育委員会がこの教育施策の推進の立場からの答弁でございまして、やはりスポーツ施設というか、体育施設を生かしたまちづくりを考えたときは、村松信一議員のご指摘のとおりだと思います。だから、このことについては、私ども教育の一貫性を大事にするか、それとも児童・生徒を含めて町民の皆さん方にとって使い勝手のいい形にしていくかということなわけでございまして、そこで、今私どもこれからご指摘のあったことについて、例えばイニシャルコスト、ランニングコスト、こういうふうなものを総洗いざらいにして調査をさせていただきます。

そして、その中で、もしいわゆる例えば先ほどプールのお話があったわけですが、この年間に利用される日数というのは限られて、それが矢巾小、中学校のいわゆる小学校4つに中学校2つ、6つにこのプールが必要なのかも含めて、この辺も検討させていただいて、そしてできれば、先ほどからお話のあった複合化、集約化、その中で、いわゆる検討していくこともひとつ大事だということで、そして全天候型で、特にこれからはプールなんかもバリアフリーとか、そういった安全面、そして多機能、いわゆるもうできれば、水泳競技なんかも、そうできるようなものを考えていくこと。いわゆるイニシャル、ランニングコストを総体的に見て、検討していきたいなということで、まさにスポーツ施設を通してのまちづくりの一環としてのご質問だと思いますので、そのところはしっかりと受けとめていきたいし、それから今総務課長が答弁させていただいたのですが、各施設の維持管理、これは今まで積み重ねてきたものもありますが、これも今ご指摘のとおり、やはり一括、この業務委託、いわゆるPFI方式も含めて、これはもう検討して、研究するのかということですが、これは

もう前向きに検討していかなければならない。

だから、今公共施設のことでいろいろ問われているのは、私どもも老朽化をして、建てかえをするのではなく、いかにしてご指摘のとおり集約して、複合化をして、そして町民の皆さん方にとて、本当にこの施設がいい施設だというまちづくりの一環として捉えていきたいなど、こう考えておりますので、これまでいろいろと答弁させていただいた中には、なかなか不動小学校の運動会、私も行ってみまして、本当は心の中では泣いて帰ってきた。これは、当然町長にも責任追及があるなということで、相当の覚悟を持ってあれしてきたのですが、いずれそういった管理も含めて現場にも足を運んで、しっかり対応できるような体制をということで、今教育委員会は、教育施策の推進ということで答弁したので、前向きでもない、後ろ向きでもない、当たり前の答弁だということでご理解いただきたいのですが、いずれ今後そういったスポーツ施設を通しての生かしたまちづくりを考えていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 大変前向きな答弁、ありがとうございました。

他に再質問ございますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） それでは、最後の質問となります、長寿命化、老朽化につきまして総合的にお伺いをしたいと思います。

平成29年度教育施政方針で教育長が述べられております。校舎内外、体育館、プール施設等の老朽化が見受けられ、公共施設等管理計画及び個別計画に基づき大規模改修など、計画的な老朽化対策の必要性が述べられています。南昌グリーンハイツについて、老朽化が著しく、さきの質問でもありましたとおり、今後も大規模修繕が必要と思います。

施設の長寿命化は、統廃合など、現施設の機能強化を行い、使い勝手のよい施設につながるようなシステムアップも必要として検討すべきとしております。学校施設は、子どもたちの学習、生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件であるために、充実した教育活動を存分に展開できるよう機能的な施設環境を整えるとともに、豊かな人間関係を育むのにふさわしい快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を整えた安全、安心なものにする必要があるとしております。さらに、地球温暖化など、環境問題に対応するため、環境を考慮した学校施設のエコスクール化の推進や教育内容、方針などの変化、教育の情報化、バリアフリー化など、さまざまな社会要請に適切に対応するために、教育環境の質的向上を図ることが求められております。

そして、少子化に備え、今後温水町民プールに統一し、まだ現役で使える中学校のプールなどもありますが、いずれは温水町民プールに一つに統一しまして、さきの新聞報道でも取り上げられておりますが、道の駅構想について、町長は理想とすれば、防災拠点も含めた道の駅を掲げております。防災拠点には、実は大量の水の確保が重要であります。プールの大量の水が役に立つわけであります。町民温水町民プールを開設し、学校教育、健康増進、防災用水など、さまざまな活用ができます。少子化を迎えるに当たり、施設の長寿命化には統廃合が必要であります。ぜひとも各小中学校及び南昌グリーンハイツの全プールをいずれは廃止し、全天候型、通年型町民温水プールの開設を道の駅に開設を望むものであります、町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず結論から言うと、もう村松議員のおっしゃるとおりでございます。ただ、これから私どもやはり中長期の財政計画にもらみながら、ことしは将来負担比率も前よりは減ったのですが、それでもまだ120台ということで、この間いわゆる小川文子議員からもお話をあった県平均は、もう50前後だということもありますので、いずれ私どもとしては、そういった中長期の財政計画をしっかりとらみながら、今、先ほど私も答弁させていただいた、いわゆる体育施設、スポーツ施設を通して生かしたまちづくりの一環として、またはそこの中には、今おっしゃるとおり健康増進、体力づくり、いろんな、それからもうできれば競技ができる、また今言う防災拠点の一つの考え方、そういうふうなものを総合的に勘案しながら検討してまいりたいと思いますので、今後このことについては、議会の議員各位または町民の皆さん方ともしっかりと協議をさせていただきながら検討させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　それでは、村松信一議員の一般質問を終わります。

次に、7番、昆秀一議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（7番　昆　秀一議員　登壇）

○7番（昆　秀一議員）　議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、環境美化の考え方についてお伺いいたします。清掃とは、その場所を清潔にすることだけではなく、その行為自体が心を清めるという効果にもつながっていくものと考えられるのではないかでしょうか。そこで町としての環境美化の考え方についてお伺い

いたします。

1点目、町の主な施設の清掃業務を一つの会社に対して長期継続で委託契約をしているようですが、その理由を伺います。

2点目、主に職員がみずから利用する場所をみずから清掃せずに委託とする理由をお伺いいたします。

3点目、町内一斉清掃を始めた経緯と、今までの状況をお伺いいたします。

4点目、教育において、家庭や地域での環境美化についての指導をどう行っているのかお伺いいたします。

5点目、町内小中学校の清掃活動を教育の中では、どのような役割と捉えているのかお伺いいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　7番、昆秀一議員の環境美化の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、長期継続契約は、地方自治法により、契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすような場合に認められる制度であります。施設の維持管理に必要な清掃業務は、専門的な技術や作業工程を要しており、環境美化を維持していく上で継続的に業務可能な業者に対し、長期継続による委託を行っております。

2点目についてですが、机や来客用カウンター等は、職員が業務開始前または終了後に清掃しておりますが、職員だけでの清掃には、清掃範囲や時間的な制限など、限定される部分が多いいため、会議室や廊下の共用部分やワックス掛け等の大規模な清掃について業務を委託しております。

3点目についてですが、緑豊かな自然を愛し、清らかなまちづくりに努めましたとした町民憲章の実現を目指す取り組みとして、昭和58年度から町をみんなできれいにする運動がスタートとし、現在まで続いております。この運動は、毎年ご存じのとおり春と秋の2回、全町民の皆さんに参加を呼びかけて、地域の清掃活動を行い、町内全域の美化を目指すものであり、各コミュニティの協力のもと、毎回多数のご参加をいただいております。

町といたしましては、この運動によって町内の美化を図るとともに、コミュニティ内の共

同作業を通じて、町民の皆様方が地域内での交流を図り、環境美化についての意識を高めていただぐ機会としても大いに意義ある運動と認識しており、今後も継続してまいりたいと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、環境美化の考え方についてのご質問にお答えいたします。

4点目についてですが、ふだんの学校での清掃活動が家庭や地域での環境美化活動の基礎となると考え、毎日の学校清掃において積極的に協力し合い、取り組むよう指導しております。

ほかに自分たちの住んでいる地区的清掃活動を子ども会など地区単位で取り組むことや部活動や委員会単位のボランティアで地域の環境美化活動に取り組むことで心の教育へつなげております。

5点目についてですが、学校清掃も大切な学習時間であります。清掃活動を通じて不衛生な環境を適切に処理する技術を学ぶとともに、協調性が養われ、働くことの意欲を高めるという点でも教育的な役割があるものと捉えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　清掃の長期継続契約の件ですけれども、長期というのは、どのくらいの期間をいうのでしょうか。また、委託先を決めるのには、どのような決め方をしたのでしょうか。各施設を一括で入札で決めたのか。それとも役場庁舎とかさわやかハウスなど、個々で入札を行ったのか。それと入札で決めたのであれば、その入札方法、予定金額の算定法、落札率、入札参加業者数などをわかれば、お願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初、長期継続契約の関係、期間でございますけれども、規定上5年以内、複数ですから、2年以上5年以内というルールになってございまして、清掃関係、主に3年、長期継続を行っているところでございます。

それから、委託先関係、ご質問が出ました委託先関係につきましては、施設、各所管課そ

それぞれ持っているわけでございますけれども、それぞれ個々所管課において、委託契約長期継続契約という形で、それぞれが対応してございますし、総務課の部分につきましては、所管する庁舎施設とかというふうな形の中で、それぞれ対応しているところでございます。

それから、契約、入札関係の方法でございますけれども、契約、入札につきましては、契約は随意契約で行ってございます。契約の随契の指名につきましては、建物庁舎の部分でお話をいたしますと、業者3社指名をいたしまして、3社指名による見積もり、随契という形で行ってございまして、設計、そのもととなる、いわゆる設計、工事でいえば設計額というのが、仕様の部分につきましては、こちらは役場職員、こちらのほうで積算行いまして、単価あわせて積算業務を行った後、見積もり合わせを実施しているという形で行っているところでございます。

それから、先ほど申しました清掃業者の関係、3社で随契で行っていますよというようなお話をいたしましたけれども、基本的には業者につきましては、清掃業務の入札参加資格、こちらを2年に1回提出していただいているわけでございますけれども、そちらの業者の中から3社を指名と。指名の理由については、まず地元、これがまず一つ。地元に近いところ、盛岡、いろいろ清掃業務の入札参加ですと、10社以上登録されておりますけれども、ここの中で近辺、近隣の部分という形の中で指名を行っているというふうな状況でございます。以上、お答えといたします。

落札率につきましては、見積もり合わせの部分の中で、大体、おおよそですけれども、設計額に対して90%を超えておりまして、92%ほどで落札を契約をいたしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 適正に行われていると思いますけれども、私一つ提案してみたいのですけれども、先日ベンの工場にお邪魔する機会がありました。私たちが来るから特別にきれいにしたわけではないと思うのですが、非常にきれいで文字どおりぴかぴかの社屋でした。そこで私は、掃除はどうなさっているのですかというふうにお聞きしたところ、以前は社員の方が掃除を行っていたそうですが、今は矢巾のシルバー人材センターに頼んでいるということでした。本町の庁舎もそのようなシルバー人材に委託することはできないのでしょうか。ほかにも障がい者就労などの清掃なども地元貢献のためにも考えてみてはどうなのかと思

うのですが、その辺の考えについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご提案、そのとおりだと思いますし、町内分が形の中でシルバー人材を使うということは、これはまさにいい内容だと思います。現に清掃以外でもやっているところありますけれども、役場庁舎の部分だけで特化してお話ししますけれども、シルバー人材さんで今まで、ではお願いした経緯はあるのか。見積もり取ったことあるのかという形にはなるわけでございますけれども、規模的に積算している中では、かなりやっぱり清掃範囲等々がやっぱり大きいです、規模的には。もちろん額も大きくなりますし、そこの体力的なものと申しますか、業者のいわゆる業務内容等を勘案した中で、先ほど言った3社を指名しているところでございますので、前段申しました規模とか、内容によっては、シルバーさん、町内の部分という形の中で使う部分については、今後進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問、昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ぜひそういうふうなところも検討していただいて、加えて、役場庁舎だけで予算1,000万円超の金額を清掃委託に充てているということでしたけれども、いつから委託で清掃することになったのでしょうか。委託したほうが職員の負担も減ることになって、実際の職務に専念できるようになって、業務が効率化できるようになって、結局は予算の削減にもつながることなのかもしれません。

私は、自分自身で家で掃除します。しかし、役場を常時ではありませんが、このように使わせてもらっていますが、役場を掃除したことはありませんでした。本来であれば、年に数回であっても掃除をするべきだと思っております。そうすることによって、今も大事にきれいに使ってはいるのですけれども、今以上に大切にきれいに使わなければならないという意識ができてくるのではないかと思っております。

現在役場庁舎などで朝早くから仕事とはいえ、清掃していただいている方々には、私はいつも敬意を払い、いつもきれいにされている方のことを考えて、きれいに自分自身使うように心がけております。ですが、一部の来庁者は、そういうことに頭がめぐらないのか、きれいに使わない人も見受けられます。少なくとも職員にはそういう人はいないと思うのですけれども、そういうきれいに使うという意識づけのためにも、月1日でも何日でも、議員も、町長も、職員も、みずから掃除をする日をつくって、職場も、そして心の中もきれいにして

はどうなのかと思うのですが、皆様のお考えをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

庁舎部分、清掃委託開始につきましては、庁舎、新しくできました昭和60年4月1日から業者委託という形で現在に至っているところでございます。

それから、ご提案ございましたいろんな心の環境問題、いろいろこれから使う施設の大切さ等々の意識のいわゆる高揚と申しますか、こちらを図る上で、月1回、月1日でもという形でご提言ございました。これにつきまして、内容等ちょっと検討はいたします。ただ、町長答弁で申しましたとおり、町の職員につきまして、庁舎分につきましては、毎朝机拭き含め各自のごみ処理、もちろん今はこれは清掃業務に入っていませんけれども、お茶出しと申しますか、これはもう完全に職員、自分でやるような形をとってございます。ご提言のございました月1回という形の中で、いろいろ役場庁舎ばかりではないのですけれども、職員労働組合のほうでは、これは年に1回ベースですけれども、外のほうの環境美化、こちらにも取り組んでいるという実態もございます。ご提言ございました庁舎内、この部分、やり方、内容を含めまして検討をさせて取り組ませていただくかどうか、検討させていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） そちら辺はお願いしたいと思うのですけれども、町民のためにも、そういうことをしていただきたいと思ってはおりますけれども、検討をお願いいたします。

町をみんなできれいにする運動に参加させていただいております。いつも感じことがあります。それは、落ちているごみにたばこの吸い殻が実際に多いということです。以前私は、受動喫煙の問題を取り上げたことがあります。喫煙者本人が肺がんなどの病気のリスクが高くなつたとしても、それは仕方のないことかもしれませんのが、たばこを吸わない人が、その害に悩まされるのは、どうにも納得ができないです。さらに、吸い殻をポイ捨てする人が多いと感じております。マナーを守って吸っている人もたくさんいるとは思いますけれども、それにしても、私の周りだけかもしれませんけれども、たばこの吸い殻のポイ捨てが目立ちます。やはりポイ捨てを無くすマナー向上対策を推進していく必要性を強く感じております。

以前不法投棄の問題もありましたけれども、まずは小さいことから進めていくことが必要

なのだと思います。ポイ捨てする人の多くは、この広い地球の中で自分1人くらい捨ててもいいだろうと思っているのかもしれません。そういう心の持ちようから変えていく必要があるのだと思います。少しでも町をきれいにするために、例えばポイ捨て条例を制定するのも一つの案だと思うのですけれども、そのような対策のお考えはないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

昆秀一議員もご存じのとおり、健康増進法の受動喫煙対策、今回国会でいろいろ議論があったわけでございますが、まずこれは基本的にはたばこを吸われる方々のマナー、そしてルールを守っていただくことでございまして、これは条例をつくれば、なくなるかということではない。私どもとしては、そういったマナーの向上のためにいろんな機会を通じ、または広報等でも、今一番あれなのは、ご指摘のとおり、たばこの喫煙で肺がんから何から、いろんなことを今言わせております。そういったこととあわせて、考えていきたいなということでございまして、先ほどのいわゆる私が特に町長室が一番だらしないと言われておると思いますが、私広げておらなければ、仕事をした気分になれないであれなのですが、いずれに先頭に立つ者がそういうことであってはならない、清掃も、たまたま私はたばこはもう早目に、いわゆる吸えるような状況でなかったので、あれなのですが、いずれ今後健康増進、環境美化の面からも周知をして徹底をしていきたいということで、今のところ条例化についてのあれは考えておらないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）　ありがとうございます。そのように町長から率先してやっていただければ心強いと思うのですけれども、やはり大きくなつてからそういうふうなことを考えるというのは、難しいと思うので、小さいころから教育の上でしていくことが必要だと思うのですけれども、北中のスローガンの一つに、魂を磨く清掃活動とありました。例えば日本の学校の風景として、海外でよく話題に上るのが清掃なのだそうです。

子どものトイレ掃除には、教育的な意義があるとして、ある市では、従来は用務員が仕事として位置づけられていたものを、児童や生徒にさせるように復活させたのだそうです。その教育委員会では、清掃活動で伸ばしたい力として、公共心や規範意識や自立心の醸成などが挙げられていました。ただ、その後のトイレ掃除の実施率や効果を調査する予定はないそうなので、そこは調査が必要だと思っておるのですけれども、本町の小中学校では、児童

・生徒がみずから之力で掃除をなさっているということです。そういう効果はあらわれているとは思うのですけれども、その点は、教育委員会としてはどのように捉えておるのでしょう。

そして、北中のこの魂を磨く清掃活動は、このスローガンが決められた当初、多分学校始まってからだと思うのですけれども、掃除の状況、これはほかのところと比べてどうなのだろうかというところと、北中以外で同様のそのような取り組み、スローガンとかがあるのか、その点、小中学校の取り組み方についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　昆議員のご質問にお答えいたします。

まず清掃ということについて、海外の、いわゆる外国との比較ということでまずお話をちょっとありましたので、そのお話をさせていただきます。日本人が海外に旅行したときに、外国人の人から驚かれるのは、一番は、自分たちが食べたところをきれいにして帰るということです。私自身も海外日本人学校で勤務していたときに、修学旅行でヨルダンというところを訪問しました。そのときにレストランで食事をしたときに、ほかのテーブルでは、食べたものを、残ったものを下に投げ捨てていました。自分の口をふいたティッシュを下に捨てていました。それを見ていた子どもたちは、とても違和感を感じました。子どもたちは、そういう風景を見ながらも、自分たちのお皿はきれいに重ね、そしてごみはごみとしてまとめ、これが日本の美德だと私は感じております。

それから、日本人学校を見学に来られた他の国のインターナショナルスクールの先生が、これは虐待だと表現されたことがあります。清掃をさせるというのは、子どもたちに清掃させるのは何事だと、なぜ大人がやらない、なぜお金を払って人を雇わないと言われたことがあります。それに対しても自分が使う場所を自分がきれいにするのは当然のこと、そして次の人のためにきれいにすることも、これは日本人ならではの美德なのですということでお答えをしました。その姿を見て、子どもたちが清掃する姿を見て、その外国の方々は逆に感心をしました。嫌がって子どもたちはしていないのです。楽しんでやっているのです。先生方も一緒にやっているからです。家に帰ってもやっているからです。普通にやっているからです。これは同じように日本の各学校でやられている風景です。

先ほど昆議員が魂を磨く清掃と、これは北中だけでなく、その本家である矢巾中学校も同様です。昔は、魂を磨く清掃といっても、旧矢巾は、砂が入ってたり、コウモリが飛んだり、コウモリのふんが落ちていたり、そういうところを子どもたちはきれいに何とかしよう

として頑張りました。その考えが、その行いが、今も矢巾中にも、矢巾北中学校にも魂を磨く清掃というスローガンで残っております。これは、どこの学校でも同じですということでお答えとさせていただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） わかりました。どこの学校もすばらしい清掃活動をしているとは思っております。けれども、ちょっと提案してみたいのですけれども、ほかのところで清掃は、教育の一部として本当に重要なことだということで、清掃は心を磨く、先ほど申し上げたようにそうなのですけれども、独自のスタイルを取り入れている学校も、この間新聞か何かで見たのですけれども、授業中に、今まで席を立つ生徒がいて、先生が困っていたそうですけれども、そこで無言ひざつき清掃といって、ひざをついた姿で15分間黙々と掃除をする活動に取り組んでいるそうです。最初は、やらせるために先生が怒鳴っていたそうです。矢巾の学校では、怒鳴ることはないとは思うのですけれども、先生がしゃべると、やはり無言にならないので、先生も怒鳴らないで一緒になって掃除をしましょうということで、その学校の先生は、生徒に完璧に清掃をやらせようとすると、教員もストレスがたまります。一緒にやろうと思えば、ストレスはたまらないと言っているそうです。そのうちに黙々と掃除をする生徒の姿が、ほかの生徒たちの間では、わあ格好いいと、憧れるようになったそうです。高学年になると、掃除を頑張ったという輝き賞というのを受賞する生徒もふえて、こうした生徒を見習うために高学年の教室掃除に低学年が清掃留学する機会を設けているのだそうです。

ほかにも長野県、福井県、佐賀県でも、このような無言清掃ということが行われているようですけれども、このような清掃に関してのご所感があつたらお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） 昆議員のご質問にお答えいたします。

無言清掃については、矢巾中学校、矢巾北中学校でも取り入れております。しかし、完全に無言になっているかというと、これはまだ過程でございます。でも、先生方も一緒になり、そこで無言で清掃するのだと。プラカードを持って無言清掃とか、無言集合とかというふうなことで取り組んだりしております。そこで話をすると、口に出すと、無言ではなくなるので、執行部がそれを持って、あるいは清掃の関係の委員会がそれを持ってというふうなことをしたりしております。

あと小学校等でも、それぞれの小学校の特徴を生かしながら清掃活動に取り組んでいる、

そういうところもございます。

あと無言ということで1つ例を出させていただきますが、中学校のほうで体験入学というのがあります。小学校6年生を3学期のときに中学校に招待をして、中学校というのはこういうところですよということを、そういうふうな紹介する一日がございます。そのときに、小学校6年生が、例えば矢巾中学校、煙山小学校、徳田小学校、不動小学校の6年生が体育館に集められます。そこで、その当時私校長としていたときに、私が、その3つの小学校から来た子どもたちに話をしています。そうすると、後ろから中学生が静かに動いてくるのです。前にいる小学生は気づきません。私は、それを気づきながらも気づかないふりをしてしゃべります。そして、私の話が終わります。そうすると、後ろのほうでリーダーが声を出します。子どもたちは、小学生はびっくりします。何一つ音がしないのに、中学生が集まつた、これが中学校なのだということで小学生がびっくりする。これも無言です。同様に、無言清掃にも各学校で取り組んでいるということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）それでは、1問目の昆議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時30分とします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（廣田光男議員）休憩前に引き続き再開をいたします。

昆秀一議員の2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）次に、社会保障制度についてお伺いいたします。

高齢化の進展に伴い、社会保障費は膨らむ一方です。ことし8月から社会保障の仕組みが変わりました。応能負担の流れが加速しております。今後の財政を含めた社会保障制度についてお伺いいたします。

1点目、来年度は介護保険法の改正が予定されております。その中で保険者による自立支援、重度化防止等に向けた取り組みを推進するための財政的インセンティブの付与が検討されておりますが、導入された場合の本町の対応についてお伺いいたします。

2点目、本町の地域ケア会議の現在の状況と今後の予定をお伺いいたします。

3点目、国では、今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに、地域共生社会の実現を位置づけております。しかし、今後介護や共生型サービスについては、問題点が多いと思われるのですけれども、町としての考え方と対応をお伺いいたします。

4点目、介護予防事業においての運動機能等の改善実績と、介護3、4、5の重度者の方の重度化改善実績をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　社会保障制度についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、財政的インセンティブの付与が導入された場合の本町の対応いたしましては、リハビリ職の介入による身体機能の維持回復や身近な地域での介護予防活動拠点の拡大を進めるとともに、地域包括支援センターや介護支援事業者等との連携を図りながら、介護予防、重度化防止に向けた目標設定、要介護状態の維持改善の度合いや地域ケア会議の開催状況などの実績評価、結果の公表といったP D C Aサイクルを通じまして、自立支援や重度化防止等に取り組んでまいります。

2点目についてですが、個別ケースの支援内容の検討と地域ごとの課題の検討、解決を目的とした地域ケア会議は、地域包括支援センターが主体となり、困難なケースの支援方策を議題に、担当介護支援専門員や関係機関のメンバーが参集の上、今年度は5回開催し、当該高齢者世帯が有する課題解決に取り組んでまいりました。

今後とも多様化する高齢者の介護ニーズに適切かつ迅速に対応するため、関係機関と連携し、定期的な開催をしてまいります。

3点目についてですが、介護報酬の対象となる保険内サービスと保険外、外のサービスをあわせて提供する混合介護につきましては、さまざまな課題もあろうかと存じますが、諸課題の分析及び解決方策を探りながら利用者の立場やニーズに沿いながら適切に対応してまいります。

次に、共生型サービスについては、訪問介護、通所介護、療養通所介護、短期入所生活介護及び小規模多機能型生活介護を同一の事業所で介護保険と障害福祉サービスを一体的に提供する取り組みでありますが、通所介護における人員配置、機能訓練室の面積及び食堂の設備についての運営基準や報酬において、介護と障害とで相違があるなどの課題がございます。

今後具体的な基準の検討がなされる見通しであり、このような状況を見きわめつつ、障害

または介護に関するいずれのサービスも安心して利用できるような各サービス提供事業者とも連携の上、利用者の意向に沿いながら対応をしてまいります。

4点目についてですが、昨年度虚弱高齢者に実施いたしました介護予防事業、元気はつらつ教室においては、基本チェックリストによる運動機能改善実績として、参加者30名中10名であり、約33%が改善したところあります。

次に、介護重度化改善実績については、平成28年度中の要介護認定審査において、要介護3、4、5であって、前回認定時より介護度が改善した方は、審査対象者320名中73名であり、約23%が改善したところあります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 地方自治法においては、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとしております。では、住民の福祉の増進とは、一体何でしょう。そもそも福祉とは何かと調べたところ、福祉とは、幸せ、豊かさを意味するのだそうです。

改めて原点に返ってこのようなことを考えたのは、今回質問している社会保障というものが、この福祉について強く関係するものだと思うからです。とはいって、この社会保障だけではだめなわけでありまして、これを基本として行政運営していくことが地方自治法で求められていることだと改めて思います。

そこで県では、幸福度指標について話し合っているようですけれども、社会保障などは、なかなか指標としては示すのは難しいのではないかと思うのですけれども、本町としては、このような形でこれを評価して、またこれをどのように住民の福祉の増進に結びつけようとしているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今昆議員さんのほうから、先日8月31日の岩手日報の記事で県が幸福度というものを新たに創設し、2019年度から導入するということで、そういった記事が載りました。それで、その記事におきますと、12領域を分類し、さらに細かい、たしか九十数項目の指標ということである程度ございますけれども、県のほうでは、まだ公表というわけではないのでございますが、主に考えられる指標といたしましては、健康寿命であったり、あるいはお医者さん

の数であったり、介護施設の数であったり、介護状況だったり、そういうものが指標になるというふうに見込まれてございます。

なお、先ほどのご質問にもございましたインセンティブにおきましても市町村介護保険事業計画策定においては、これまで目標は立てたわけでございますが、今度はインセンティブを付与するためのP D C Aサイクルを創設するということは、評価というところも義務づけられるということですので、そういうさまざまな指標なりあるわけでございますが、まさしく町民の皆さんのが福祉制度を中心とした、そういうものの利用しながら少しでも矢巾町に住んでよかったというか、そういう幸せの幸福度というものに結びつくようなことできまざまな指標に沿いながら対応させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まさしく幸せ、豊かさ、町民の豊かさを守るために社会保障というものがあるのですけれども、社会保障というのは、はて何だろうというところで、国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民の健やかで安心できる生活を保障することとして、公的責任で生活を支える給付を行うもの言われております。健やかで安心できる生活を保障することは何でしょう。保育や介護などの福祉サービス、病気などの医療サービスや生活保護や児童手当などの金銭給付が社会保障と言われるものですから、この社会保障は、人間が生きていく中で非常に大事なものであることは、皆さん同意されると思います。

しかし、この社会保障というセーフティーネットの網の目がなぜか徐々に広がっているように私には感じられます。そして、そのセーフティーネットの役目を共生社会の構築による共助に任せてしまって、最終的には、そこの網から落ちたら、自己責任ということにしてしまおうとしているように思われて仕方ありません。では、どうすればいいのかということは、町としては、意識を根本に持っている行政運営にどのように当たっていこうと思っているのか、まずその基本的な考え方についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

セーフティーネットのあり方が制度の改変に伴って徐々に変わってきて、網の目の間が広がって、共助に委ねられる部分がふえてきているではというご指摘でございますが、私もそのような傾向は、ないとは言えないというふうには感じてございますけれども、いずれ国に

おきましては、高齢化が当然進んでいく中で団塊世代が後期高齢者、いわゆる75歳以上になる2025年問題もありますし、そういうしたものに向けて、まず財政面の問題、さらにはそれだけではない、介護のマンパワーのなり手の問題、そういうところも根底にはあろうかと思います。こうしたことによりまして、やはり共助も必要ではということで、そういう制度の改変があろうかというところは、まさしくご指摘はそのとおりだとは思いますけれども、やはり町といたしましては、町民の皆様が矢巾町にお住いになって、安心して赤ちゃんから介護が必要となるまで矢巾町で安心してお過ごしいただくために、各種制度もあるわけでございますけれども、若干共助の部分のお力もお借りしながら、やっぱりそういった部分で総合的にそういう幸福、豊かさの実現に向けた取り組みを行っていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひを申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）しっかりとそこをわかっていらっしゃると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思いますけれども、今度第7次の介護保険事業計画が策定されるわけですが、その根本にこういう考え方を取り入れて、共助の部分、共生法がちょっと少し違う方向に向いているような気がしますので、そこら辺も含めて計画策定を願えればと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員）村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松徹君）ただいまのご質問にお答えいたします。

現在第7期の矢巾町介護保険事業計画の策定中ということでございますけれども、10月初旬には、第1回目の策定委員会も開催する予定となってございますが、やはりコアというか、根本となる、先ほど昆議員さんおっしゃった共助、共生につきましては、まず国のいうところの部分と、あとは実際に地元、町から考える部分と若干のずれがあるというようなお話をありましたけれども、そういうところを基本に原点に立ち返りながら、その計画策定にも反映させ、生かしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員）その共生社会を構築する上で、国でも町においても地域包括ケアシ

ステムということが言われております。しかし、このまた、地域包括システムというのを皆さんご存じだとは思うのですけれども、簡単に言うと、高齢者の暮らしを支えるシステムのことなそうです。高齢者の暮らしを支えるシステムというのは、古来よりあるものだそうです。農村が飢饉や疫病に襲われるようにになったことで必死で支え合いのシステムを模索してきた歴史があるそうです。ですが、現在のような地域包括ケアと呼ばれるものと、農村の支え合いとは、効率化というものが内包されていないというところは注意しなければならないと思うところでございます。

つまり地域包括ケアは、効率化と質のバランスをとって進めないといけないということです。そこで医療、介護の連携や生活支援サービスの充実や、高齢者の社会参加なども進められて、質は高められているところはわかるのですけれども、その地域包括ケアシステムの構築のプロセスをP D C Aサイクルで改善しながら進めようとしているのですけれども、その事業の中身についてもお伺いしたいと思うのですけれども、地域ケア会議において、個別事例を通じて地域ニーズや社会資源を把握することは大事なのですけれども、この地域ケア会議において、これもほかの自治体では、地域ケア会議でケアプランを、ケアマネ、保健師含めて二十数人の多職種で検討して、自立支援型、自立するための、例えば自分で介護が軽くなるような、自立できるようなケアマネジメントにすることで、要介護度の改善や自立した生活につなげるようになって、介護度の軽減にもつながったということでございます。ぜひそこは、今包括のほうでしっかりと地域ケア会議、しっかりととかどうかはわからないのですけれども、主体的には、包括さんのはうでやられていると思うのですけれども、これは町としても包括だけではなく、考えていかなければならぬと思います。

それと、介護保険制度の見直しでは、地域包括支援センターの機能強化ということも提言されているようですけれども、このように非常に地域包括支援センターの仕事が比重が重くなっているように感じます。その中で地域ケア会議の内容を、より具現化して明確化して、市町村による評価の義務づけ等も話し合う予定なそうですので、地域ケアと、そのあり方についての町としての所感を改めてお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず医療の後には介護、そして介護の後にも医療と、まさに今医療、介護連携が求められておるわけですが、その中の医療、介護のやはり政策の大きな柱は、地域包括ケアシステムの推進なのです。これは、わかりやすく言うと、安心ネットなわけです。先ほどからお話し

あるセーフティーネットです。

それで私は、これから個別の課題については、担当課長から答弁させますが、先ほど農村でのお話もあったので、私はやはりこれからもう一度地域包括ケアを推進していくためのキーワードとして、今私考えておるのは、まずつながりと寄り添い、そしてやはりあとはお互いのともに共生し合う生活者の目線ということです。そして、あとは循環的なサービス、これはもう医療、介護、これは循環できるようなサービスの取り組みをしていかなければならぬ。そして、今特に在宅医療のことで言われると、総合的なチーム医療介護、このチーム編成というか、それが非常に大事になってくると。それから、今かかりつけ医とか何かの問題で、顔の見える関係、いわゆるそういったかかりつけ医、この辺のところをひとつあれしていかなければならぬと。

それから、今ケアマネジャーは、こんなことを言うと、何となく介護認定に当たっての御用聞きみたいな、私はもう少し一步前に進めて、この要介護の認定者の方々にとって、マイケアマネジャーだと言えるような信頼関係を今まで以上に進化させていかなければならぬのではないかなど。だから、私はこのケアマネジャーの、いわゆるこれからもう一度原点に立ち返ってやっていくことが非常に大事ではないのかなということで、ケアマネジャーは、先ほど言った医療、介護、そのときに自分の担当の患者さんの入退院時にも、どんどん顔を出して立ち会っていくと、これが非常に大事になっていくのではないかなということで、その辺のところを今後私ども次の介護保険事業計画を策定する上において、一番の大きな柱は、地域包括ケア、安心ネットの構築、これに取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まさしくそのとおりでございまして、私もケアマネジャーをやっておりますけれども、進化して改善してやっていきたいと思っております。本当に原点に返つてやっていきたいと思っております。

それで、介護度の改善についてなのですけれども、要介護度3、4、5の方の改善実績が28年度の約23%ということでしたけれども、これを町としては、どのように捉えているのでしょうか。この実績を踏まえた上で今後はどのように取り組もうと思っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成28年度における要介護3、4、5の方々の改善が23%ということで、確かに議員ご指摘のとおり、平成26年度が14.4%、27年度が17.0%だったわけでございまして、まず改善率が向上しているというところでございますけれども、これは先ほども出ましたケアマネジャーさんのケアプランの策定を通じたサービス提供によって、そういう改善効果が認められたということになるわけでございますけれども、先ほどのインセンティブでも出ましたけれども、具体的な評価というものが今回、今度から加わるわけでございまして、そういう客観的にお示しできるような形にしていかなければならぬというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、いじめ防止対策についてお伺いします。

いじめを一因とした中学生の自殺から2年、ことし4月には、いじめ防止対策に関する条例が施行されております。しかし、いじめの防止対策は、そこで終わりではありません。今後引き続いいじめ防止対策を講じていかなければなりません。そこで以下、いじめ防止対策についてお伺いいたします。

1点目、各学校の不登校者数といじめ把握数、その後の状況についてお伺いいたします。

2点目、町のいじめ防止基本方針は、国の推進法に比べて、いじめの定義の範囲や対象を変更している箇所が見受けられて、第三者委員会からも指摘を受けていたところでございます。その後、前教育長は、その基本方針の見直しをすると言及されておりましたけれども、その後基本方針の見直しをどう行ったのか。

3点目、2年前の悲しい出来事は、風化してきていると実感としてあるのですけれども、二度と起きないように条例では、町や学校に責務を課しています。また、今までの基本方針も実効性がなかったと言われております。その責務などについて、現在はどのように実効性を持って取り組んでいるのか。条例制定後の状況をお伺いいたします。

4点目、各学校で行われているいじめについてのアンケート調査は、どのように取り扱われて、どういじめ防止に生かされているのかお伺いします。

5点目、いじめ相談について、アプリを活用した相談やSNSに対応した相談体制が望まれておりますけれども、町としてこれらに関する対応についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） いじめ防止対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、不登校者数については、平成28年度が小学校3人、中学校16人となっており、学校別では、徳田小学校1人、煙山小学校1人、矢巾東小学校1人、矢巾中学校5人、矢巾北中学校11人となっております。平成29年度につきましては、8月末現在で小学校2人、中学校5人となっており、学校別では、煙山小学校2人、矢巾中学校1人、矢巾北中学校4人となっております。

いじめ認知件数については、平成28年度が小学校115件、中学校55件となっており、学校別では、徳田小学校が14件、煙山小学校63件、不動小学校15件、矢巾東小学校23件、矢巾中学校21件、矢巾北中学校34件となっております。平成29年度につきましては、8月末現在で小学校136件、中学校84件となっており、学校別では、徳田小学校20件、煙山小学校40件、不動小学校31件、矢巾東小学校45件、矢巾中学校68件、矢巾北中学校が16件となっております。

また、これらの児童・生徒に対するその後の対応についてですが、不登校については、本人及び保護者との面談を頻繁に行い、まず不登校の児童・生徒を受け入れている教育委員会のこころの窓への通級につなげ、個々の問題を克服しつつ、徐々に通学できるような取り組みを行っております。

また、いじめの未解消事案については、教育相談の実施やアンケート等において、状況を把握し、見守りを行っているほか、いじめ問題相談員の月2回以上の学校訪問や各学校のいじめ対策委員会へ教育委員会から出席することにより情報を共有しながら解消に向けて取り組んでおります。

2点目についてですが、平成29年3月に、国のいじめの防止等のための基本的な方針が見直されたことにより、その内容を反映させ、いじめ防止等の対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、矢巾町いじめ防止基本方針の見直しを、この7月までの期間をかけて行いました。それに伴い、町内の小中学校においても見直しをした矢巾町いじめ防止基本方針を参照して、学校が取り組むべき学校いじめ防止基本方針の見直しを行ったところであります。

3点目についてですが、矢巾町いじめ防止対策に関する条例では、各組織等にいじめ防止の取り組みについての責務を規定しておりますが、実質的には、矢巾町いじめ防止基本方針

や各校のいじめ防止基本方針にのっとり、いじめの防止及び解決を図るための施策を実施している状況です。

例えば教育委員会の責務については、いじめの予防及び早期発見、その他のいじめ防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者に対する適切な指導を行うために、いじめ問題相談員、月に2回以上の学校訪問、その内容を把握し、時には助言するなどの支援に当たっております。

また、町立学校の責務については、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査の実施や児童・生徒の個票を作成し、気になる行動や様子、指導や支援の内容を教員間で共有し、特定の教員が抱え込むことがないように組織的な支援を行っております。加えて、校内のいじめ対策の組織会議にいじめ問題相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも参加し、情報を共有するとともに、専門家の知見を得ながら実効性の高い取り組みを行っております。ここでの専門家というのが、先ほどお話ししたスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーという人たちです。

4点目についてですが、各学校のアンケート調査を町や各校のいじめ防止基本方針に準じて年複数回実施しております。直接話すことができない内面的な内容についても記入できることから、より細かな心身の様子を把握することにより、いじめ防止や早期発見、早期対応において、重要な役割を果たしております。また、このアンケートは、保護者対象のものや無記名式のものも含まれており、個々の事案の解消目的だけではなく、いじめ防止に向けた組織の取り組みの評価を行うものとしても活用しているところでございます。状況が懸念される内容については、校内の会議において、情報共有をし、より注意深い児童・生徒の観察、教育相談を通して解消へ向けての支援につなげております。

5点目についてですが、スマートフォンのアプリを活用したり、SNSに対応した相談を取り入れている自治体もありますが、まだ全国的には事例が少ないため、どのようなメリット、デメリットがあるのか、情報を収集し、その内容を検証してから、本町における対応を検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） まず不登校の児童・生徒に関してなのですから、不登校がイコールいじめというわけではないのですけれども、北中の数を見ると、昨年度11人から今年度

は4人に減ったのは、2年前ののこととどうしても関係性が考えられてしまうのですけれども、この北中を昨年度卒業した生徒に対してのケアというか、多分義務教育が終わって、中学生はもう関係ありませんよということではないと思うのですけれども、その辺の卒業後の進路とか、その状況等は、どう把握されてケアされているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ご質問にお答えいたします。

まずこの矢巾北中学校の11名が4名になったということについては、昆議員がお話しされたとおり、2年前の事案、あのケースの子どもたちが学校に来られない状況にありました。その子どもたちが卒業したために数字がこのように減っているということでございます。

それから、2年前の事案にかかわった子どもたちについては、学校側が連絡をとり、学校に来られない状況にあっても、家庭と連絡をとり、何とか進学先をお互いに情報共有しながら、どういうふうな進路がとれるか、それを考えて進学をさせたところでございます。

進学先については、こちらのほうにも情報はございますけれども、ただ、その中で1人は、いわゆる普通の高校ではなく、自分の特技を生かした、いわゆるスノボー、どちらのほうに自分の活路を見出して、通信制というふうな形で入った、そういう生徒もあります。ということで、中学校を卒業したから終わりではなく、その後についても相談の窓口を、その当時いた職員がおりますので、いつでも相談に来ていいよということで対応しているところでございます。これは、他の中学校も同様でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　ぜひそこで終わりではなく、引き続きケアのほうお願いしたいと思います。

それから、町のいじめ防止基本方針なのですけれども、この7月までに見直しを行ったということであるのですけれども、この見直しについて、県のほうでは、いじめ問題対策委員会が改定案を答申されているようです。これは、国の基本方針をほぼ踏襲したという内容になっているということですけれども、本町においては、いじめ防止対策に関する条例の中では、見直しには、いじめ問題対策連絡協議会の意見を聞くものと条文があります。この協議会は、いつ、どのような形で、どんなメンバーが集まって行われたのか、その協議された内容は、どのようなものだったのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまの昆議員のご質問にお答えいたします。

いじめ問題対策委員会の設置につきまして、これが今回矢巾町のいじめ基本方針の改定に加わっている一つの項目でございます。先月第1回目のいじめ問題対策委員会を設置いたしまして、開催いたしまして、その中で、これまでの矢巾町の不登校やいじめの現状についてご説明を申し上げ、そして28年度から、昨年度から、事案が起きた後から矢巾町がこのような新たな取り組みを始めております。これに関して、さらにもっといい方法があれば、専門的な知見からお教え願いたいというようなことでこちらからご説明を申し上げ、そして意見をいただきて、まず第1回目は終わったところでございます。

そして、今回の基本方針を委員の皆さん、弁護士が2名、それから臨床福祉士が1名、それから精神科医が1名、そしてあとは学識経験者ということで大学教授の方が1名の5名の方で組織されておりまして、今回つくられた、改定されたいじめ防止基本方針をちょっと持ち帰っていただきまして、さらによくするために直すところがあるのかどうかというところ、そこら辺を検討していただいて、今度の1月に第2回目を開催する予定でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） ちょっと条例では違うふうに私は受け取ったのですけれども、このいじめ問題対策連絡協議会の意見を聞いて見直しをするというふうに私はとったのですけれども、これを1月というのは、ちょっとこの条例に沿っていないのではないかと考えるのですけれども、この点はいかが。

○議長（廣田光男議員） 簡潔に。村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

この改定に関しましては、確かに7月である程度の、例えば教育委員会、それから総合教育会議、そして矢巾町いじめ問題対策連絡協議会の方々から意見をもらい、そして直したものでございます。これに関しましては、国からの指導では、まず年度内にこれを改定してくださいというような、そういう指導がございましたので、確かに今回第1回目の対策委員会の開催が遅かったというのは、事実でございます。もう少し早く開催していればよかったですとは思いますけれども、ちょっと時期がおくれますが、最後の最後に、この専門家の方々の本当の、本当のと言えば失礼ですけれども、それぞれの立場の知見をもって、さらに見直し

といいますか、つけ加えるところがあれば、それをつけ加えてほしいというようなお願ひをしたところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） しっかりと早目早目に、こういう事案があったのですから、お願ひしたいと思います。それはもう過ぎたことだから仕方ないのですけれども、これからのことはしっかりとお願ひします。

それと見直ししたということは、変更になったということでよろしいかと思うのですけれども、防止条例のほうでは、変更したときは、これを速やかに公表するとともに、変更した内容については、保護者及び町民等の理解及び協力が得られるよう努めるものとなっておりますけれども、このようなことも早目に、保護者、町民の理解を努められるようにお願いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田修君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昆議員のおっしゃるとおりでございます。こちらのほうの取り組みが遅かったということ、これは国からのもの、それから県からのもの、各学校に通知をして、それを受けたる程度の日数をかけて各校には見直しをしてもらいました。ただ、こちらのほうでの委員会の開催がおくれてしまったということで、町民の皆様あるいは各学校に、こちらのほうから発信するその時期がおくれてしまうということは、確かにそのとおりでございますけれども、慎重に考えながら対応してまいりたいと思いますので、ご理解を願いたいと、そう思います。

お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） それはわかりましたけれども、本当にお願いしたいと思います。

それで、具体的にいじめを防ぐには、やはり多面的な支援の対策が必要だと思うのです。しかし、現在の教育現場というのは、一面的な見方をしがちではないのかと考えます。それはなぜそう思うかというと、学校にいる大人、つまり教師は、いじめられている児童・生徒の気持ちが真の意味で理解することはできないのだと思います。

したがって、人の気持ちは、その人にしかわからない。大人でも、子どもでもそうだと思

います。それをまず大前提に考えて、物事を考えていかないといけないのだと思います。ただ傾聴したり、寄り添うということはできるのだと思います。教師は、勉強を教えることは、プロなのかもしれませんけれども、児童・生徒の悩みに応える本当のプロではないと思います。なぜかというと、いじめの児童、いじめや児童・生徒の悩みに対しては、その道のプロというのは、先ほど教育長申し上げたように、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどなのだと思いますけれども、そういうところを利用しながら、その専門家であるスクールカウンセラーを、やはり私は各校に常駐に近いような状態にしてもらって、児童・生徒と月1回とか2回では信頼関係はできないのだと思います。信頼関係をしっかりとつくる意味でも常駐に近い形にしてもらいながら、児童・生徒が相談できる体制をつくっていくべきだと思いますので、その辺の体制をつくることはできないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ご質問にお答えいたします。

まずスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを各校に1名ずつ配置ということ、これは県への要望という形でやっていきたいと思いますけれども、今現在スクールソーシャルワーカーについても、非常に数が少ない状況でございます。これは、どの学校でも欲しい、スクールカウンセラーもスクールソーシャルワーカーも、どの学校も欲しい、それはみんな同じです。ただし、数がいないという状況でございます。これは、どこの学校からも要望が出ているものと思います。

あと学校の教員が本当にいじめのことを理解しているのかと、厳しいご指摘でございます。これは、教員も人間でございますし、受けた教育、それから環境もさまざまございます。ですから、チームで子どもたちに対応していかなければいけないということを各校にお願いをしているところです。1人で抱え込む、1人の経験だけで、1人の考え方だけで対応するのではなくて、いろんな経験を持った者が同じ職場にいるのだから、みんなでそこで語り合って、そして同じ考え方で子どもたちの今後のためにどう取り組んだらいいのかということを本当に真摯な気持ちをそこでぶつけ合うことが大事だと、そう思っております。そういうふうに学校のほうに話をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆　秀一議員）　最後になると思うのですけれども、また、ちょっといじめの問題と

は直接は、少し離れるとは思うのですけれども、長い目で見て、これから少しでもいじめをなくしていける対策につながるものと思うところからお話ししたいと思うのですけれども、褒めて育てろとよく言われます。私は、子どものころから余り褒められてはこなかったので、現在めったに褒められることはありませんけれども、たとえ褒められても、本当にそう思っていないで褒めているのではないかと疑ってしまうのですけれども、小さいころにだめなところばかり指摘されて育った人と、いいところを見つけて、ほめて育った子とは、どちらがいじめにかかわることに、いじめする子になるでしょう。一概には言えないのかもしれませんけれども、やはり褒められて育った子は、自然とその人のいいところを見つけてつき合える人間になってくるのだと思います。

そこで形は違うのですけれども、学校の中でもこのようなことはやられているとは思うのですけれども、相手のいいところを探してゲームみたいなことや、例えばいいところ探し貯金とか、そういう少しの時間でもやってみて、人を褒めるという習慣をつけるということをしてみたら、そういう試みをして、取り入れてみたらどうかと思うのですけれども、そういうことはやられているのかどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

○教育長（和田　修君）　ご質問にお答えいたします。

まず子どもたちが自分で悪くなることはありません。自分で考えていじめをするということもございません。これは周りにいる大人、環境がそうさせるのです。ですから、今昆議員がお話しされたとおり、子どもの中にストレスがたまつた場合に、そのストレスを発散させるために他の子どもへの攻撃が始まります。これがいじめです。これは、子どもの存在価値、家庭の中でも、あるいは学校の中でも居場所をつくってあげることだと、そう思っております。そのためには、子どもへの声かけ、それから子どもを褒めるということ、これがとても大事だと。あなたは、こうやって生まれてきて、こうやって育ってきて、こういうふうに私たちは大切に思っていますよという家庭での温かみ。学校の中でも、君の役目はこれだよ、君はこうやってみんなのために活躍しているのだよということを一人一人に語りかけることによっていじめはなくなっていくのだと思います。

でも、ストレスのない社会はありませんので、そのストレスに立ち向かう力もつけていかなければいけないというのが、家庭でも学校でも大切だと、そう思って教育に当たっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） これをもちまして昆議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のための休憩に入ります。

時間忙しいですが、1時再開といたします。

午後 0時20分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほどの昆秀一議員に対する答弁の中に訂正する事項がある旨、申し入れがありましたので、これを許します。

村松学務課長。

○学務課長（村松康志君） 先ほど昆議員からご質問があった点で、矢巾町のいじめ問題対策連絡協議会のことについて、どのような話し合いをしたか、そしてどのようなメンバーで構成されているかということのご質問がございましたけれども、それに関し、私の方でちょっと聞き間違いをしておりまして、矢巾町いじめ問題対策委員会のほうと勘違いをして答弁をしてしまいました。大変申しわけございませんでした。実際のところ、今年の7月10日に第1回目の矢巾町いじめ問題対策連絡協議会が開催されまして、その協議事項は、町のいじめ防止基本方針の見直しについてご意見をいただくことでございました。そして多数のご意見をいただき、そしてそのいただいた意見を修正をして、そして各委員に修正を加えたものを再度確認していただいて、そして基本方針の改定ということで7月中に改定は終了をしていたところでございます。

そして、そのでき上がった町の基本方針は、各校に周知いたしまして、各校では8月中旬にいろんな方法で、例えば保護者への通信とか、あとは朝の会とかで児童に教えるとか、さまざまな方法を使って児童・生徒、そして保護者に周知を8月中旬にしたところでございます。

以上がこの連絡協議会での話し合いと、その中身でございますし、メンバーですが、まずは各小中学校の校長先生と、それから子育て支援センターの所長、PTA連合会を代表する者、それからスクールカウンセラーの職員、それから人権擁護委員を代表する者、民生児童委員協議会を代表する者、紫波警察署長が指名する職員、紫波警察署矢巾交番署長が指名する職員、それと最後に、矢巾町青少年健全育成町民会議を代表する者、以上の方々で構成されているメンバーでございます。

私の勘違いで間違った答弁をしてしまって、大変申しわけございませんでした。

○議長（廣田光男議員）　いいです、あのね、ちょっとした間違いではないのです。大きな違いだから、ちゃんと次回からそういう間違いないように。

それでは、続きまして、一般質問を続けます。

1番、赤丸秀雄議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（1番　赤丸秀雄議員　登壇）

○1番（赤丸秀雄議員）　議席番号1番、一心会所属、赤丸秀雄です。

1問目の質問は、災害対策についてであります。ことしの梅雨時期にも、全国各地で集中豪雨が発生し、被害が多く出ました。特に、九州北部地域では、人的被害や家屋、農産物、道路など、インフラ設備にも多大な影響がありました。ここで被害に遭われた皆様に対し、お見舞い申し上げます。そこで町の防災対策について、以下3項目を伺います。

1番目は、町では4年前の岩崎川氾濫の教訓を踏まえ、4河川に監視カメラを設置しておりますが、町内には雨量計は何カ所設置されているのでしょうか。また、そのデータ把握と管理、運用は、どのようにしているのか伺います。

2番目は、町で災害対策本部を設置した場合、気象台や消防署、警察署、消防団等との連絡、連携体制、また避難弱者と言われる方々への周知、誘導体制は、どのようにになっているか伺います。それから、町の災害対策本部設置基準の判断はどうなっているか伺います。

3項目めは、町では来年2月に防災ラジオの導入に向けて精力的に取り組んでおりますが、現時点における運用の検討内容について、以下伺います。町内周知など、番組放送をどのように考えているか伺います。防災ラジオ設置導入目標台数と購入時の購入費助成について、どう考えているか伺います。防災ラジオ以外での緊急情報の周知方法と設備整備についての考えを伺います。

以上、1問目の質問でございます。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　1番、赤丸秀雄議員の災害対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町が設置、管理しております雨量計は、役場庁舎屋上の1カ所に設置しており、他の機関が設置した雨量計を含めて、町内に6カ所あります。町設置雨量計は、随時雨量の把握のほか、過去2年分の履歴も把握することができるものであります。ま

た、町設置以外については、インターネット上から隨時閲覧できる仕組みとなっており、災害発生の恐れがある場合に、担当課で確認し、対策を検討しております。

2点目についてですが、電話連絡による連絡網のほか、気象台とは気象の悪化等に備えたホットラインを構築しており、消防署と消防団については、火災や災害の発生時には、各分団にも詳細な情報を一斉にメールで連絡できる体制となっており、警察とはメールのやりとりができないことから、通常電話回線で隨時連絡を行っております。

避難弱者への周知、誘導体制については、緊急速報メール等の携帯電話向け周知、JA有線放送設備による音声、NHK、民法テレビのデータ放送、町ホームページ、広報車等による周知のほか、管轄の消防団、自主防災会と連携しながら対応する体制となっております。

また、災害対策本部設置基準の判断については、気象特別警報または気象警報発表時に災害が発生、またはその恐れがあると認められる場合、大規模な火災及爆発等により、相当規模の被害が発生し、早急な対策が必要とされる場合、町内に震度5強の地震が発生した場合などの設置基準を設け、有事に備えております。

3点目についてですが、町内周知等の放送内容については、今月設置する地域住民の皆様方を加えた行政情報番組検討委員会において、放送内容や回数など、具体的な内容にしてまいります。導入目標台数については、中継局の整備により、電波環境が改善され、市販ラジオでの聴取環境が改善されることや、現在の有線放送加入世帯が約1,600世帯であることから、当面の間は2,000台程度を目標とし、購入費助成の考え方については、災害時用支援者を有する世帯のうち、希望する世帯について無償貸与を実施しますが、一般世帯に対しましては、自主防災組織による購入台数の取りまとめ等により、より低廉な価格で購入するための仕組みづくりを現在検討しており、購入費助成については、予定をしておらないところあります。

防災ラジオ以外での緊急情報の周知方法と設備の整備については、ラヂオもりおかによるラジオ放送に加え、緊急速報メールや屋外放送設備による音声、防災アプリ、登録制メール、レアラートを経由したデータ放送、町ホームページ等による周知を防災ラジオと併用して行ってまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 役場庁舎屋上に雨量計は設置されて、隨時自動把握ができるとあり

ますが、ほかの5カ所は、インターネットからの閲覧であるとあります。そのデータは、自動更新されるものでしょうか。どの程度の間隔で情報を取得されていますか伺います。

また、停電時には、町庁舎の非常時電源は、どう稼働され、運用は何日間電源供給可能か、もしくは何時間供給が可能である仕組みであるか伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

最初に、まず雨量計の関係でございます。データ更新されるものか、どの程度で情報収集、取得されているのかというご質問でございますけれども、まずこの6カ所、ここにつきましては、役場庁舎屋上1カ所、これは町のほうの設置でございますし、あとは国、これは河川国道事務所でございますけれども、これは4号線沿い、間野々方面にございますけれども、これ1カ所、それからあとは県の雨量計としまして、南昌山の大体5合目あたり、こちらに設置しているのが1カ所、残り3カ所につきましては、紫波地域農業気象協議会、いわゆる農協関係、こちらで設置しております各地区、徳田3地区でございますけれども、こちらに設置している雨量計、あとは風速、気温、日照関係のデータ測定に設置されているというような設置状況でございます。

ご質問のございます状況、把握、更新関係でございますけれども、こちらは、役場の部分の屋上の部分につきましては、これは1分単位、まず通常の動画ベース的に雨量は測定ができます。正確には1分単位で、これは測定をしているものでございます。残り5施設の部分につきましては、どの程度で情報取得できるかということになるわけですけれども、10分単位で計測されている部分がインターネット、これも皆さんも、これはごらんになれます。役場のは見られませんけれども、今言った残り5施設の部分につきましては、インターネットからの閲覧、これが可能でございますので、ご質問のあったどの程度で把握され、情報が取得できるかということになりますと、10分単位での更新という考え方で対応を、それぞれの所管施設のところで対応しているというふうな状況でございます。

それから、大きく2つ目にご質問がございました停電時、庁舎関係の非常電源の稼働関係、ご質問ございました。こちらにつきましては、まず役場に油タンク、これ軽油でございます。これの満杯が約390リッター、これを満タンとしておりますけれども、常時入れている部分は300リッター、これを入れてございます。こちらにつきまして、これは停電時に自動で非常電源に切りかわる装置になってございまして、こちら、先ほど申しました300リッターの軽油を使った稼働でございますけれども、おおよそでございますけれども、大体12.5時間、こちら

が稼働可能と。逆から言えば、油つき足しと申しますか、これを加えていけば、常時稼働は可能と。あくまでもタンク満タンを空にする場合という意味での12.5時間、大体約12時間ぐらい稼働するというふうな施設になっているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） データ把握については、1分、10分単位で把握可能ということで、ここは安心しました。それで質問ですが、1カ月ちょっと前の7月23日に、秋田県、特に大仙市などが集中豪雨に見舞われて、秋田気象台長の素早い対応と介護施設のマニュアルによる早目の避難誘導により、あそこ川が氾濫したわけですけれども、被害を最小限にとどめることができた事象をメディアで紹介しておりました。秋田気象台長は、昨年までは、盛岡気象台長であって、昨年の台風10号の教訓をもとに、秋田県内全市町村長とホットラインを構築して行動したと言っておりました。また、介護施設の避難誘導は、岩泉町の施設で9人が亡くなられたことを教訓にマニュアルを策定していたため、早期避難につながったとのことであります。この事象は、連絡の重要性と避難マニュアルの策定が大変重要であることを示した例であります。

そこで伺いますが、非常時に商用電源が停電したとき、今お話ありましたが、災害対策室では、電話回線とか、インターネットには、その非常時電源のもので利用は可能になるでしょうか。また、災害用無線電話や町長の携帯電話は、災害対応用電話のものを保有しているか伺います。

なお、災害用は、一般契約の電話より通信、発信に優先ランクがあり、つながりやすいものを意味する携帯電話であります。

以上、よろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

何点か出ましたけれども、まず商用電源の部分が停電した際の部分の関連でございますけれども、まず電話回線とか、インターネット、いわゆる防災室で備えている部分含めまして、庁舎内の部分でございますけれども、先ほど申しました非常用電源、いわゆる発電機の活動で全庁、全館とはいきませんけれども、3階をベースに、3階を部屋をベースにして電源稼働できるようになってございますので、電話回線、それからインターネット、情報収集の部

分ですけれども、これは稼働いたしますので、そちらのほうでの情報収集に努めることが可能でございます。

なお、これはご質問にはなかったわけですけれども、避難所でございます。各施設避難所、例えば公民館、避難所、常設、設置するわけでございますけれども、N T Tさんとの災害時契約締結をいたしまして、災害時に使う特設公衆電話、これを設置を継続的に今行っているところでございます。スタートの年につきましては、平成27年度行いまして、こちらは、町内の山べりと申しますか、山際、ここら辺の部分をまずということで6カ所、公民館、コミュニティセンターのほうに設置してございますし、平成28年度は10カ所、合わせて現在16カ所、いわゆるこれは情報手段の一つで避難所から外に優先的に、災害時でも優先的にかけられる電話ということで、これは無料、使用料は無料でございますけれども、設置、引き込みまではN T Tさん行うわけですけれども、この電話機とか、これは町のほうで、各施設そろえる形で、いわゆる災害時、有事の際に、そこの避難所から外への発信が可能というもの設備を災害協定のもとに対応しているところでございます。

それから、大きく2点目にございました災害時の電話関係とか、あとは町長の専用でございますけれども、災害用の無線電話につきましては、こちらまず一つは、各管理職等々防災無線、これを44台、これは車掲載も含めまして44台、車掲載以外は、各課長の机の前とか、各課、それぞれ対応できる場所に防災無線を置いてございますので、これは通常電源で、電気でかかりますけれども、充電を常にしておいて、いざというときに使うということで、対応時間については、継続では27時間可能というふうな形の防災無線、こちらをそれぞれ所有、44機所有してございます。

そのほか電話関係でございますけれども、衛星電話、こちらは電気、バッテリーで動きますので、これが全くフリーにかける、あちらからくる、使えるという形のもの、これは優先順位というか、優先的に使える部分、衛星電話1台。それから、岩手県と、あとは各市町村との、これは専用になりますけれども、これもバッテリー仕様で2台、常時保有して、これもバッテリー仕様ですので、従容電源は、これは関係ないです。合わせて3台。それから最後に、町長の携帯電話、災害時専用といたしまして、これも災害時のみに使う形になります。この間の岩手県総合防災訓練のときには、使用いたしましたけれども、町長専用の携帯電話、これは本当に優先にかかる部分という形の中で1台常備して常に電源補給をしているというふうな状況でございます。

それから、前段お話ございました大仙市の例、まさに赤丸議員さんおっしゃるとおりでご

ざいまして、マスコミ、新聞に載りました盛岡にいたときの和田台長さんかなというふうには思っていましたけれども、町長さんとのホットラインを持っています。これは、気象台の電話番号とか、皆さん気が象情報を問い合わせるのとちょっと違いまして、本当の相手も専用、町長さんも専用という形の中で、それぞれやりとり、情報が交換できる形のベースを持っていますし、防災安全室、全て気象台とのホットライン、こちらは持っているというふうな状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 連絡ツールについては、完璧なほどと私は思っておりますが、保有して、運用できる体制ということで安心しました。

次に、避難弱者の誘導のことですが、現在自治会内の手助けが必要な方の名簿が個人情報のため、行政区長のみが知り得ることであります。いざというとき、何名が該当するかわからない状況であります。個人情報なので、それなりの対応が必要かと思います。私、現在公民館長を仰せつかっていますが、私も把握できていないのが現状であります。

また、各行政区に自主防災組織を設置していますが、私のところを例にとれば、周知喚起の意味合いでありますが、これは総会資料に掲示していますが、公民館に組織図の掲示をしていないような状況であります。自治会は、毎年班長がかわり、役員は2年ごとに変わることが多いので、この意識喚起を促すためにも、町で白板などの配布を行って、ぜひ自治会内でこの組織の部分、運用できる、また意識づけのために役場のほうで購入して、配布していただけないか、この2点についてお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 前段の災害弱者の誘導等についてお答えいたします。

確かに災害弱者のいち早い避難が大事で、それは平成25年度の矢巾町の豪雨災害のときから必要になってきて、実感としても、実際にも必要となってきておりまして、台帳登録を進めてはきましたが、まさしく個人情報のところでどうしても進みにくい現状があります。ただ、近年のたび重なる災害、豪雨災害あるいは地震も含めまして、台風、それはもう越えなければならない現状が迫ってきておりますので、今年度矢巾町が取り組む防災ラジオの取り組みとともに、災害弱者の支援につきましても台帳登録のほう、福祉サイドからも防災担当者と連携しながら、改めて公開を前提として取り組んでいきたいということを今年度の取り

組みといたしますので、今後そのところは展開してまいりますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 後段のほう、2点目の関係でございます。自治会関係の白板ということで、ホワイトボードとか、そういうふうな意味合いの中で捉えてよろしいでしょうか。決済板とか、回覧板的な意味合いとか、うちらで今考えられる部分については、例えですけれども、公民館のほうに、當時、我々もそうですけれども、災害時に一目、いろんな活動とか、状況がわかるようにホワイトボードを含めまして、みんな書き込んで、もう内容がわかるような形をとっておりますけれども、そこら辺の意味の対応ということで考えるのであれば、これも大切な自治会、自主防としての活動というか、取り組みとすれば、そのとおりだと思います。

今福祉・子ども課長が申し上げたとおり、支援者の部分も台帳登録関係もふやしていくというふうなことでありますので、防災とすれば、そこら辺の部分につきまして、今すぐにということには、ちょっとできないわけでございますけれども、地域防災組織育成助成事業という補助事業、こちらを使って何らかの自治会、自主防における、いわゆる避難所での対応について、なかなかうちらもちょっと持って、考えなかつたところでございますので、何かにかできるものをまずこれは自主防の皆さんとの協議がこれは必要になります。行政からの押し売りでは、ちょっとなかなか使い勝手が悪いと思いますので、そこら辺協議させていただいて取り組ませていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひよろしくお願ひします。

次の質問ですが、矢巾町がもし災害の多大な被害を想定した場合であります、町の防災マップにあるように、北上川増水によるものと私は思っております。そこで伺いますが、北上川水位情報は、どのような手段で町へ情報伝達されるのでしょうか。もしくは監視カメラによるデータの自動把握が可能となっているか伺います。

先日メディアで気象データの観測データを利用した高解像度降水ナウキャストのことを報道していました。従来データでは、1キロ範囲を4分間隔でデータ把握であったものが、ナウキャストでは250メーター範囲を1分間隔で把握可能ということでした。このことからも北上川水位の情報把握は、非常に重要と考えますが、このことについて伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは最初に、1点目の部分でございますけれども、情報関係、手段につきましては、北上川に特化した場合につきましては、河川国道事務所、こちらのほうから防災安全室のほうに自動配信メール、これがまず来ます。それからファクスも含めまして来ますし、状況によっては、電話連絡、いろんな対応必要かどうかという形の中での電話連絡、これの中で情報把握を行っているところでございます。

それから、2点目の監視カメラの部分の状況でございますけれども、現在役場防災安全室のところにモニター、いわゆるテレビがございますけれども、矢巾の場合は、北上川の中で明治橋、それから志和橋、紫波、2カ所、こここの水域、洪水部分の水位といいますか、これを常時、これは先ほどの24時間モニターで、テレビで監視することはできますので、これもあわせて有事の際、対応をしているというふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 続きまして、介護施設の部分にちょっとお聞きします。平成33年までに介護施設などは、防災対策が義務づけられ、入居者の避難誘導を明文化する必要があるということになります。町では、町内施設のそのような取り組み把握は行っているのでしょうか。これもメディア調査した内容の例を報道していました例をお話ししますと、85名入所している施設がありますが、夜間の職員配置は4人であり、到底夜の非常時の対応は無理であると回答しております。これは、今現在の全国的実態と思われます。そのことについて町の考えがあれば、伺いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護施設等での防災対策、入所者の避難誘導の明文化の必要性についてのお尋ねでございますけれども、町のほうの監督権限が及びます地域密着介護施設についての状況でお答えさせていただきますが、町内には9施設ございまして、うち8施設では、避難計画を策定済みでございまして、1施設のみ現在策定中ということで作成に向けた要請を行いながら全施設策定となるように努めてまいりたいというふうに考えております。

なお、策定済みの施設の分の計画については、健康長寿課のほうで取りまとめている状況でございます。また、ニュース報道等のお話の実際の夜間の職員配置体制ということで実態

として難しいのではということで、そういった点につきましても、法定化までは、まだまだあるわけでございますが、施設によっては、より屋上に避難することで災害を免れるような、堅固な状況の設備の施設もあるものでございますが、そういったところを総合的に勘案しながら適切な把握に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 先週、8月29日早朝に北朝鮮の弾道ミサイルの発射がありました。

Jアラート、全国瞬時警報システムが自動作動しましたが、町の災害担当者への伝達方法はどうになっていて、そのときの対策室への駆けつけは、どれぐらいの所要を要したのか、何時ごろには駆けつけ終わったのか伺います。

それから、盛岡市では、緊急告知防災ラジオにふぐあいがあり、機能しなかったことが後の新聞で報道されていました。このことについて所見があれば、あわせて伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ミサイルの関係でございますけれども、防災安全室、こちらのほうの情報につきましては、まずは岩手県の防災行政情報通信ネットワーク、いわゆるモニターのほうから通信が、これは自動的に送られてきます。それから、Jアラート、今議員さんおっしゃったように、耳で聞こえる部分の音声と、その画面、いわゆる文字画面というのか、いわゆるパソコン画面、同じやつ、文字で流れた同じやつの画面、パソコンがありますので、これも同時に音量と一緒にモニターに流れてくるというふうな形のもの、それから一番大きくは、皆さんの携帯、スマホ入りました緊急メール、こちらの部分での情報伝達しかちらのほうはございませんので、基本的には携帯、スマホでの確認がベースだったのかなというのは、事前の国民保護計画の部分の中で、事前に対応できるもの、例えば事前に通告とか、予告とかある分については、また対応はちょっと変わってきます。事前に体制、本部、警戒、これは行う計画になってございますけれども、今回みたいに予告無しの部分につきましては、先ほど言った、いわゆる携帯、スマホ関係の情報入手、テレビを見ている方はテレビというふうな形のものしかありませんので、それを見て職員の参集という形になります。

したがって、この間8月29日の早朝について防災安全室、役場のほう、駆けつけた部分については、ミサイルが落下した時刻と同じですけれども、大体6時14分ごろ、こちら役場のほうに参集、全員ではないですけれども、ばらばらと来たと。そのほかに、あとは役場庁舎

職員、管理職含めてそちらの収集があったというふうな状況でございます。

それから、2点目でございますけれども、先般、先般と申しますか、このミサイル発射に伴っての防災ラジオ、盛岡市のマスコミ、盛岡市のふぐあいが載りました。まさに今回矢巾が設置しようというか、導入しようというのと同じ内容になってございまして、こちらにつきましては、所見ということでございますけれども、矢巾では、この防災ラジオは、情報伝達手段の有効手段ということでこれは変わりはございません。

この中で、今回の原因、マスコミ、また盛岡市からも確認をいたしました。いわゆるふぐあいの原因でございますけれども、いろいろ拾っていくには、ちょっと難しいような状況がありますけれども、簡単に言えば、ネットワーク、音声の発生、いわゆる緊急とか通常のものとか、いろんな情報を瞬時に発せられるような形のシステムをつくっているのが防災ラジオなのです。その部分の中で、簡単に言えば、システム上、ネットワークの設定が不備だったというのが原因で、一部、どこかの自治会かちょっと忘れたのですけれども、鳴らなかつたというのが原因ということを、やっぱりうちらも確認しましたし、これから取り組んでいく部分として気をつけなければならない部分があるわけですけれども、そういうのも踏まえまして、矢巾としましては、防災ラジオの部分、システム関係がメインでございますので、通常点検と、この定期的試験、こちらを実施しながら、いざというときの有事に備えた事故防止に取り組んでいただきたいということで、今現在防災ラジオについては、矢巾、進めさせていただきたいというふうに思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 29日の早朝駆けつけは、本当にお疲れさまでした。

最後の質問になるかと思います。先ほど答弁の中に有線放送加入世帯の1,600、今1万世帯を超えておりますので、16%程度、確かに今の有線放送は、環境も変わりましたので、その程度になっているのかなと思いますが、これが発足した当時は、たしか8割以上の住宅に入っていると私記憶しております。

それから、防災ラジオの導入、済みません、今の有放の場合、今スピーカーだけの利用料でも年間1万3,000円ほどかかっております、1年間で。防災ラジオを導入するときは、初期費用だけで済むかと思うのです。ですから、町の進め方によっては、2,000台と言わず、購入する方、まして今は1万円強のお金がかかるような部分ですが、これが4,000台、

5,000台という導入の中では、9,000円、8,000円という金額に下がるかと思います。ですから、初期導入に向けては、最大限入れれば、これは有効な手段あります。通常のラジオでも、手動で電源を入れておけば、当然聞くことは可能です。ですけれども、防災ラジオと通常のラジオでは、使い勝手が全然違うのです。保険だと思って、やっぱり何かのときに使える、何かのときには通話できるような、通話というか、傍受できるような形が必要かと思います。今回の答弁では、助成は考えておらないような答弁でしたが、まだ半年あります。ぜひご検討いただきたいということで、これについての所見を伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

防災ラジオにつきましては、赤丸議員さんおっしゃるとおり、初期投資の部分の中で十分対応し得る物件でございますし、町としましても、2,000台という当初の目標は述べたとおりでございますけれども、1万世帯あるということも、これも事実でございます。また、おっしゃったように、初期投資の部分の中で購入、導入戸数が多ければ多いほど購入のコストも下がっていくというのも、私たちも答弁しているとおりでございますので、これに向けては努力してまいりたいというふうに思います。また、助成については、なかなか難しいところがございますので、今時点でおっという形のものはなかなか難しいところがありますけれども、購入の部分の状況なり、そこら辺の体制をもう一度検討しながら検討はしてみたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしくございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○1番（赤丸秀雄議員） 2問目の質問を行います。

2問目は、いじめ防止対策の取り組みについてを伺います。3月に矢巾町いじめ防止対策に関する条例が制定されました。その後5カ月が経過しましたが、これまでのいじめにかかる状況について伺います。

1点目は、教育現場の小中学校では、条例制定についてどう解説されたか具体的に説明をお願いいたします。

2点目は、現在どのような視点、重点的にいじめ防止対策を実施しているのか。また、条例制定後と、それ以前とで児童・生徒たちに意識、認識の変化は見られるでしょうか伺いま

す。

3点目は、現在いじめ相談件数は、どの程度発生しているか伺います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　いじめ防止対策の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、各学校において、矢巾町いじめ防止対策に関する条例の説明用概要版を用いて、学級担任が子どもたちとともに読み合わせをしながら、いじめ防止の内容について確認し、周囲のみんなで力を合わせていくことの大切さについて思いを共有したところであります。また、保護者向けに言葉を添えたり、感想を書かせたり、伝えたときの授業の様子などを掲示板や配付物等で紹介したりするなど、学校と家庭が共通理解をして取り組むための工夫もしております。

2点目についてですが、いじめ防止対策の視点として、未然防止の観点から、思いやりや人とのかかわりなどに重点を置いて、日常生活の充実を図っているところであります。各学校の取り組みの中では、思いやりや人とのかかわりの重要性についての思いを感想に寄せる生徒が見られたことや生徒同士が君、さん、などの敬称をつけ、大事に呼び合うことは、意識の変化によるものと考えられます。

また、掲示物に自分の思いを寄せて伝え合うといった取り組みが行われたり、生徒会を中心となっていじめ防止にかかわる宣言や演劇などの取り組みが企画されたりすることなども思いやり、人とのかかわりといった視点を大事にしながら生活していこうとする子どもたちの意識の変化を感じております。

3点目についてですが、平成26年度は、小学校2件、中学校2件、平成27年度は中学校1件、平成28年度は中学校4件、平成29年7月末現在、小学校1件、中学校1件となっております。

なお、この相談件数の捉え方につきましては、1人の方が同じ内容の相談を複数回行った場合でも1件としております。

以上、お答えといたします。よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　今の答弁にいじめ防止のために周囲のみんなで力を合わせていくこ

との重要性や学校と家庭が共通理解をして取り組む工夫をしていることは、非常によいことであると私も思います。

また、未然防止の視点から思いやりや人とのかかわりを重要視して、日常生活の充実を図っていることもよかったです。質問ですが、いじめ問題について質問しますが、午前の昆議員との質問に若干内容が重複しますが、よろしくお願ひします。現在いじめ相談を電話より、SNS、ソーシャルネットワークサービスやラインで受け付ける方法を検討されています。これは、文科省も推奨している内容であります。現在児童・生徒の携帯電話利用は、メールが1日に55分に対し、通話時間は日に6分程度と、携帯電話の利用形態が変化している状況であります。この数値は、平均値と思っておりますが、また文部科学省で今強化しようとしている内容に、スクールロイヤー制度、これは学校をサポートする法律の専門家、弁護士さんなどの協力を得ることであります。それから、午前中もお話しされましたスクールソーシャルワーカー、これは皆さんご存じのように、学校をサポートする福祉の専門家の協力を得ることであります。この施策導入、充実を行おうとしております。

町では、いじめの相談の手段として、またいじめの事前防止のために必要と考えますが、このことについて伺います。

○議長（廣田光男議員）　村松学務課長。

○学務課長（村松康志君）　赤丸議員のただいまのご質問にお答えいたします。

赤丸議員ご指摘のとおり、文科省ではSNSやラインを使つたいじめ相談の検討を始めているほか、そのほかに民間で現在いじめの通報や相談をスマホのアプリに入れて、そして匿名性を担保した上で相談ができるというようなシステムも開発されております。そして、都市部では、例えば千葉県の柏市などでは、もうそれが導入されているといったところもあります。ただ、全国的に見れば、まだまだ本当に少数派でございます。

一方、本町では、携帯やスマホは持たせないと、所持させないというようなスタンスで指導しておりますので、現時点では、SNSやスマホを利用した、あるいはアプリを利用した相談は行っておらない状況でございます。

しかし、先ほどの昆議員への答弁でもお答えを申し上げたとおり、全国での先行事例、こちらのほう情報を収集して、そしてその内容を検証しながら、まず本町の子どもたちにとつてどういう方法がいいかということを考えて、そしてそれを受けながら今後の対応につなげていきたいなというふうに考えているところでございます。

また、2点目のスクールソーシャルワーカーあるいはスクールロイヤーについてでござい

ますけれども、スクールソーシャルワーカーにつきましては、ここ数年県のほうに対して、ぜひ配置をお願いしたいということですっと要望してまいりました。この4月から1名の方が、週に1回ですけれども、配置されることになりますて、なかなかスクールカウンセラーでは、家庭に入られないので、家庭にも入られる社会福祉士であるスクールソーシャルワーカーさんに困難な事案について、今携わっていただいているところでございます。

それから、スクールロイヤーについては、昨今法律に絡んだ、いろんな保護者からのクレームやら、あるいはクレーム以外でも児童・生徒に対するいじめの教育の重要性、そこら辺が非常に高まっているなということから、スクールロイヤーがいれば、非常にいいなというのは本音でございます。本当に教育委員会としては、ロイヤーがいたら、本当にいいなと思っているのですけれども、何せ人材不足といいますか、人材の確保が非常に難しいというのが現実で、なかなか導入にはすぐには結びつかないものと現時点では考えておりますけれども、文部科学省の今後の動向、力を入れていくということでございますので、それを注視しながら、そういった機会がありましたならば、率先して手を挙げて導入に向けて頑張っていきたいなというふうに考えています。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

私、当初の質問には、午前中昆議員が質問したいじめ認知件数の部分もありましたが、重複するということで入れなかつたのですが、先ほどの答弁の中に、いじめ認知件数が出ておりました。28年度が小学校115件、中学校が55件あります。ですが、29年度については、まだ8月末現在、5ヵ月ですか、それで去年より多い小学校136件、中学校84件という答弁になっております。この件数が半年もたたない中で多いというのは、どういう形の原因なのか。いじめがふえているとは想定はしておりませんが、このカウントの仕方とか、どういう部分でこういう数値になっているのか、その辺の説明をよろしくお願いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ご質問にお答えいたします。

28年度と29年度の最大の違いは、いじめに対するいじめの認知がレベルを低くしたということです。要するに、これは本当にいじめなのだろうかというものを、以前は上げていなかった。でも、今は全ていじめというふうに、けんかをしていることもいじめにつながってい

るのではないかと。ですから、それを見守りながら、いじめにつながるかもしれない、あるいはそれはいじめでなかったというふうなことでの解決にしていくと。ですから、全ていじめにしています。これはおかしいと思ったものは、全ていじめにしているということでの件数が多くなっていると。そのぐらい現場では、子どもたちの様子を観察をしている、注視しているというふうに考えていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 今の答弁を聞いて安心しましたというより、現場の先生方が逆に大変だなという部分を感じております。

次に、質問ですが、一昨年、教育民生常任委員会で矢巾中学校を視察した経緯があります。時期は、いじめ事件が発生した1ヶ月後の8月10日でした。ここにそのとき常任委員会に提出した私の視察報告レポートを持参しておりますが、視察で感心した内容の一部を紹介させていただきます。生徒に大人を信用して、相談してほしい旨を強い意思と言葉、心でも伝えているというお話がありました。また、運動会で校長みずからがエールを返したら、アンコールの合唱がやまなかつたということも話しております。また、そういう校長の説明や対応を通じて、校長先生は百戦錬磨な教師人生を歩んだ方と強く感じた次第であります。これが最初の私の和田校長への印象でありました。

そこで和田教育長に伺いますが、先ほどは昆議員の質問に清掃の話から褒める話のストレス解消の話からいいお話を聞かせていただきました。教育長が学校長を昨年退職され、この3月まで1年近く教育相談員としていじめ問題に取り組まれておりました。そのときの、実際の現場での実際にあっての印象や実態、現状などのお話を一、二点、ここで紹介願いたいと思います。いかがでしょうか。ぜひお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ご質問にお答えいたします。

そういうふうなことがありましたということを今思い出しました。私にとっての矢巾中学校は、非常に思い出深いところでございます。今赤丸議員が紹介してくださいましたとおり、子どもたちと、本当にそれこそ裸のつき合いをしたつもりでございます。いじめの事案があって、全校集会をしたときに、私は大人を信用してくれと全校生徒に言いました。私を信用しろとは言わない、でも身近なところには大人が必ずいて、信用できる大人が必ずいるから、

その大人を信用して話をしてほしいと、相談してほしいと訴えました。真剣に子どもたちは聞いてくれました。その子どもたちに対応するために私たちは頑張らなければいけないと、そう思っております。

そして、1年間いじめ問題相談員として学校を回りました。私が感じたことは、シンプルなことです。子どもたちの発信する信号をどれだけ我々教員がキャッチできるか、子どもたちは発信している、いろんな形で。それをどうやってそれを受けとめるか。私は、学校に行って、校長先生に話したことがあります。まず最初は、下足箱です。下足箱がきちっとなっていたら、この学校は大丈夫です。その学年は大丈夫です。かかとを折ってはいている、自分の下足箱のところに入っていない、そういうふうなところを見つけたら、考えなければいけない。もう一つは、学級の掲示板、学校の掲示物です。掲示物へのいたずらは、これはいじめかもしれない。特に、名前が書いてあるもの、個人が限定されるものに対して何かやっていたら、これはおかしいと、絶対にそれは感じ、そしてそこで動きをしなければいけないと私は言いました。これは、私が教員になったときに、先輩の先生方から言われたことです。今まさにもう一度そういうことを私は後輩たちに、学校現場の先生方に話をしたい、それが生徒を見守ること、そして生徒を守ることにつながると、そう思っております。

以上、お答えとなっているかわかりませんが、以上で終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） どうも貴重なお話ありがとうございました。この項目の最後の質問になるかと思いますが、矢巾北中学校のいじめにかかる教員の処分が3月23日の教育委員会定例会議の中で議事録に掲載されています。内容は、減給処分1人、戒告処分3人、文書訓告3人とあります。教育現場では、懲戒処分が出されました。町当局、教育委員会、首長などの処分の発令は、これからなされるのか、なされないのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 和田教育長。

○教育長（和田 修君） ご質問にお答えいたします。

確かに県教委のほうからそういう発令がございました。県の教育委員会からは、いじめ防止対策推進法に違反する行為があったということで、その学校の教職員に対しての行為が地方公務員法に抵触する、違反するということでの処分でございます。いわゆる公務員としての職務が遂行されなかつたと。いじめ防止対策推進法の中でいうと、子どもたちがいじめに遭っていないかどうかを観察し、そしてもしあった場合には、それにすぐ対応すると。そし

てそれを教育委員会に報告するという、そういう義務でございます。ですから、そういうことに違反をしていたので、処分がありました。

ただ、矢巾町教育委員会においては、その動きとして、報告がなされなかつたということで動きができませんでした。そういう意味で、矢巾町教育委員会事務局職員あるいは町当局に対しても処分がなされていないということでございますし、今のところ、そういうふうな違反があったというふうには考えておりませんので、処分、町長等の責任はないと、そういうふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、赤丸議員の2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を2時15分とします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、3問目の質問を許します。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 3問目の質問は、ことしの敬老会の運営と準備内容について伺います。

私、1年前の9月議会から敬老会開催のあり方をしつこいほど取り上げてきました。その後、町では、いろいろ検討を重ねられ、3地区ごとに趣向を凝らした開催に取り組んでいただいていることに対し、まず最初に、関係者の皆様の努力に感謝申し上げます。ことしの敬老会は、懇親の場があり、楽しみだと期待する声がありますので、私も多くの方々の出席を期待しております。そこで以下のことで伺います。

1点目は、会場まで交通手段のない方々を送迎することは、大変よい施策だと思っております。そこで伺いますが、集合場所への送迎時間設定は、どのようにになっているのでしょうか。

2点目は、現在把握している会場ごとの参加予定数はどうなっているか伺います。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ことしの敬老会の運営と準備内容についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、敬老会送迎の集合場所は、基本的に各地区公民館を設定しており、敬老会参加希望者から、送迎バスの利用者を集計し、徳田及び煙山地区については、2つのルート、不動地区については、1ルートを設定し、それぞれおおむね開始30分前に会場へ到着できる時間設定をしており、送迎バス利用者に個別にお知らせすることとしております。

2点目についてですが、対象者総数3,063名中、8月30日現在495名の申し込みをいただいているところであり、参加率は16.1%となっております。また、地区ごとの内訳としては、徳田地区144名、煙山地区230名、不動地区121名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　ことしは500名近い参加予定者があり、昨年の倍以上、一昨年よりも大幅にふえており、大変喜ばしいことであります。ぜひ来年以降も懇親の場提供による開催継続を強く要望するものです。そこで質問ですが、送迎希望の人員はどれぐらいおるのでしょうか。

また、送迎検討段階の資料を知り合いの行政区長から見させていただきましたが、10時の開催に、早いところでは7時集合という、現実的ではないと思っておりますが、現在の個別対応の時間内容について伺います。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

敬老会の参加者の皆様の送迎バスの利用状況についてでございますけれども、徳田地区が59名、煙山地区が69名、不動地区が16名で、合計いたしますと144名の方々がバスの送迎の希望者の方々でございます。割合でございます。徳田地区が40.9%、参加希望者のうちバスを利用を希望される方の割合ということでございます。徳田地区が40.9%、煙山地区が30%、不動地区が13.2%、全体の希望者は29.1%ということでございます。

なお、10時からの開催なのに早い地区は7時集合ということで現実的ではないというご

指摘をいただいたところでございまして、これはまさしく私ども事務局も、そのようなふうに捉えたわけでございまして、7時というのは、最初、徳田、煙山、不動のそれぞれの地区の実行委員会において、限られたバス、マイクロバス2台が中心になるわけでございますけれども、それで割り振りをしたところ、どうしても煙山地区は、行政区が多いものですから、1台で全部網羅するとなると、7時からの出発になるわけでございますけれども、実行委員会でも、やはりそういうご意見とかもございましたので、町といたしましては、徳田地区は2行程、徳田地区から順次申し上げますと、徳田地区は、高田1、2、3区から東徳田2区に行く部分で9時から9時25分までの間のお迎えの時間。あとは、もう1ルートが藤沢からスタートして北郡山までということで、こちらは9時から9時半ということでございます。

やはり煙山地区は、やはり行政区が多いということはございますけれども、第1ルートのほうが南昌からスタートして南矢幅公民館までというルートですが、こちらは若干時間は短縮したわけでございますが、8時スタート、9時半到着ということでございます。あともう1ルート、上赤林からスタートして矢巾3区わんぱく公園前までというルートも8時45分スタート、9時半到着という流れになります。

なお、不動地区につきましては、1ルートのみでございまして、9時スタート、9時35分会場到着という流れでございます。

なお、帰りのお送りのほうも、それぞれの行程で行う予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 1時間の迎え時間の遅くしたことについては、改善したことについて努力は認めてあげたいとは思っておりますが、この会場の設定準備とかも行政区長を中心に老人クラブとか、いろいろお願ひしている部分があります。確かにマイクロバスの台数に限りがあり、運転手に限りがあるかと思いますが、この8時スタートでも来るときは、1時間半ベースでありますが、帰りは、飲食した後の1時間半では、こんなにはかかるないかと思いますが、お年寄りに対しては、おトイレにも行きたくなるでしょうし等も考えれば、ちょっとまだ年齢とか考えれば、改善余地があるかと思います。

せっかく先ほど言ったように、準備等でいろんな方の協力を得ているわけです。せめて9時スタートにして、9時前の部分については、その協力者の送り迎えも考慮に入れた形

で、ことしほ間に合わないと言われるかもしれません、今後以降は、そこまで考えるなり、少々、これぐらいの人員が参加していただけるのでありますと、町の経費も若干ふやしても乗り合いタクシーとかという工夫も考えられるかと思います。その辺も検討していただくようにお願いしたいので、再度この件について所見を伺います。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

貴重なご提言ありがとうございます。確かに赤丸議員おっしゃるように、今から間に合わないかもしれないけれども、という前置きをいただきましたけれども、地区の皆さんとの協力をいただきながら、可能かどうかちょっとお約束はできませんけれども、いま一度検討させていただければというふうに考えてございます。

なお、来年度につきましては、日程を確定させてからのバスの手配だったということではありますけれども、来年度はもう少し早目に大型バスも抑えながら、やはり徳田、不動地区については、2ルートまたは1ルートでの送迎で大丈夫だというふうには捉えてございますけれども、煙山地区については、3ルート以上の形が望ましいというふうに私も感じてございますので、そこら辺は来年度に向けては、そういう対応が可能であるのかなというふうに捉えてございます。

いずれいらっしゃった方々に敬老会に来てみて、ことしほ地区開催になって、地区の皆さんと手づくりの敬老会で祝っていただいてよかったですというような形にしたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご助言のほどお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員）　ぜひその辺は検討願って、ことしほ無理にとは言いたいところがありますが、言いませんが、去年、おととしの参加状況を見れば、やっぱり体育館から田園ホールに移して、さきおととしの分がおととしに反映されたときは、まあ余り変わらない内容かなと思って、300人弱の人員が参加していただいたと思いますが、去年は、それを見聞きした人が、行ったってしようがないよなという話で200人程度の参加人員。裏を返せば、ことしひが500人近い参加者で、これが評判になれば、来年はまた2割、3割とふえることは、到底想定されます。ですので、今の課長の答弁を前向きに捉えていただく部分を再度所見として伺いますし、それから、我々議員は出身地区からの招待状でありますので、

例年どおり1回の出席ですが、町長や関係担当者は、3地区開催となり、出席に準備に大変と思います。しかし、敬老会に出席される方々は、大先輩であり、町の礎を担った方々であります。この方たちに年に1回の楽しみでありますから、この運営など、精力的によろしくお願いしたいと思います。このことについて所感があれば、伺います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

敬老会の開催のあり方については、いろいろご心配をおかけしたことを、それで今、今年度は送迎を含めて、できる限り私どもで対応できることでやっていきたいなということで、これは一歩前進と受けとめていただいて、そして全て100%最初から、なかなかこれは難しい運営のあり方もあるものですから、それで私どもはこれまでも基本的に、いわゆる敬老会というのは、私もちょっといろいろ調べてみてあれなのですが、昭和22年に兵庫県の小さな村でまちづくりのために、お年寄りの皆さん方の経験と知恵を借りる日だということで始まったのが、この敬老会の始まりだということをお聞きしておるわけでございまして、私らとすれば、そういったことも含めて、やはり先ほど赤丸議員の町の礎を担った方々なのだと、まさにご指摘のとおりでございます。

そういうことで今後いろいろ課題があると思いますが、一つ一つ解決しながらみんな楽しく、そして有意義な敬老会になるように私どもも一生懸命取り組んでまいりますので、まず議員各位のご理解とご協力もひとつよろしくお願いをいたしたいと思います。

いずれ赤丸議員の敬老会に寄せる熱き思いは、もうわかっておりますので、それを一つ一つ積み重ねながら取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　よろしゅうございますか。他に質問ありませんね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、これで1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

次に、2番、水本淳一議員。

第1問目の質問を許します。

（2番　水本淳一議員　登壇）

○2番（水本淳一議員）　議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。

それでは、最初の質問をいたします。最初は、農業振興地域の人口対策と土地利用についての質問です。

第7次矢巾町総合計画を見ますと、矢巾町の総人口は、平成7年に2万1,919人でしたが、

平成17年には2万7,085人を数え、急激な増加をしました。そして、近年人口増加は鈍化傾向にありますが、平成29年5月1日現在において2万7,678人とふえ続けております。しかし、平成35年には2万7,477人に減少すると推計されることから、第7次総合計画において、住みたくなる居住環境の向上による転入者の増加や少子化対策及び健康寿命の延伸により、年少人口及び老人人口の増加を図るほか、工業団地等の開発と企業誘致を増進することによる雇用環境の向上、さらには岩手医科大学及び附属病院関連職員や学生等の本町への定住促進等を積極的に進めることにより、平成35年度には、総人口3万人となるまちづくりを目指すとしております。ぜひこの目標を達成して、できればと思います。

しかし、これまでの町の人口増加は、主に町の中心部の増加であって、周辺地域、特に農村部においては、少子高齢化のほかに農作物の価格低迷や営農組織等、農地の集積に伴い、農家戸数も減少し、どんどん過疎化が進むのではないかと懸念されます。このような農業振興地域の人口減少は、農地法や農業振興法という岩盤規制といいますか、この法律が一つの要因になっていると思います。市街化調整区域内であっても、農地以外の土地については、周辺農地の耕作に支障がない限り、住宅を自由に建ててもいいのではないか。少なくとも残っている住宅とかは有効に活用するために、そこを買って、あるいは借りて住みたいという希望者にはそうできるように法律の改正をこれからはしていく必要があるのではないかと思います。農振地域の人口減少を食いとめ、かつてのにぎわいのある農村地帯を取り戻すため、岩盤規制を少しでも緩和し、現状に合った法律になることを願い、次の点についてお伺いします。

1点目は、農業振興地域と周辺地域の人口対策について。

2点目、農業振興地域において、家の改築等をする場合、農家であることなど、いろいろ制限が設けられていますが、その理由について。

3点目、空き家などの住宅を有効に活用するために、購入や貸借し、生活することができるように関係する法の改正や整備をしていく必要があると思いますが、以上、その3点について町の考え方をお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　2番、水本淳一議員の農業振興地域の人口対策とタクシー利用についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、少子高齢化につきましては、農業振興地域に限らず、町内全域に

共通する課題と認識しておりますことから、町といたしましては、エリアを限定せず、全体的な少子高齢化対策として取り組むべき課題と認識しており、現在のところは、特定区域のみに重点を絞った対策は考えておらないところであります。

2点目についてですが、本町の農業振興地域は、都市計画法においては、全て市街化調整区域となっており、建築物の建築や利用については、同法による一定の制限があります。有限であります土地の無秩序な開発を防止するために、効率的で計画的な利用を図ることを前提としており、都市計画と農業や農村集落振興との適正な調整という観点から、建築物の取り扱いについて、農家と一般住宅の違いがあります。

3点目についてですが、法整備の必要性は、今まさに全国でも多くの自治体で課題となつております、根本的な解決に向けて国レベルでの対応が求められているところであります。この問題を初めとして、全国の自治体では、空き家対策にさまざまな課題が生じておりますが、先月31日には、全国空き家対策推進協議会が設立され、これから加盟する自治体の間で情報交換や研究、協議などが行われる予定となっております。本町もこの協議会に参加しており、今後さまざまな機会を捉えて、情報収集に努めるとともに、全国の自治体と足並みをそろえながら、国への働きかけを行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 当町の人口変動についてもっと詳しく知りたいと思いましたけれども、まずは人口増加の著しい行政区、そして減少の著しい行政区を、それぞれ3行政区ずつ、平成22年と平成27年の比較で、また減少している地域については、過去何年ごろの人口まで戻っているのか。先日住民課の方に調べていただきましたけれども、人口増加数のトップ3は、新田、南矢幅2区、藤沢の順で、過去5年間でそれぞれ新田が1区と2区合わせておよそ321人増加して1,658人、南矢幅2区が219人増加して1,347人、藤沢地区が146人増加して1,319人になっております。矢幅駅のすぐ西側の増加が大きいように思いました。

それから、人口減少が大きいワーストというか、ワースト3は、矢巾と雇用促進を合わせて112人減少、そして575人、それから矢巾1区が99人減少して947人、矢巾3区が94人減少して1,148人になっています。このように矢幅駅のすぐ東側の減少も大きいようです。また、矢巾1区、矢巾3区の人口は、それぞれ平成12年あるいは平成15年の、そのころの15年ほど前の人口に戻っているようです。

増加率で見ますと、トップは、率で見ますと、トップは広宮沢1区が110人増加し、27%、続いて、新田が24%、南矢幅2区が19%。それで、増加率のワースト3は、矢次がマイナス16%、そして岩清水が47人減少して、現在262人ですけれども、マイナス14%、桜屋が28人減少して、現在229人になりますて、マイナス11%です。岩清水と桜屋については、平成元年以前の人口まで減少している。それ前のことはちょっとわからないということでしたので、大正時代であるかどうかわかりませんが、そのくらい減少しているということです。太田行政区についても、私の地元ですけれども、平成22年から平成29年の7年間で50人減少し、また平成7年に573人いた人口が平成29年には456人になっています。20年間で117人、約20%減少しています。

駅東側の矢巾1区、矢巾3区の今の人ロが平成10年代の人ロに匹敵するのに対して、岩清水や桜屋、恐らく太田もですけれども、周辺の農村地帯では、平成以前の人口になっており、元々農村地帯ですので、少ない人口がますます少なくなりまして、どこで歯どめがかけられるか非常に深刻な状態だと私は思っております。

農業振興地域の中には、農地を全て貸していて、自分で耕作していないので、法律により家を新築できないと言われたとか、住宅を建てたのに、地目は宅地にできない。作業小屋、小屋とか、そういう地目であれしてとか、いろいろ聞いたりしますけれども、先ほど市街化調整区域において、建築物の建築や利用については、法律により一定の制限があるとお伺いましたが、その制限の例を幾つかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど町長答弁にもありましたように、基本的には調整区域は、農家住宅あるいは農業用施設というのが許可不要ということになっておりますが、ご承知のとおり都市計画法は、昭和45年10月1日矢巾町では施行しておりますし、西部開拓道路より上のほうは59年11月16日に市街化調整区域に編入されております。それ以前のものにつきましては、都市計画法に關係する以前のものでございますので、基本的には、今建物がある場合は、農家住宅で建ててあった場合でも、一般住宅で建ててあった場合でも1.5倍以内であれば、今現段階でも許可不要で建てかえは可能となっております。

それ以降の法以降に建てたものにつきましては、基本的には、許可を取って建てておりますが、例えば今のご時世で、その建てた方が転勤で、もう戻ってこないとか、あるいは亡く

なられて誰もいなくなったとかといった場合につきましては、ケース・バイ・ケースがござりますけれども、場合によっては、手続によって、それを農家住宅から一般住宅へ転用して、第三者に転売するということも可能であります。これは、あくまでも内容ということになりますので、全部例えば去年建てたものがすぐできるかといえば、そういうものではございませんので、それはその内容次第、よってということでございますので、これはそういった場合が出た場合は、ご相談をいただきたいということで現在進めているという状況でござります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、2番目ですけれども、都市計画と農業や農村集落振興との適正な調整という観点から、建築物の取り扱いについて、農家と一般住宅の違いがあるということですけれども、農地が集積されるなどして、非農家がふえているわけですから、市街化調整区域にあっても、農地以外の土地等については、周辺農地の耕作環境に支障がない限り、これからは住宅を自由に宅地としていいのではないか、また農家にしろ、非農家にしろ、後継者などが家を隣に建ててもいいのではないかと法律を改正していかなければいいと思いますけれども、先ほど説明にもありましたけれども、先月31日に全国空き家対策推進協議会が設置されたということですので、この協議会についてもう少し詳しく、町の空き家対策の現在の振興状況もあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、全国空き家対策推進協議会、こちらにつきましては、タイトルのとおりのものでございます。やっぱり全国の中で、結局空き家がふえるというのは、もう社会的にそういう条件になっているということがもうあります、日本におきまして。そもそもが供給過剰であるということ、それから人口が減少しているという傾向にあること。それから、特に都市部でもアパート等空き始めていますが、それでも都市部には人口が集まっている分、地方部では、どんどん、ますます空いていくという状況になっていますし、それから根本的なことではないのかもしれません、税法上の観点でもあります。自己用の宅地として住んでいる分には、固定資産税等の免除がございまし、そういうものが空き家として開放してしまうと免除が受けられなくなるとか、さまざまな要因が重なりまして、空き家が増加になっているということを、全国の中でもやはり

同じように課題として捉えておる団体が集まって設立したというふうになってござります。

それで根本的な部分として、法律を改正してということが望ましい一つの答えだとは思いますが、国のレベルの観点でいいますと、そうすることによって、例えば矢巾町だと、別にいいかもしないけれども、よそでは、それが大きな問題になるということもあるや伺っております。そういう意味合いにおいて、法律の改正というのは、慎重に扱われるものだというふうに言わせておりましたし、また最近、都市計画法を所管しているのは、国土交通省なわけでございますけれども、国土交通省としても政策として、コンパクトシティというものを掲げております。コンパクトシティは、要はインフラをなるべく小さい部分に住む場所が集約されて、そこにインフラが集中的に投資されて整備されることによって、そこに住む方々が利便性を享受でき、しかも全体としてのインフラに対する投資が少なくて済むというふうなものに徐々に切りかわっていくということを国土交通省の都市のほうでは掲げておりますので、そういう意味合いにおいて、この都市計画法の改正によって市街化調整区域に家が結果的にふえていくということは、恐らく国の政策としては、望まないところではないのかなと想像されます。

そういうこともありまして、いずれ時代背景が全く違うと、都市計画法が成立して、それが機能してきた時代は、人口増加、右肩上がりの時代の政策でございますので、こういったものについて、人口減少期において適正な土地利用規制のあり方とか、そういうものについては、やはり自治体から地元の声として率直なものを国に届けていく必要はあるというふうに考えてございます。いずれそういった背景等ございますので、頑張ってはいきますが、実現はなかなかハードルが高いのかなと思われます。

私から以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 空き家対策の町の進行状況。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 申しあげございません。

空き家対策の現状でございますが、前回の議会答弁等でお答えしましたとおり、昨年度調査をいたしまして、アンケートのほうも実施し、利用していきたいというふうなお答えをいただいているところについて、空き家のデータベースに登録していくことで準備をしているところでございます。

なお、ごくごく最近のお話でございますが、国で全国版の空き家のデータベースを構築するということで、既にシステムを2つの会社が請け負って構築していくというふうな情報がありまして、そちらの説明会に参加してまいりました。それによりますと、先ほど言いましたように、私の空き家をどんどん利用してほしいというふうな方をそこに登録することで全国でそういう条件に合致するところを検索できるような形になるということでございますし、そちらについては、自治体にとっての利用料は無料か、ごくわずかで済むお話を進んでおるようでございますので、矢巾町としても、独自のデータベースといつても狭い範囲でどうのこうのというよりは、やっぱり全国のところに普通にのっかって利用がうまく進めばいいなと思っております。

ただし、先ほどの都市計画法の制限もあり、基本的には市街化区域内のものは、そういう形で利用が促進される可能性があります。調整区域につきましては、仮に購入、取引は可能なことにはなっていますけれども、購入された方が建てかえたいといったときに、先ほど道路都市課長のほうが答弁したような制約がいろいろ出てきてというふうなことはありますので、残念ながらやはり難しい対応があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、2問目の質問をします。

町民の皆さんに自分の住む町の魅力を実感してもらい、そして町外の多くの皆さんに本町を知ってもらう機会を創出し、ファンになってもらいたいという考え方から、町では、地方創生事業の一環として、楽天や薬王堂との連携協定の締結により、去る8月10日、楽天イーグルスの本拠地、k o b o パーク宮城のプロ野球公式戦において、矢巾町ナイターが企画、実行されたわけですが、それに参加した町内野球スポーツ少年団、中学校野球部、そして矢巾北中学校特設合唱部の子どもたちの皆さんにとっては、本当にすばらしい経験だったと思います。今後の大きな励みになったと思います。これにより、町の少年野球がまた盛んになることを願うところであります。

また、矢巾町の魅力についていろいろ宣伝されたわけですが、その中で、特にひまわり畑が町の観光の柱として大きく宣伝され、町内外から多くの方々が見学に訪れているところ

であります。私もひまわり畠を見学してまいりました。その日は、あいにくの雨模様でしたが、駐車場には15台ぐらいでしたか駐車していました、思ったよりも頻繁に車が出入りしていました。何か結構見学者が来ているなという感じでいました。車からおりて、駐車場のところ、おりたとたん、ヒマワリの背丈が高くて花が全然見えなくて、ちょっと残念でしたけれども、鐘の丘といいますか、そこに登ってみたら、やっぱりすばらしさを実感しました。また、ひまわり畠の中の歩道もなかなかいいなというふうに思いました。

町では、ひまわり畠をふやしていきたいということで私も本当に大賛成です。ただ、町のシンボルである花、鳥、木については、ユリ、かっこう、松ということで、これも何とか町外から来た人には、町の花、鳥、木があるなということで、ぜひ何とかしたい、してもらいたいなと思いますけれども、次の点についてお伺いをします。

1点目として、ひまわり畠の今後の構想について。

2点目として、町のシンボルがそれぞれ選ばれた経緯について。

3点目として、ちょうど岐阜県郡上市に奥美濃ダイナランドゆり公園というのが、そういうのがあるのだなというのを見ましたけれども、矢巾町でもユリ園をつくったり、稻荷街道や町の至るところに松を植樹したりするなど、町のシンボルをもっと宣伝する考えはないか。

4点目として、花いっぱい運動の一環として、例えばアジサイロードとか、さまざまな花や木、桜並木もありますけれども、そういうのを植栽する考えはないか。

以上、4点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　ひまわり畠と町のシンボル、花、鳥、木についてのいわゆる花鳥木についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、ひまわり畠は、今年度1週間で1万人を超える来訪者があり、本町で最大の集客力を持つ観光資源ですが、駐車場の狭さや開花期間など、運営上の問題点が明らかになったため、新年度に向けて検討を行っているところであります。

現在、ひまわり畠の今後の構想を策定しておりますが、規模の拡大など、施設の整備とあわせ、効率的な運営方法を確立することにより、問題点を解決するとともに、音楽フェスティバルなどのイベント等を開催し、通年利用を図るなど、県内外にも広くアピールできる観光の柱とし、町内外の多くの方々に親しみ、愛される場所となるよう事業を進めてまいります。

2点目についてですが、町のシンボルでありますユリ、かっこう、松につきましては、昭

和51年10月25日に、議会の議決を賜りまして制定したところであり、選定に当たりましては、矢巾町総合開発計画策定の際に、矢巾町総合開発委員会内に制定委員会を設置し、全世帯アンケートを行った結果をもとに協議を重ねて選定したところであります。選定の経緯ですが、花については、アンケート調査では、ユリのほかにヒマワリと菊が候補に挙がりましたが、菊は皇室のシンボルであることから、控えさせていただき、ヒマワリは教育の観点から、非常にふさわしいとの意見もあったものの、町のシンボルとして、各家庭で普及しやすい花として、また花言葉である純粋という意味、そして柔軟というイメージが町の花としてふさわしいとの判断からユリを選定したところであります。

次に、鳥については、カッコウのほかに、鳩とキジが候補に挙がりましたが、キジは岩手県の鳥であったこと、そして鳩は、農作物を荒らす鳥であったことから、控えることとし、カッコウについては、初夏に農作業の田植えのころを過ぎる声の明るさが町のイメージとしてふさわしいことから、カッコウに選定したところであります。

最後に、木については、本町は当時からアカマツ林が多く、町を代表する木として、ふさわしいということから、松を選定してきた経緯があります。

3点目についてですが、本町の花鳥木であるユリ、かっこう、松につきましては、これまで町の各種印刷物にマークをプリントしたり、公共施設の名称に採用するなど、折に触れて町民の皆様に認知していただくよう努めてまいりましたが、平成13年からは、数年にわたりボランティアを募って、町内全域でユリの植栽活動を展開しましたが、ユリは生育条件が比較的厳しく、全般的な定着に至らなかった経緯がございます。

また、松につきましても、植樹をした後、景観形成のために長期間にわたって生育管理を行うことが困難であるため、現在のところユリと松につきましては、町内全域での植栽、植樹については、考えていないところであります。

しかしながら、見事な松が立ち並ぶ稻荷街道松並木のように、象徴的な場所を絞り込んでのPRは有効な手段と考えますので、今後松並木については、町の木であることも踏まえて、周知を強化するとともに、ユリにつきましても、広範囲の栽培に適したよい場所があれば、植栽を検討したいと考えております。

4点目についてですが、花いっぱい運動につきましては、単に花を植えることだけが目的ではなく、多くの町民の皆さんに参加していただくことで、お一人お一人の心の中に美しいまちづくりや自然を愛する意識が醸成されることに重きを置きながら、長年にわたり町民参加型の運動として展開をしているところであります。

この趣旨のもと、より多くの皆様に参加していただけるものであれば、花の種類や場所、植栽方法などは、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、議員のご提言や、また実際に参加されている皆様からの意見なども踏まえながら、よりよい方法があれば、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 稲荷街道の松並木が町のパンフレットに大きく掲載されております。それには松並木は、岩手県林業技術センターの北東側に隣接しており、駐車場や東屋を完備と書かれていました。現地には行ってみましたけれども、現地には案内板もなく、松並木の場所がわかりにくくなっています。松並木のある街道の部分は整備されているようでしたけれども、その中を歩いてみたいと思いましたが、柵もありましたし、その周りが余りにもうっそうとしていたので、ちょっと怖くなり、中に入るのをやめました。

先ほど稲荷街道並木、松並木のように象徴的な場所を絞り込んでPRをしたいとのことでしたが、松並木は、矢巾町の第2の花であるひまわり畑に本当に近いところにありますので、気軽に立ち入ることができるよう、この松並木の周辺も整備して、ひまわり畑と一緒に宣伝し、観光客を呼んでいただきたいと思いますが、松並木周辺の整備についてお考えを伺います。

また、樹齢何百年でしょうか、貴重なすばらしい松が立ち並んでおりますので、枯死しないようしっかり松枯れ予防の対策等とっていると思いますが、その管理についてもあわせて伺います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

ご存じのとおり、松並木、これはもう稲荷街道、特にこの松並木が残されたのは、稲荷街道を歩く会のいわゆる会長さんが県にぜひ残してほしい、保存をしてほしいということでお願いをして残された経緯があるわけでございまして、これは今お話をあったことは、まさにそのとおりでございまして、まず私どもとしても、県有地でもあるし、また林業技術センターとの関係もあるので、いずれその辺のところは、しっかり調整しながらやっていきたいと。

特に今、いわゆる松については、いわゆる松枯れの問題もありますので、そういうた

とのない貴重な、やはり財産でもあるわけですので、その辺のところは県と一体となって、だから今ご指摘の、いわゆる説明板もない、もうそして草も、歩くところだけは刈っているのですが、奥に入るところはもう今、昔はやっておったのですけれども、今やっていないということで、この辺のところは県と一緒にになって、またあそこはひまわり畑もあるわけでございますので、今後うちのほうの産業振興課にも観光物産係がありますので、そこが中心になって、松並木の保存とひまわり畑と、そしてひまわり畑は、この間までは少ない本数であれだったのですが、うちの産業振興課長は、調査したところ、18万本ぐらいのあれだということで、大きく今までちょっと遠慮がちであれだったのですが、どうせやるのであれば、歌の文句にもあるのですが、100万本のバラではないのですが、100万本のヒマワリを目指してやっていきたいなど。

だから、ただいま水本議員の質問の中には、アジサイロードとか、そういうお話もあったのですが、あのひまわり畑でさえも新郎新婦が来て、ウェディングドレスを着て、あそこの中を歩くという光景があるわけですから、もっともっとPRをしなければならないなということで、これは稻垣産業振興課長は、今燃えておりますので、来年はそのことでヒマワリに力を入れていきたいということで、あとはただ植えるだけではなく、もしあれなのであれば、種からいろいろな植栽なり、食べるほう、油とか、何かそういうことも何か考えられるということでございますので、そういう夢のある取り組みをやっていきたいなど、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） 神奈川県の方ですけれども、この方は、6月末ですけれども、朗読と音楽で綴る宮沢賢治の世界という題で、6月末に岩手県民会館でロビーコンサートを行つた方なのですけれども、宮沢賢治の碑がある水辺の里に行ってみたいと町内の方に、お友達に話したところ、マムシや熊が出るかもしれないよと言つたと言つてました。12月に来たら行けますよねというような話もしたりしていましたけれども、私も、はて大雨災害の後、あれどうなっていたっけという、ちょっと去年、おととしあたり行ってみましたけれども、まだしっかりしていないなというような感じがしましたけれども、水辺の里は、その後どのようにになっているか。また、もう一つ、せっかく水辺の里ですので、そこにユリ園があってもいいなと思ったりしていますけれども、植える環境が合うかどうかあれですけれども、その点についてもお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

水辺の里についても、いずれ今あそこマレットゴルフ場で、また再開するかということなのですが、いずれ将来的にも、また平成25年8月9日みたいな大雨洪水、もうそういったことがあれば、また大変なことになりますので、今あそこのところも、いろいろとやはり今後花とか、そういったものを植栽して、いずれそして私どもは宮沢賢治の力というのは、非常に大きいのです。歌碑にも、わざわざ見に来られる方々もいらっしゃるわけで、確かにマムシとか熊もおるのですが、そういったことをやはりきちんと整備すれば、そういうふうなことも解決できるので、いずれ、いわゆる南昌自然公園の中での一体を花と緑の、やはりその構想をしっかりと掲げて、そしてあそこに行くと、もういろんな花も見られる。または、今松並木を初めアジサイロードもいいし、そういうまちづくりを観光資源としてこれから取り組んでいきたいなと考えておりますので、いずれこれも時間を要することですし、いずれ計画的に着実に推進をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、よろしくお願ひします。

この間、ひまわり畑の鐘の丘に登ってみましたが、丘の上には、何人かが登って、しばらくそこで見ていると、見たいと思っても、後ろから人が大きくて、あとひまわり畑が見えない状態でしっかりと見られない。もう少し広ければと思いました。それから、私が、さつき言いましたけれども、見学したときは、あいにくの雨で西の山並みが見えず、見えたなら、本当に最大のすばらしさを味わえたと思いますが、ことしは特に雨の日が多く、来場者には、その山並みを含めたすばらしさを味わう機会が本当に少なかったのではないかと思います。ヒマワリがまだつぼみのときに、遠く県外からいらした方もいるようです。このような方たちのためにも、大きな、この間カードでひまわり畑のカード、山の写真のカードをいただきまして、ああいう看板があったらどうなのかなとも思ったりしましたけれども、せっかく1週間で1万人を超える来訪者もありますので、その場所で町の特産や観光グッズ等の販売を早く、来年度からでもできたらと思いますが、もうとっくに構想をお持ちだと思いますが、その点についてもお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

過日可決いただきました補正予算にもこのひまわり畑の工事費のほうお願ひしているわけですけれども、あれと面積的には、今年度植栽している分が1.3ヘクタールですけれども、奥のほうにまだ1.7ヘクタール残ってございますので、除れきとか、そういうのをしまして、面積的には広げたいと思ってござりますし、問題点としては、駐車場が狭い、それからトイレがない、それから議員ご指摘のとおり見晴台も、あのとおり小さいということで、見晴台等につきましては、今回の工事費の中でできれば広げるなりということも考えていきたいと思います。

それから、ご指摘のせっかくひまわり畑にこれだけの人がいらっしゃっていただいておりますが、お金をおろしていってもらっていないということで、物販、それから協力金等を含めまして、今検討してございます。来年、面積も広げる予定でございますし、今議員からご指摘された内容につきましては、課のほうで今いろいろ話し合って、よりよい方法をということなので、今ご提言があったことを十分踏まえまして、来年度もっと有意義なひまわり畑にどんどんしていきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げましてお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員）最後に一つだけですけれども、1週間で1万人を超える来訪者でありますけれども、誰か数えているのか、どういう基準で。徳丹城においても、徳丹城は現地にいますから何となくというのがわかりますけれども、それについて何か基準。

○議長（廣田光男議員）稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稲垣譲治君）1万人というのは、担当課発表でございますが、ある程度根拠があります。議員来場していただいたときあいにくの雨だったようでございますが、ここに1週間と書いているのですが、ことしは寒かったせいでもうちょっと長い間、開花は遅かったのですが、ちょっと長い間見る期間がありました。それで毎日私どもの職員行って状況を確認しております。それで碎石の置き場だったところに駐車場を設けておりまして、あそこに約40台ぐらい駐車可能でございます。それから、指定はしておりませんが、大八郎商店さんの西側のちょっと空きスペースに10台程度駐車可能になっておりまして、大体ここもいつも満車になっております。晴れた日、雨の降っていない日行きますと、大体10時過ぎから夕方3時過ぎぐらいまでは、駐車場がほぼ満車状態ということで、1回当たり50台ぐらい止まっていて、1台に3人ぐらい乗ってきて、1組が1時間ぐらいいると想定しますと、大

体まず1日1,000人弱の人数かなと。それを開花期間を掛けますと、自信を持って1万人は来ただろうということで数える職員は配置しておりませんが、そういう形で一応推計させていただいた数が1万という数になってございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、ここで休憩をとります。

再開を3時25分とします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

水本淳一議員の3問目の質問を許します。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） それでは、3問目の質問をいたします。

3問目は、矢巾スマートインターチェンジの整備に係る費用負担についてです。矢巾町では、岩手医科大学附属病院の移転に向け、救急医療における搬送時間の短縮など、医療利便性の向上を図るため、また同病院の関連企業の増加、既存の岩手流通センターや流通拠点などをを目指す広宮沢第2地区土地改良事業とあわせ物流の効率化や企業誘致の促進、地域産業の活性化を見込んで、矢巾スマートインターチェンジについて2007年に協議を開始されて以来、来年3月の供用開始に向け着々と工事が進められております。

人命にかかる救急医療にとってスマートインターの整備は最も重要なものであり、また矢巾町にとって、ほかにいろいろなメリットが期待されるわけですけれども、この救急医療や通院等に関しますと、スマートインターの利用は、他市町からの方たちがほとんどであり、多く、矢巾町民の利用は、ほとんど少ないのでないかと思われます。そこで次の点についてお伺いします。

1点目として、その整備に係る費用の総額と、国、県、町、それぞれの負担額について。

2点目として、町外の方が岩手医科大学附属病院へ通院するため、矢巾スマートインター チェンジを利用する頻度が高まることが予想されることから、矢巾町のみが費用を負担するのではなく、広域的に負担するという考えはないか、この2点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾スマートインターチェンジの整備に係る費用負担についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾スマートインターチェンジ整備に係る事業は、岩手県、東日本高速道路株式会社及び矢巾町が事業主体となり、矢巾パーキングエリアからそれぞれ接続する県道、町道までを整備する高速道路利便増進事業と、本町が事業主体となる下り線側の町道堤川目線、安庭線及び宮田線に係る歩道整備とあわせたアクセス道路整備事業に分けて事業を進めておりますが、県道不動盛岡線と町道安庭線の交差点部に係る県道部分に関しましては、岩手県の施工となります。また、現時点での総工事費ですが、高速道路利便増進事業に係る全体事業費が約18億円となっており、そのうち矢巾町負担分が3億2,000万円、岩手県負担分が約1億8,000万円、東日本高速道路株式会社が約13億円と見込んでおりますが、この金額は、現在締結しております協定上の金額であり、今後実事業費に合わせた内容で協定の変更を行うこととしております。

本町が事業主体となるアクセス道路整備事業につきましては、総事業費約10億5,000万円を見込んでおります。

2点目についてですが、スマートインターチェンジ高速道路利便増進事業制度実施要綱に基づき、本町が主体となってスマートインターチェンジの設置を発意したものであり、費用負担については、要綱の負担区分によって事業が行われるものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） スマートインターチェンジ高速道路利便増進事業制度実施要綱というのがあるようなので、後で私もしっかり読んでみたいと思います。

先ほど説明にありましたけれども、本町が事業主体のアクセス道路整備事業の今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

今までご質問でお答えしているとおり、アクセス周辺道路につきましては、下り線、町道堤川目線、大体南はお墓のあたりからずっと北のほうにいきまして、町道宮田線のところまで。それから、すぐ北側の安庭線から県道不動盛岡線まで。それから、ウエストヒルズ広宮沢から堤川目線までの部分がアクセス周辺道路として整備することで予定しているもので

ございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

水本淳一議員。

○2番（水本淳一議員） いつまでの、何年ごろまでにどのようにとか、そういう決まったことはありますか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまの質問にお答えをします。

基本的には、本体につきましては、皆さんご承知のとおり、来年の3月には供用開始をしたいということで現在工事が進められております。アクセス道路につきましては、できれば、それまでに全部開通できればよかったですでございますが、何せ町の部分、それから国からの交付金を頂戴しながらやっているというところもございますので、今現段階では、来年の3月までには間に合わないというところでございますが、何とか30年度までには、ある一定のところまではいければいいかなということで現在考えております。

といいますのは、堤川目線につきましては、今年度から今回の補正にも載っておりますけれども、補助事業ということで優先的に、この枠配分が来ておりましたので、その部分が今までの社会資本整備総合交付金よりは補助金がつきましたので、そういったものを含めれば、若干早目に完成を目指せるのかなということで、今お話ししましたように、大体30年度を目標に現在進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上で2番、水本淳一議員の質問を終わります。

次に、5番、齊藤正範議員の質問を許します。

齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範でございます。

1問目の質問は、矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについてでございます。

矢巾町まち・ひと・しごとの創生総合戦略は、平成27年度から5カ年の政策目標を設定し、本町人口ビジョンの実現を目指すための指針として策定いたしました。この総合戦略は、第7次矢巾町総合計画前期計画とも関連した施策でもあり、前期計画は、4年間の中間2年が経過し、総合戦略計画も半分を過ぎております。そういうことを踏まえて、以下総合戦略についてお伺いいたします。

1点目、自立につながる事業や仕事の創出やまちづくりなど、直接的に支援する事業において、特に主要と考えている事業は何か。また、総合戦略を策定し、2年が経過したが、主要事業のこれまでの実績及び今後の計画についてお伺いいたします。

2点目、政策5原則の項目の一つに、結果重視があり、P D C Aサイクルにおいて検証し、改善等を行うとしているが、どのように検証がなされ、どのように改善されたのかお伺いします。

3点目、総合戦略の策定、推進体制において、年1回をめどに産学官金労言の意見を踏まえつつ検証、見直しを行うしておりますが、その取り組みの内容はどのようにになっているのかお伺いします。

4点目、検証結果や改善策についての情報公開は、どのように取り組むのかお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　5番、齊藤正範議員の矢巾町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、地方創生の推進におきましては、国が示しております5原則の一つに、直接性があり、人口減少対策として効果が大きいと考えられるひとの移転としごとの創出、そしてそれを支えるまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施することとされております。

本町におきましても、国の考え方沿って、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、将来人口3万人を目指して、各分野で施策の推進に努めておるところですが、本町の場合は、全国に対してもまだ町の名前や特色が十分に認知されていないことから、今後全国を視野に入れた移住の促進や企業の進出、所得向上を図る上で、特に町の特色の明確化と知名度の向上に力を入れて取り組むことが必要と認識しておりますし、人口減少対

策として、町内の子どもたちが成人しても、本町に定住したい、または転出しても、将来帰ってきたいという、思えるような魅力あるまちづくりを進めることも重要と考えております。

そのため現在は、健康と医療、すなわちウエルネスに関する地域の強みを生かした雇用創出を進めるウエルネスタウンプロジェクト事業と、町全体のブランド力の向上を図りつつ、インターネット上の商取引でありますEコマースを活用して、町内事業者の所得向上を図るローカルプランディングとEコマースを推進事業を主要事業と位置づけ、継続的に取り組んでおります。

また、これまでの実績ですが、ウエルネスタウンプロジェクトにつきましては、町内外の関係機関による協議会の設立や協力企業のネットワークを活用した情報発信や企業誘致、町内で創業支援を行う社団法人の設立などの仕組みが整いつつあり、実際の雇用創出にはいまだ至っておりませんが、今後この取り組みが軌道に乗り、また岩手医科大学附属病院の開院などにより、徐々に雇用創出の効果があらわれてくるものと考えております。

また、ローカルプランディングとEコマース推進事業につきましては、大手インターネット企業並びにイメージコンテンツ企業と提携し、宣伝ポスター等のリニューアルや首都圏でのイベント開催など、本町のイメージアップの取り組みを進めてまいりましたので、インターネットを活用したPRも積極的に行い、町内でEコマースに参入する事業者も徐々にふえてきております。今後につきましては、いずれの事業も効果を定着させるには、粘り強く続けることが必要ですので、引き続き、中長期的な視点を持って計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目についてですが、総合戦略は、国が示す結果重視の原則に従い、P D C Aサイクルのもとに検証や見直しを行うこととされており、本町におきましても、府内組織による検証や改善を行うこととしておりますが、検証や評価、見直しの方法については、確立された手法がなく、各自治体が実態に応じ、創意工夫して行うべきものとされておりますことから、本町では、本年度岩手県立大学の支援を受け、専門的な知見を得て、その方法を検討することとしておりますので、その進捗状況を踏まえながら検討を行いたいと考えております。

3点目についてですが、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略において、検証、見直しは毎年1回をめどに行うこととしておりますが、ウエルネスタウンプロジェクトのように目に見える成果があらわれていない施策もあることから、現状では、その段階ではない

と判断しており、今後の岩手県立大学との検討を踏まえて、適切な時期に実施をいたしたいと考えております。

また、検証、見直しは、庁内組織が主体となって行いますが、その過程の中で産学官金労言の有識者からの意見をいただく機会を設け、幅広い分野からの提言を取り入れながら、総合戦略の改善につなげてまいりたいと考えております。

4点目についてですが、検証結果や改善策につきましては、主に町のホームページを通じて公表してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ちょっと私のほうで総合戦略のちょっと取り組みの理解度が少ないために、何点か答弁に対して質問させていただきたいと思います。

ウエルネスタウンプロジェクトの協議会にかかわっている町内機関もあるという、その答弁でしたが、その機関のお名前と、そのかかわっている役割についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 協議会についてのメンバーでございますが、商工会、それから銀行、そして観光開発株式会社、それから一般のアドバイザーの方、それともう一人は町内で不動産業を営んでいる方等々がメンバーでございます。

役割につきましてですが、これまで2回ほど開催しておりますが、まずはまちづくり会社、コンソーシアムという名称で立ち上りましたけれども、コンソーシアムに対して、まずは必要か、必要でないか、やっていくとしたらどういったことをやっていただくべきなのかということについてのご意見を頂戴し、それを実現する形の中で、実際のコンソーシアムの立ち上げになってございます。

今後につきましては、一定の期間経ました後に、コンソーシアムの内容等を、その協議会にもお知らせした上で、いろいろご意見を頂戴して、軌道修正が必要であれば、修正し、そういった率直なご意見を頂戴しながら進めていくものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○ 5 番（齊藤正範議員） 企業の創業支援を行う社団法人の設立が計画されているという、設置段階にあるということありますけれども、その日程と中身についてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 前回の議会等でも答弁した記憶がございますが、社団法人のほうは、既に立ち上がってございます。矢巾地域まちづくりコンソーシアムという名前で既に立ち上がっています。先々月、7月に立ち上がっている状況でございます。今現在、役員の中でコンソーシアムがどういったことをまちづくりの観点でできるのかということを詰めておる段階でございます。

具体的なところとして、1つ出てきておりますのは、矢幅駅のところにありました旧区画整理事務所の利活用ということで、そちらの検討をしていただいておるところでございますし、今年度実施に向けて具体的なアクションが間もなく始められるのかなという状況でございます。

なお、今月中に、矢巾町とコンソーシアムの協定を締結しようということで準備をしておるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） ほかに再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○ 5 番（齊藤正範議員） ちょっと済みませんでした。この社団法人というのは、まちづくり会社のことをいっているようですけれども、そうしますと、まちづくり会社に地域協力隊員2名もそこに参加しての計画づくりということになるわけなのですけれども、それは創業支援に限った活動をするということでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 協力隊につきましては、このまちづくりコンソーシアムのいわば事務局となっていたりながら、事務的な部分を担っていただきつつ、各種アイデア等についても、当然発言を許されているといいますか、話をしていいということになっておりますが、現状でお話をさせていただきますと、いまだお二人とも、今矢巾町の中で一体どういうことが協力隊に求められているのかとか、協力隊として何ができるのかなということを模索している最中でございまして、現状具体的なプランについての提案はまだないところですが、かなり積極的に農家さんであるとか、いろんなところに顔を出して、

いろいろ情報収集をしながら彼らも、2年後、3年後の自立に向けてのいろんなことを考えながら活動しておるところでございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 医大病院開院後に期待される雇用創出効果と答弁ありますけれども、これはどの程度予測しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 地方創生の事業としてのKPIとして50名を雇用ということで計画を示しておったところでございます。

なお、KPI達成のためには、数年かかるだろうということは、最初から前提として動いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員、再質問ありますか、はい、どうぞ。

○5番（齊藤正範議員） 雇用の人数をちょっとなかなかはかるのは、町としても難しい点はよくわかりますけれども、現時点でのように、それでは50名が、50名なり、30名でもいいのですけれども、雇用されたかという捉え方はどのように捉えるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） このKPIにつきましては、基本的には、今進めておりますウエルネスタウンプロジェクト、それから地方創生の成果指標としてのKPIでございますので、地方創生事業で何人達成されたのかということのKPIでございますので、今進めておりますウエルネスタウンプロジェクト、それからローカルブランディングによるEコマースプロジェクト、その2つにかかわっての雇用が何人になったのかという捉え方になります。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 今説明のありましたEコマースの参入者も町内業者でもう既に参入しているという答弁もありましたけれども、現在時点で何人くらいがこれに参加しているのか。また、今後の動向はどのように捉えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ウエルネスタウンプロジェクトにつきましては、現状においてまだ起業をサポートする体制をつくっている最中でございますので、そういった意味におきましては、まだゼロでございます。

それから、Eコマースのほうですが、こちらにつきましては、昨年度事業で7つの事業参加がございます。ただ、最新状況でいいますと、7つのところが全て今も頑張っているのかというと、実際はちょっとリタイヤしそうなところもありまして、これが少なくなる可能性はありますが、7つというのは、Eコマースのサイトを立ち上げたところが7つという意味でございますので、今後そういったところについて順調にいっているところなどは、お一人でやっているのか、そのためにさらに人をふやして対応しているのかということは、確認させていただいて、それでKPIの人数がカウントできるものだというふうに捉えております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 何だかちょっと企画財政課長さん、何か冷たい感じもするので、もう少し時系列的な話にまとめてしゃべることができない。できないとすれば、何かの機会でやるとかというふうなこともやらないと、何だか行ったり来たりになってしまっているから、その辺、どうですか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ちょっと何でこう聞いているかとなれば、総合政策の5原則の中の直接性の中で限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるための施策を集中的に実施しろという、こういう目標があるので、その目標に沿っているかどうかをちょっと聞きたいためにいろいろ聞いて、成果を上げるという部分が第一目標ではないかなと私は思っており、矢巾町のPRも非常に大切なことではありますけれども、全国にではPRして、この定めた目標が達成できているのかどうかということを聞きたいと思っています。それで、それを検証したのかということも聞いてはいるのですけれども、検証は、まだ事業がはっきりしていないので、行っていないという答弁がありますけれども、やっぱり途中で検証して、修正するところは修正したほうがいいのかなと私自身は思っているわけなので、どうも成果が、我々としては、なかなか見えないという点について、何か取り組みについて問題があるのではないかと、初めに計画を策定した時点に戻って考える必要があるのでないかなと思って質問させてもらっております。

○議長（廣田光男議員） その辺少し詳しく、企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 齊藤議員のご心配といいますか、おかげしているのかなというところについて、私どもちょっと反省しておりますが、見えないということが常にお話をされています。正直申しますと、我々もなかなか見せることができないということでおジレンマを感じております。といいますのは、そもそもが雇用というＫＰＩにつきましては、最初からなかなか直接すぐ効果があらわれるほど甘いものではないなということは重々承知の上、国もある意味それは承知の上、それでも交付金つけるから頑張ってということに対してつけていただいているものだというふうに捉えております。

そういう意味合いにおきまして、現状先ほど申し上げたようなＫＰＩの達成度しかできていないというところが、我々にとっても大変残念なところではありますが、町長答弁の中にもありますように、粘り強く続けていくことが必要だということが1点と。それから、軌道修正が必要ではないのかというふうな部分につきまして、これは常々、1年単位で次年度何をするのかということをいろいろ考えておりますが、この交付金につきましては、単年で終わるものと、何ヵ年かの全体計画の中でことしは幾らというふうにきているものとありますと、正直申しますと、今回矢巾町が手を挙げているのは、何年間かで頑張りますというふうなものの流れの中でございますので、よりよい形になるような工夫をしながら進めていく所存ではございますが、もうだめなのだからやめましょうというふうには、ちょっと言えないものだというふうに捉えております。そういう意味もありますと、粘り強くというのは、そういったところでございますし、なかなか見えないというところも、そういった理由でございます。

今後とも頑張ってはいきたいと思っておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 同じような取り組み、全国的に行なわれてるので、矢巾町が特に効果がすぐ上がるというものではない部分については、よく理解はしますけれども、計画策定したやつも、やっぱり検証した中で変更するという部分も、それも求められてるので、例えば変更する必要がないかどうかという検証については、中間年も経ておりますので、事業がある程度見えるまでというよりは、中間年でつくった計画がどうだったかという検証もしたほうがよいのではないかなというように思っておりますし、検証は、府内

組織が主体となって行っているという答弁でありましたけれども、庁内組織というのは、どの組織をいっているのかよくわからない。策定の庁内組織という部分については、人口減少対策推進本部というその組織で検討しているのかどうかという部分についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 検証組織につきましては、これから実際に決めていこうというふうな考え方であります。先ほど議員からお話がありました人口減少対策というところに委ねるかどうかというふうなことについては、まだ検討してございませんが、恐らくはそういう形ではないところなのかなというふうに想像しております。いずれ検証、見直しにつきまして、それから産学官金労言の有識者からご意見をいただくということも考えなければなりませんので、庁内組織の検証のための組織のあり方、それから産学官金労言の有識者からご意見をいただくこと、それをセットで今後詰めていきたいものだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えさせていただきます。

今齊藤正範議員のご指摘のとおりで、いずれこのことについては、私の心配しておるところでございまして、いずれもう一度精査をして、このプロジェクトの内容を見直してやっていかなければならない。だから、今私どもウエルネスタウンプロジェクトとしての旗は今おろすわけにいかないのですが、もう少し中身を検証させていただく、または地元には、私ども正直なところ、岩手医科大学との連携等も考えておったわけですが、なかなか岩手医科大学もそういったことで今のところ一緒に連携してやっていくかというところまできておらないので、そういうことをもう一度検証しながら進めていきたいなと。

ただ、このウエルネスタウンというのは、やはり私ども日本一健康な町を目指してという、これまでのあれもあるわけでございますので、それとのしっかりとドッキングをさせてやっていきたいということで、どうも藤原企画財政課長は、ちょっとじょっぱりが強くてあれですが、素直な心で素直に対応していくところは対応していかなければならぬと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 行っている事業で成果の出ている事業等もあることです。例えば 楽天球場でのPR活動とか、家を建てるための借入金の利子補填とか、空き家の問題とか という部分、効果を上げている部分もあるものですから、何が効果が上がっていて、何が まだ達成できていないかという部分について、ビジョン策定のときは、我々議会も分科会 をつくりながら非常に意見を出させてもらった点ではありますので、現時点の状況等につ いての部分、総合的にお知らせしてもらえば助かると思いますけれども、いかがでしょ うか。

○議長（廣田光男議員） そこ丁寧に、もう少し。藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 先ほど来お話ししていたのは、メインとしている2つの事 業ということで、なかなか目に見えない形ということで、口はばたたくて大変申しわけあ りませんでした。町長答弁の中にも出させていただきましたが、矢巾町のイメージアップ なり、それから子どもたちが帰ってくるようにということを目指してのローカルプランデ イングにつきましては、先日の楽天ナイター等におきまして、非常に一定の成果があつた ものだというふうに捉えておりますが、効果検証として客観的にどうなのかというところ に關しましては、いまだちょっと研究が必要なのかなと思っております。

参考までに連れていった子どもたちのアンケート等をとっておりますし、親御さんのア ンケートもとりましたが、9割以上の方が、またやってほしい、大変よかったですというふう なお声をいただいておりますので、こういった子どもたちにとって矢巾町に住んでいてよ かった、おもしろかったという思い出が幾つくれるのかによって、将来また帰ってこよ うかなというふうに思う、そういったことをほかの研修会等でも有識者の方がおっしゃつ ておりましたので、まさしくそれをねらっておるのですが、そういった意味で効果があつ たのかなと思っております。

それから、仙台方面でのナイターの関係、またナイターの関係になりますけれども、仙 台方面において、やはり認知度が低かった、全国でも認知度が低かったのですけれども、 知り合いレベルから間接的に入ってきてる情報だと、矢巾が取り上げられて、非常に よかったというふうなお声もいただいております。それから、ふるさと納税についても、 そのPRも、実はその必要があつて進めておるところでございまして、矢巾町を「やはば ちよう」と読めないというのが現状でございますので、そういったところのPRも含め、 楽天との関係の中で、総合的にPRは進めさせていただいておりますので、そういった意 味では、ある程度成果はあるのかなと思いますが、こちらも客観的な指標での効果検証と

いうのは必要だと思っております。

利子補給のほうでございますが、こちらは順調に伸びておりますし、これまでに純粋に町内の人団増に直接関与しているというふうなことで検証してできているのが140名ほどです。ここまだ1年たって、約1年ですか、たった時点でのそのぐらいの効果があらわれていますので、こちらのほうは、特にやり廃りということなしに、むらなく徐々に、じわじわとふえてきていますので、こちらはもう数値であらわせる効果検証ができているのかなと思っております。といったところであります。

以上です。

○議長（廣田光男議員）他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員）本町の魅力のPRについて、いろいろ取り組んでおりますけれども、実は我々合同会派で徳島県の上勝町という町を訪問いたしました。ご存じだと思うのですけれども、ここは葉っぱビジネスということで、人口が少ない町で、農家が800戸あるのですけれども、400戸がその事業に取り組んでいて、年商が3億円とも言われております。これは、JA勤務の一人の方が熱心に取り組んで、ミカンが冷害によって打撃を受けたそこのかわりとして葉っぱビジネスというビジネスを考えたとされており、非常に地域活動として注目されており、我々も視察したのですけれども、多分視察する方々が多くて、町当局での対応がし切れず、第三セクターの方が対応するということで、詳しくは説明は受けてきて、直接その農家も訪問して、実施しているおばあさんのお宅も訪ねてきたのですけれども、その葉っぱビジネスというより、私は感心したのが、この葉っぱビジネスが非常に注目されて、この町を訪れるPRにすごくつながっているのだということをすごく実感してまいりました。

その訪問した先のおばあさんは、訪問した方々にノートに何か一言を添えてもらってとっており、そのノートがもう何十冊もあるというぐらい訪問する方が多いということありますので、報道を使ったPRなどもいいかもしれませんけれども、そういう何か特色品をつくり上げて、その町をPRするのだという方法もあるのではないかなというように思っておりますけれども、特産品の取り組みも我が町もいろいろしているわけなのですけれども、そんなことにつながる可能性があるのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

たまたまきょう朝日新聞にナト・カリ調味料で減塩ということで、「高血圧予防へ、岩手矢巾町」と、大きく出たのです。何か齊藤議員がわかって質問されたのか、いずれあれです、これが私どもの一つの取り組みとして、今まで、これはもう国保ヘルスアップモデル事業から取り組んできて、その当時の担当した方が一生懸命やって、そしてようやくこの実を結ぶところに今来ておるわけでございまして、だからこの葉っぱビジネスと同じく、矢巾町は高血圧予防、いわゆるまさに健康な町だと言えるようなこと、きょう後からもしあれなのであれば、このデータのことの効果の期待なんかもコメントとして出ておりますので、後からもしあれなのであれば、おあげいたしたいなど。

それから、今矢巾観光開発もようやく特産品に取り組もうとして、今ネーミングは矢巾の果樹園ということで、これに今取り組むということで、きょうちょっとチラシ持つてくればよかったですけれども、いずれその取り組みをしてみたいということで、これもできれば、商品化に取り組んでまいりたいということで、今いろいろリンゴとか、そういうふうなものをひとつ地域おこしをしていきたいということで、いよいよ特産品の開発またはこういったきょうの朝日新聞で報道されたナト・カリの減塩、こういうふうなものをやはり一つの町の宝、キーワードとして取り組んでまいりたいと思いますので、ただ、今うちの藤原企画財政課長は、もう大きく大きくやろうとする、ではなく、この小さなことから大きくしていくことで、先ほど齊藤正範議員からあったことを一つ一つ積み重ねながら、このウエルネスタウンプロジェクトにつなげていきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 引きこもりの支援策についてお伺いしたいと思います。

引きこもりの問題が全国的に問題となっておりますが、国の定義では、社会参加しないまま6カ月以上家庭にとどまる状態を引きこもりという定義なそうです。大学の受験や就職の失敗、勤め先でのリストラなどがきっかけになりやすく、内閣府が昨年全国で約54万人いるとの推計を公表しております。長期化すると、心身に悪影響が及ぶこともあります。孤立して将来を悲観した親が子どもを手にかける事件なども起きております。当町の取り組

みについて、以下お伺いいたします。

1点目、状況の把握はなかなか難しい問題であると思いますが、現状はどのような方法で把握しているのかお伺いします。

2点目、2015年度全国68カ所に設けられている引きこもり地域支援センターが訪問支援を実施できたのは9%にとどまっていると発表されておりますが、当町での状況や実績はどうかお伺いいたします。

3点目、みずから相談窓口に出向くのが難しいため、訪問支援が有効な手段とされているが、スタッフの不足が指摘されており、専門家の配置が急がれておりますが、当町の状況はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 引きこもりの支援策についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、引きこもりの現状把握の実態調査は実施しておりませんが、平成24年度から相談支援を通して把握した状況は、実人数で26人であります。また、平成28年度から生活困窮者就労準備支援の国庫補助事業を導入して、社会福祉士、看護師の資格を有する相談支援包括化推進員を2名配置しておりますが、生活困窮者の支援の一環で民生児童委員の協力のもと、高齢の親と働いていない独身の50代の子と同居している世帯、ひとり暮らしで家の周囲が荒れている世帯など、引きこもりが心配される世帯を15世帯ほど把握しております。

2点目についてですが、岩手県引きこもり支援センターは、保健所や市町村と連携した対応を行っており、本町におきましても、技術的な支援を得ながら、平成28年度には9人の方に来所相談や電話相談、家庭訪問等で延べ33回の支援を行っております。

3点目についてですが、本町では、引きこもりに特化した相談員を配置しておりませんが、これまでのように医療、福祉、就労支援分野等の各専門機関と連携して保健師や相談支援等で対応しながら、今年度に立ち上げた庁舎内の横断的な体制を生かした取り組みの中で、地域の支援体制についても検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 町の相談支援を受けた方のその後の動向については、どのようになっているのか把握している部分が知らせてもらいたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 町が相談を受けた町民の方に対しましては、必要な医療、そしてまた障害の制度への紹介、そして障害相談支援センターへの障がい者のそれぞれ事業所への紹介、そしてまた引きこもりの家族教室等への相談等を支援しております。

また、民生児童委員が把握した心配される方につきましては、さらに精査しております、まず福祉制度につながっていれば、あるいは介護を含めてつながっていれば、ひとつそこから支援ができますが、何にもつながっていないというところを今まで精査していくとして、先ほどの答弁の中から7名ほどを民生児童委員の調査の7名ほどが制度につながってはいないのではないかと思われましたので、さらに今この対応の仕方を検討している状況でありますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 引きこもりがなぜ社会問題かという点が4点ほど挙げられております。社会の働き手が減るという点、それから国の税収が減る、それから生活保護などを利用する場合は、社会保障費がふえる。前にも言いましたけれども、悲惨な殺人事件などがふえる可能性がある。親子間でということが挙げられておりますけれども、反対に経済的に困窮していない子どもが引きこもるのは、個人の行動の制限の中ということで、非常に引きこもりについては、難しい判断になっていると思います。

それで答弁にありました町で配置している相談支援員の包括化推進員2名の方なのですが、こういう問題がある、非常に難問題である部分に対応するために常に新しい情報と専門知識がなければ、対応しきれないのではないかなど考えますけれども、それらの知識を得るために機会などが必要とありますけれども、現状はどのようにになっているでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まさに本当に困難なケース、困難な相談に対応していただいているので、これは国のモデル事業で雇用というか配置している相談員でございますが、まず国が研修を企画していますので、その東京への研修の参加しております。さらに、県内で障害、そして経済的な問題、ひとり親の問題、そして資源開発含めたさまざまな研修が行われていますので、時間内の研修につきましては出張を確保しながら研修の時間を設けております。

また、土日の開催する部分もありますので、職員全員含めて相談に対応できる力が必要だということで自主参加というふうなことも、どんな研修があるかということを情報共有しながら専門的な知識を身につけるような研修の機会は積極的に確保している状況でありますことをお答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 引きこもりに至った経緯は、不登校が35%くらいと最も多く、次いで人間関係で13%、職場になじめないということで12%、病気で10%程度と報道されておりますが、当町では、不登校であった方の社会進出の見守りはどのように行っているのかお伺いいたしたいと思います。

さきの質問の中で教育長のほうからの答弁もありましたけれども、さらに具体的な例がありましたら、お知らせしてもらいたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答えいたします。

若者の引きこもりに関しては、やっぱりなかなか現実が把握しにくいところでございます。引きこもりなのか、あるいは住民票を置いていないのか、あるいは現状はどうなのだろうと、今働き方がいろいろな形がありますので、夜働いているものなのかとか、さまざまことでプライバシーもありますので、若者の引きこもりに関しては、本当に現実把握が難しい状況でありますので、またこの方が不登校だったのかということもわからない状況であります。これは教育委員会サイドの情報だと思いますので、わからないことでございますので、慎重な情報を取り扱いがあると思いますので、今後私どもは介護のほうとか、障害のもう確定したとか、あるいはその相談であれば、入りやすいのですが、若者が家にいるという現状につきましては、今後どのような取り組みがいいのかということも含めて検討しながら、さらに相談支援の充実は努めていきたいなというところをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 最後になりますけれども、今年度立ち上げた庁舎内の横断的な体制という部分については、どのような体制を言っているのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

命のきずなプロジェクトと、仮称、そのような名前で動いておりますが、一つは、重大案件、緊急案件に対応する、まさに命の危機に迫られている状況がないかというふうなところを対応していくようなチームでございます。もう一つは、切れ目ない子育て支援ということのチームでございますし、もう一つは、切れ目ない健康づくりという3つの部会、チームで横断、庁舎内の各課を越えた取り組みで進んでいるところですが、この引きこもりの問題につきましても、家族がいれば、まだ相談支援に入りやすいのですが、家族がいない方につきまして、どのように対応していくかというところは、ただ、個人情報とか、暮らし方のスタイルとかもありますので、そこをどう乗り越えていくかということを今検討しながら動いているような状況でございますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　それでは、2問目の質問を終わりまして、次に3問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員）　それでは、徳丹城史跡周辺の活性化に向けての取り組みについてお伺いいたしたいと思います。

ことし当地区で徳丹城周辺の活性化に向けての関係者による徳丹城周辺活性化推進会議を設置し、調査、研究をいたしました。しかしながら、史跡指定区域内での整備活用は、多くの制限があり、活性化に向けた構想にも限界があります。町として、教育委員会のみならず関係課によるプロジェクトチームを設置して対応する考えがないかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　徳丹城史跡についてのご質問にお答えいたします。

史跡徳丹城跡の整備については、史跡の価値をわかりやすくあらわすものに限られ、多くの制限があります。史跡徳丹城跡をPRするためには、史跡のみならず周辺に人が集まる魅力ある環境整備が必要と考えております。現在史跡徳丹城跡の発掘調査をまとめた総括報告書を作成しており、平成30年度刊行に向け取り組んでおります。その後に史跡徳丹城跡整備に向け、本格的に取り組むことから、地元で設置した協議会等とともに整備内容

を協議してまいります。

また、史跡周辺の整備については、関係課との協議が必要となることから、整備計画の進捗にあわせてプロジェクトチームについては検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 徳丹城付近の活性化策について、同僚議員が3月会議において、佐々木家曲がり家も活用できる場所に産直所や農家レストラン、農業体験ができるような施設を考えてはどうかというような質問を行っており、我々地域では、機運が高まっております。その中において、矢巾町の道の駅構想として候補地は、国道4号沿線やスマートインターチェンジが浮上しており、30年度に選定し、31年度に事業計画を策定するという8月27日付の新聞報道がありました。この報道についての構想についてお伺いするとともに、同僚議員が発言しました構想についての捉え方をどのように考えているのかお伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまの道の駅構想についてのご質問にお答えいたします。

現在道の駅につきましては、議員ご指摘のとおり、徳丹城周辺、それからスマートインターチェンジのあたりということで候補地の一つとして取り上げられてございます。この4月から当課のほうに調査、研究をするようにということで担当を設けさせていただいておりまして、今現在いろんな、私も7月にちょっと千葉県のほうの日本一の売り上げを誇っている道の駅とか、数カ所見させていただいておりますし、また今後東北各地、県内いろんな道の駅を今見て歩いて勉強をさせていただいている段階でございます。道の駅といっても、さまざま効果があるわけでして、今ご指摘のように産直施設を兼ね備えたもの、それから町の歴史的な建物とかを併設しているもの、いろいろな物販を主にしているものと観光を主にしているもの、それからそれらを全部包括したものとか、いろんなパターンの道の駅がございまして、一つ一つ今視察に行って勉強しているところでございます。

当然今大きな候補地として2カ所出ているわけですが、そのほかの場所も考えながら、含めながら検討しているところでございまして、全く用途が違ってくるわけです。当然徳丹城のところにありますと、4号線ということで国道沿いになりますし、スマートインター

一のところになりますと、インター周辺ということで、これも国道ではなく県道ということになりますし、いろんなつくる場所によっても関係する機関も違ってきますし、目的、それぞれ今いろんな、矢巾町により合った道の駅をつくるならば、どのようなものをつくったらしいのか。それで今話題にありますとおり、歴史的なものに兼ねてつくったらしいのか、産直をメインにつくったらしいのか、いろんなことを今考えさせていただいておりますので、今年度中にある程度の調査を終えまして、来年度には、その計画を出していきたいというような進捗状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 徳丹城に特化した話については、野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまの質問に、徳丹城の関係についてお答えしたいと思います。

徳丹城及び曲がり家、あと資料館等につきまして、やはり単独では答弁書にもお書きしたとおり、集客力が非常に低いのではないかということで、その周辺の整備等ということで道の駅構想なども絡んで整備ができればなと思っておりますので、そちらのほうとあわせて調整しながら整備のほうは検討してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 徳丹城史跡内の整備については、何回も説明を受けておりまして、平成30年度までに次期整備計画をまとめると方向で動いているという部分については、わかりますけれども、ただいまの道の駅構想につきまして、どちらにするのか、もう来年には決めるという話でありますので、この構想について、道の駅ということにするかどうかは別としまして、関係箇所で早く協議していかなければ、判断材料として判断しにくいう面もあるのではないかなど心配するわけなのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

徳丹城の整備につきましては、指定史跡内の整備のほうでうちらのほうでは対応という形になりますので、その周りにつきましては、町長部局のほうとの調整という形になります。その整備につきましてうちらのほうでも考えている構想に合うように、町の整備もあ

わせて協議しながら進めていく形になると思います。

先ほどお話がありました30年度につきましては、今までの調査した結果の総括報告書が30年度までに報告という形になりました、その整備計画につきましては、その後という形になるのですけれども、整備の計画につきましては、早目に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ただいまの答弁で、ちょっと今まで説明を受けていた分とちょっと違ったなど感じた点がある。何が違ったかとなれば、30年度までは、その調査報告書の発刊を行うという部分については同じなのですけれども、31年からは、整備を進めると、国道東側の整備に着手するという、その説明を受けていて、その整備の仕方を30年までに計画を定めて、31年から実施できるようにという、そういう工程になるというイメージで私は受けているのですけれども、今の説明は、31年に計画をつくるということなのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

総括報告書につきましては、平成30年度までに発刊ということで、同時進行で整備計画までは、ちょっと事務量も多いということで31年度に発行する整備計画のほう、そちらのほうと一緒に出すというのは、ちょっと難しい状況から30年度に発刊するのにあわせて31年度から計画書のほうを取り組むのですが、その前にどういったものが考えられるかとか、そういう検討を地元の方々と一緒に検討していきたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 聞いている部分は、徳丹城内の整備ではないので、ちょっと余り時間は使いたくないのですけれども、今の説明だとすれば、31年度にやる事業は、それでは何をやるのかという部分が整備計画がつくられていなければ、発刊も終わってしまい、31年度にやる事業がないのではないか、やらないかもしれませんのですけれども、ご存じだとは思いますけれども、徳丹城史跡は昭和42年に制定され、もう本当にもうすごい年数がたっておって、まだ敷地の60%ぐらいが整備されていないという、その報告を受けてい

るわけなのですけれども、資料作成の期間は、整備はしようがないなということで思っておりましたけれども、整備を終わったら、直ちにできる部分は着工してほしいと思うのですけれども、計画がなくても着工できるものかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中社会教育課長。

○社会教育課長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

整備につきましては、文化庁の許可が必要となってございまして、これにつきましてもやはり計画書に基づいて、それを審査した上で、了解を得た上で整備のほうに取りかかれることですので、町単独で整備について考えて、それを実行にすぐ移すというわけにはちょっといきませんので、計画書を作成した上で文科省の許可という形になります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問、齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） それ十分わかっておりまして、前課長のときに、整備管理委員会のメンバーが非常にかわっているので、その方を早く任命して、そういう組織を再構築する必要があるのではないかという質問もさせていただきました。そのときの答弁としましては、31年度までには整備して、地元の意見も取り入れ、計画をつくりますという答弁だったのですけれども、そうしますと、手がなくて、ちょっとそこはできないという答弁、今の時点の答弁はそういうことでしょうか。

○議長（廣田光男議員） いいか、責任者として、そういう話を。誰か責任のある人、教育長さん。和田教育長。

○教育長（和田修君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

いずれ今前年度の答弁も含めて精査しなければいけないですし、調整をさせていただきたいと思います。その上で改めてこちらのほうからご提示させていただくということでおろしいでしょうか。ということでお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） そうしましたら、本題であります周辺の開発でありますけれども、教育委員会では、ちょっと所管する範囲から越えているという答弁をいただきましたので、我々の活性化推進委員会としては、どこを窓口に例えば今後進めていったらしいかお伺い

いたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

この徳丹城のことについては、国指定の史跡でもありますし、また私ども町としても、本当に大きな財産でもあります。そこで教育委員会と私ども町長部局と一体的にこれは推進していかなければならぬ。片方だけが進んで、片方だけがおくれてあれするということではなく、またこれまで徳丹城のことについては、紆余曲折があって、なかなか前に進まないと。だから、これは和田教育長の強力なリーダーシップのもとで、これからやはり文化庁とか、文科省にも、この間文科省にも私と2人で行ってきました。かなり文科省の政務官にも、正直なことを言うと、トイレの改修、洋式化、町内の小中学校で、だからやはりこれからは、そういったことはしっかりとやって、ただここででんとんめぐりしておったって前に進まないわけですので、だからここは私も教育長とよく話をして、それで道の駅構想も、いやこれはもう別だということではなく、やはり徳丹城があつての道の駅ですので、やはりそこはしっかりと一体的に推進するように進めてまいりますので、ひとつそのところはご理解いただきたいし、窓口は、これはやはり野中社会教育課長がしっかりと責任を持ってやらなければならないということで、何となく私どものほうにふりそうな雰囲気があったのですが、これはもう全部責任を持ってやってもらわなければならぬと。これは、私ども産業振興課も同じ、これから一緒になって進めなければならないので、窓口は、社会教育課ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） そのところは整理がついたようですので、教育長もよろしくお願いします。

他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 整理していただきありがとうございます。ただ、当推進協議会においては、予算的な部分もあるので、道の駅が同時進行に2つ設置できるというような財政面、当町にはないという部分も十分承知はしております。我々の推進協議会につきましては、道の駅にこだわらなくても地域が活性化できるような方策ができればということで協議しておりますので、ぜひいろんな部分、教育委員会窓口にご相談いたしますので、検討、道の駅構想の候補地の選定にもちょっと考えてもらいたいと思いますので、その辺の見解についてお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

いずれ道の駅構想、これは徳丹城と、それから矢巾スマートインターチェンジ、これはもう2カ所、同時進行というのはなかなか難しいのですが、いずれ、でも徳丹城のところのあれは、国道4号線、今のところは石鳥谷から盛岡、今言われているのは、やはり盛岡に入る前に、いわゆる矢巾あたりに道の駅というか、休憩所が欲しいということなので、そういうことも含めながら、いずれは中途半端なものをつくるのではなく、常に前向きに考えていかなければならないのは、スタートは小さく生んで大きく育てる、この構想もあるわけですので、そういう形にして進めていきたいと、こう思っておりますので、いずれこれは教育委員会と連携して取り組んでまいりますので、間違っても逃げたりすることのないようにやっていきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　これをもちまして齊藤議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田光男議員）　以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日は休会、8日は引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本会議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでございました。

午後　4時46分　散会

平成29年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第4号）

平成29年9月8日（金）午前10時開議

議事日程（第4号）

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長 高橋昌造君

総務課長 山本良司君
兼防災安全室長

企画財政課長 藤原道明君

会計管理者兼
税務課長 佐藤健一君

住民課長 浅沼仁君

福祉・
子ども課長 菊池由紀君

健康長寿課長	村松 徹君	産業振興課長	稻垣 譲治君
道路都市課長	菅原 弘範君	農業委員会 事務局長	村松 亮君
上下水道課長	山本 勝美君	教育長	和田 修君
学務課長	村松 康志君	社会教育課長 兼矢巾町公民館長	野中伸悦君
学校給食共同 調理場所長	佐々木 忠道君	代表監査委員	吉田 功君
農業委員会長	高橋 義幸君		

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田 孝君	係長	藤原 和久君
主任主事	渡部 亜由美君		

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一昨日に引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありました順に質問を許します。

10番、山崎道夫議員。

1問目の質問を許します。

(10番 山崎道夫議員 登壇)

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、山崎道夫でございます。一心会所属でございます。

質問の1つ目でございますが、都市計画マスタープランの見直しと地区計画制度の活用による土地利用計画の推進について質問させていただきます。

ことしの7月19日から21日にかけて会派研修として、地区計画制度を活用した土地利用計画の推進による新たなまちづくりに取り組んでおります兵庫県川西市と岐阜県瑞穂市の研修視察を行ってまいりました。2市とも市街化調整区域のまま地区計画制度を活用し、一定の開発、建築が可能となる土地利用計画の取り組みを進めておりました。地区計画制度の活用は、あくまで都市計画マスタープランの策定が基本にあることは、言うまでもないことでありますが、本町においても地区計画制度を活用した土地利用を推進し、定住化対策をはじめとする町の活性化に向けた取り組みを進めていく考えを明らかにしておりますが、今後における具体的な取り組みについて以下伺います。

1点目、都市計画マスタープラン改定検討委員会において、マスタープランの改定（案）が策定されるものと思いますが、成案に向けた今後のスケジュールを示されたい。

2点目、マスタープラン改定後、地区計画の対象地区を指定することになると思います

が、それに向けた県とのかかわりと、その協議はどのように進められるのか、地区計画策定のスケジュールとあわせて明らかにされたいと思います。

3点目、地区計画策定に当たり、イメージとして、例えば住環境保全型や産業拠点等形成型などに分類し、土地利用計画を策定する考えなのか。また、地区計画のガイドラインや運用基準等の策定について、どのように考えているのか明らかにされたいと思います。

4点目、都市計画マスタープランの改定（案）や地区計画について、議会に対し、いつごろ示す考えなのか明らかにされたいと思います。

5点目、地区計画による土地利用計画の実現に向け、町民や対象地域の住民へのアンケート調査や地元説明会による住民の意向の把握に努めることが求められると思いますが、その点に対する考え方を示されたいと思います。

6点目、地区計画の実現に向け、都市計画提案制度や地区計画申し出制度の取り組みが考えられますが、本町はどのような方法で具体化する考えなのか明らかにされたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　10番、山崎道夫議員の都市計画マスタープランの見直しと地区計画制度の活用による土地利用計画の推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、都市計画マスタープラン改定検討委員会を先月の22日に開催し、都市計画とまちづくりのかかわり、総合計画や都市計画マスタープランなどからの本町の課題や方向性などを委員にお示ししたところであり、今後は、全体構想や地区別構想などについて検討委員会を3回程度開催し、あわせて議会からもご意見をいただくほか、パブリックコメントも実施して、今年度末に町の都市計画審議会に諮るとともに、議会の議決が得られるよう進めてまいります。

2点目についてですが、市街化調整区域地区計画に係る指針については、既に県で策定しているものの、これまで活用されてこなかったことから、県が中心となり、盛岡広域都市計画の関係市町も加わって、内容の見直しが検討されることとなっております。また、地区計画は、都市計画における町決定の一つであることから、都市計画マスタープランに、その活用について示すことが必須であり、策定に当たっては、原則として土地所有者や地域住民からの申し出等に基づき検討し、可能なものについて通常の都市計画決定手続によ

り進めることになりますが、対象となる箇所が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の場合には、県も含めた農業調整が必要となることから、来年度予定しております矢巾農業振興地域整備計画の見直しの中でも、その取り扱いについて協議、検討を進めてまいります。

3点目についてですが、地区計画が策定されることによって、市街化調整区域であるとの目的や性質が変わるものではなく、地区計画による開発乱発によって中心市街地、業務地等の衰退の恐れや将来に影響を与える過剰な公共インフラの整備も懸念されることから、本町の効率的かつ計画的な土地利用を図るためにも、また申し出者となる方々が地区計画をご理解していただき、計画検討などの目安となるよう、型式の分類や運用基準などを定めることは必要であると考えております。

4点目についてですが、都市計画マスタープランにつきましては、検討委員会からご意見をいただき、方向性を検討していくことになりますが、そのご意見を反映させつつ、10月から12月をめどに内容を議会にお示しし、ご意見をいただいてまいります。

なお、地区計画の取り扱いについては、都市計画マスタープランに記載するものとなります。地区計画そのものについては、2点目でも申し上げたとおり、策定の際は、通常の都市計画決定の手続となるものであります。

5点目についてですが、町が政策的に取り組む地区計画については、土地所有者などへのアンケート調査などにより、意向を把握し、説明会等、諸状況に合わせた対応を進めてまいりたいと考えております。

6点目についてですが、都市計画提案制度や地区計画申し出制度は、地区計画のみならず、地域住民の意見などを都市計画に生かす有効な手段であることから、都市計画マスタープランに、その内容を示すとともに、関係する条例の改正や要綱の整備を行い、これらの適用を目的とした相談があった際には、指導、助言などを適切に行い、可能なものは手続に誘導してまいりたいと考えております。

なお、市街化区域内ではありますが、岩手医科大学附属病院や県立療育センターなどが立地する敷地の用途地域の変更について、都市計画法に沿った都市計画提案制度に基づいて、現在手続を進めておるところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 8月22日に都市計画マスタープラン改定検討委員会が開催をされたと。その中で都市計画とまちづくりのかかわりについてお示しをし、総合計画や都市計画マスタープランなどから本町の課題や方向性などについても委員の皆さんに示したという答弁でございました。この8月22日の検討委員会で示された本町の課題、それから今後の方針などについて、まずお聞かせを願いたいと思いますが、それとあわせて検討委員会のメンバーについてもお知らせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず1つ目のその町の課題という部分でございますが、これはこれまで議会の一般質問等でご質問いただいているとおり、やはり市街化区域と調整区域の中では、それぞれ人口の減少であったり、高齢化であったりということでいろんな問題が格差があると。これをいかにして幾らかでも縮小できるのかというのが一つの問題であります。そういう部分を今回の都市計画マスタープランの中で、先ほど言いました地区計画等を設定してできるところは、幾らかでもコミュニティをプラスになるような形で設定できるかという部分を検討していくきたいということで今回それを考えていくというのが一つでございます。

それから、メンバーでございますが、10人のメンバーでございまして、うち3名は公募、委員長さんには岩大の南先生をお願いしております。それから、あとは都市計画の有識者、商工関係、農業関係、福祉関係、建築関係等の有識者をもって構成しているというところでございます。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） まさに地区計画の進め方については、今までの私たちのさまざまな今後の方針についても質問した中身もございますし、それに基づいてわゆる課題あるいは、その方向性というものが示されたということで、ここについては、理解をいたしました。

次に、議会において、ことしの4月まで2年間にわたって新しいまちづくり調査研究特別委員会を設置をして、今後の矢巾町の進む方向あるいは大きく発展をさせていく、あるいは住みたいと思えるようなまちづくりをいかに進めるかということで調査研究をしてわけでございますけれども、その中の大きな柱の一つとして、土地利用計画の見直しを掲げ

て調査検討をしてきたところであります。

その中で、町の考えをいろいろお聞きをしてきました。その考えの中には、地区計画の対象地域というのがございまして、既存集落がまず挙げられるわけでございますけれども、一つには、煙山小学校周辺、それから不動小学校周辺、それから農業集落的土地利用ゾーンということで、ここについては、町の総合計画でそういう位置づけをして、地域の活性化に向けた取り組みを推進していきたいということがございました。

さらには、50戸連檐地域、これは20ヘクタールにおおむね50戸を既存集落を位置づけていると。これは例として土橋地区や間野々地区が想定されるということで、これもそういう考え方方が示されております。

それから、3点目については、産業等の適地、国道4号線沿線、これは町の総合計画では、沿道サービスゾーンとして位置づけられているわけですが、この部分についても地区計画の対象地域として考えていると。

それから、4つ目には、矢巾のスマートインターチェンジ周辺、ここについても地区計画の対象地域として考えているというようなことが示されておりますが、この地区計画の対象地域には変更はないと思ってはおりますが、そこについてまず1点お伺いしますし、それから今後の町の取り組みとして、都市計画のマスタープラン、それから農業振興地域整備計画の改定について今年度から来年度に向けて有効な土地利用の見直しの策定が進められるということになっていくんだろうというふうに思いますが、したがって、長年の懸案事項であった土地利用については、いよいよ動き出したなという感はございます。ただ、そのマスタープラン改定検討委員会を3回程度開催するぐらいで地区計画もあわせた十分な検討がなされて、町民が望むような土地利用の計画が策定されるのか、その辺がちょっと懸念されるわけですけれども、その点については、いかがお考えなのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の議員さんおっしゃいました見込みの場所といいますのは、基本的には、今現在も変わっておりません。それを基本ベースとして進めていきたいということでございます。

それから、2点目の3回程度で網羅できるのかということでございますが、今現段階のスケジュールにつきましては、先ほど町長答弁もありましたとおり、まず議会に出す前にもう一回、10月に、その検討委員会を開催したいと考えております。そこで具体的な、う

ちのほうで素案をつくっておりますので、それをお示しし、その中で議論していただくと。それで修正をしていただいた後に議会のほうにお示しをしていきたいということでございます。

その後、また議会等々から意見等が出ましたならば、それも盛り込みまして、改めて委員会を開催し、協議をしていくと。その次に、また議会へご説明をするとともに、この時点でパブリックコメントを行っていきたいと考えております。

それで、来年に入りまして、もう一回委員会を開催して、その集計結果等を踏まえて、最終的な草案を考えていきたいということで現在進めています。

その後、町の都市計画審議会で決定をし、できれば議会へ提案して決定をいただきたいという考え方で進めたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） そのスケジュールについては理解をしました。市街化調整区域における地区計画にかかる指針については、答弁にもありましたが、県では既にもう作成済みだったと。その中身については、なかなか私たち知ることができなかつたわけでありますけれども、その指針の内容について、かなり大きなものかどうかわからないのですが、かいづまんでお話しできれば、その点についてお話をさせていただきたいと思いますし、それからこれまで活用されてこなかつたということは、例えば本町においては、都市計画のマスタープランに、その活用策がなかつたということがありますので、そこは当然活用できなかつたというのは理解しますが、他の市町村でも活用されていないということについては、どういうふうな要因が考えられるのか、推測でしかないかもしれませんけれども、その考えている部分がありましたら、お話を聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、1点目の指針の内容でございますが、これにつきましては、平成の初期に改定になりまして、その後23年に改定をしておりますが、中的には、いわゆる市街化調整区域で地区計画を定める場合、知事の協議または同意に対する考え方を書いたものでございます。例えば前に委員会等でお示ししたとおり、面積は50アール以上ですとか、そういった基本的な地区計画を定める際の、そういう形を書いているものでございます。

ただし、これを設定しておきながら使っていなかったといいますのは、基本的には、これは市街化区域を持っている盛岡広域のみの指針となりますので、それ以外の地域のいわゆる線引都市計画以外というところについては、この指針は該当しないと。あくまでも盛岡広域だけが該当しているものでございますが、今まで県のほうでは、こういった要綱は定めてはいたものの、それを利用してこなかったというのが実態でございます。ただ、今回これまでの町の考え方として、やっぱり市街化調整区域の土地利用という部分が、やっぱり問題点になっておりましたので、うちのほうから県のほうに他県のほうの状況をお示しし、こういったものも使っているよというような話をお話しして、何とか活用できなかということでお答えをいたしました。

以上、お答えをいたしました。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） さらに県が中心となって盛岡広域都市計画の関係市町も加わりということですが、今の話でいくと、当初策定をした地区計画についても、盛岡広域都市に限定されていたわけですが、さらにそれを見直しをするということが答弁の中にありました。本町の地区計画制度活用に、この見直しは、全く影響がないという捉え方でよろしいのかどうか、その点をお聞かせをいただきます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の見直しにつきましては、今般市街化調整区域の地区計画という部分を推進するということで、これまでの指針が当てはまらない部分について見直しをするという考え方でございますので、基本的には、町が考えている方向の考え方で見直しが進んでいくものと考えております。

以上、お答えをいたしました。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） わかりました。この地区計画についてですが、町が政策的に進めているという地区計画については、土地所有者などへのアンケート調査による意向の把握とか、あるいは説明会等開催をして、内容について周知徹底を図って地区計画の活用を促していくというふうな考え方なわけですけれども、先ほど私が申し上げた案になっている地区に

については、これは町が政策的に進める地区計画ということで理解していいのでしょうか。私はそういうふうに理解をしているわけですけれども、とすれば、そこについては、地区計画の制度の計画が策定された段階で、あるいは来年度予定されている農業振興地域整備計画の見直しがあるわけですけれども、これが終わった段階で、それぞれの地区に入って説明をするというふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

1点目の政策的な場所といいますのは、基本的に町で考えておりますのは、答弁にもありましたように、例えばインターチェンジ周辺とか、そういったところの整備を行う場合は、政策的な考え方ということで捉えております。

それから、これまでありました大規模既存集落、先ほど言いました煙山、不動小学校周辺とか、国道4号線につきましては、基本的には政策といいますよりは、その地域の方々で主体となってまとめていただくというような考え方で想定をしております。その中に、例えば町のほうで必要であれば、中に入って、いろんな支援をしているというような考え方を想定しております。

また、4号につきましては、距離が結構2キロ以上ございますので、全部地区計画を定められるのかというのは、多分難しいと思いますので、恐らくその部分、部分で、やはりこういった部分、土地の所有者の方々がこの部分はやりたいのだけれどもというような形で手を挙げる場合は、その部分、エリアを定めながら地区計画を定めていくのだろうというふうに考えておりますので、そういった部分につきましても、個々で対応というような形になろうかと思います。

以上、お答えをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） インターチェンジ周辺、スマートインターの周辺については、町の政策的な計画の地区計画ということですので、そういった意味では、今回の都市計画マスタープラン策定の中に地区計画がうたわれるわけですが、それがうたわれて、所定の手続を踏まえて都市計画審議会あるいは議会の議決を経た段階で、例えば矢次地区、煙山小学校周辺となれば、矢次地区なのですが、そこに入って説明をし、地区住民にその周知をしながらアンケート調査などもやるというふうな、その流れでよろしいのでしょうか。そ

こがちょっとなかなか見えない部分なのですが、もう少し考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

例で煙山小学校周辺ということでございますので、その例に基づいてご説明をしたいと思います。町で想定しておりますのは、例えば大規模既存集落ということで煙山小学校周辺は指定されておりますので、町が先導を切ってというよりは、例えばその場所をやる場合は、その地域の代表といいますか、例えば自治会長さんとか、そういった方々とまず町が懇談しながら、ある程度の内容を確認した後に、先ほど言いましたように、地域のほうで、例えば地域どりをして、そしてある程度まとめていただくと。そのときに、例えば必要であれば、町のほうでも支援をしていくというような考え方で想定しております。ですから、町のほうが主導してやっていくというよりは、地域の、あるいは地権者の方が主導してやっていただくというような想定をしております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 当然開発行為となれば、町がこれは主導するわけではないですので、そこについては理解をしていますが、説明をしてもらわないと、なかなかこれはわからない。今議会で議論になっていることもなかなか理解をしてもらえるのは難しい部分でもあります。私どもも地区計画というのを、その中身についていろいろ県にも行ったりして、調査研究をした段階で幾らかずつわかつてきた部分もありますので、そういった意味では、かなり内容をしっかりと理解するというのは難しいと思うのですが、それをまず理解をしてもらうための説明会は、やっぱり町がやってもらわなければ、第一段階として、その上に立って、あとは地区の土地の所有者なり、あるいは地区の住民なりが、例えば矢次地区においては、10年間で112人も減少して、実に16%にも及ぶ減少率、矢巾町ではトップなわけですけれども、そういったところで町が地区計画をつくったと。したがって、その土地の利用を進めるに当たってこういうふうな形で、順序はこういう形で有効な土地利用を図っていってもらいたいという、その説明をいつやるのかというのが、まず私どもちょっと疑問に思っているというのか、見えない部分なのです。そこをもう少し、町が開発行為をするわけではない、そこはわかっていましたけれども、それまで持っていく道順と

いいですか、そこについてもう少し説明をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　まず堂々めぐりになっているから、それでは高橋町長、所見。高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず今山崎道夫議員のご質問の中に、定住化対策を初めとする町の活性化に盛った取り組みということで、まさに都市計画とまちづくりは、これは一体となって進めなければならない。特に、今私どもは、この都市計画のいろんな見直しの中で、やはり人口減少をいかにして克服していくかと。それが定住化対策とか、そういうのにつながるわけですし、それからまち・ひと・しごとの創生総合戦略、これもあるわけでございまして、やはりそういった大きな柱、特に平成28年8月には、閣議決定で国土形成計画というものが国から示されたわけですが、そこには、いわゆる都市と農山漁村の共生ということで、私どもであれば、農業と、いわゆる都市的な機能の共生、まさに私ども本町が目指しております田園都市と、そういったことを進めていく中において、これはもうご指摘のとおり、私どももマスタープランがパブリックコメントにもお願いするわけですが、当然町民の皆さん方にも説明会、今本町では、フューチャーデザインという一つの手法もワークショップなどを通してやっておるわけでございますので、幅広く意見を聞いていくと。特に私どものあれでは、地区計画制度は、今までこれは利活用した経緯が今まで、これは県内でもそのとおりなのですが、特にこのことについては、私どもがしっかり説明責任を果たしていくかなければならないと思っておりますので、だからまず今のところ、いわゆる検討委員会でいろいろご議論をいただいた後にパブリックコメントとあわせてやっていきたいなと。そして、やはり町民の皆さんと一緒にになってまちづくりを考えていくということが非常に大事なわけでございますので、そのところは、ご指摘のとおりでございますので、意を体して進めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員）　町長の思いは、全くそのとおりで私も同じ気持ちではいます。いわゆる人口減少社会が矢巾町でも残念ながら、全体的にはふえているとはいったものの、おとといもお話しあったように、地区によっては、大幅に減ってきている状況もありますので、そういった意味では、いわゆる定住化対策をいかに進めるかということで、町長が言われたとおりなのですが、この地区計画を策定することで私は質問していますので、パ

ブコメ等は、もちろんやるということになっておりました。それで、現実に大いに期待をしている人口減少が進んでいるところ、特に私どもの矢次地区などは、そのとおりなのですが、何とかして定住者あるいは出ていく人を少なくする、定住者をふやすということを大いに期待をしているわけですが、その計画を立てた段階で、それを今度は実行に移していくことになった場合、どのようにしてその地区に説明をしていくのかということを問うているわけですので、そこのプロセスをもう少し示してもらえば、私はそれで理解しますので、よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず山崎道夫議員、矢次行政区については、もう悲観的にならないように、いずれあそこは今度矢巾スマートインターチェンジができると、もう町の中心地とも言えるような、そういうふうなまた形にしていかなければならぬと思いますし、だから今、この間も道の駅構想、ちょっともう新聞報道されて、これは本当は、国とか県とかもちろん協議しながらやらなければならなかつたのですけれども、何か取材があつて、うちのほうでもアドバルーンを上げたのですが、いずれそういった手続をしっかりと踏んでやっていかなければならない。

特にも私どもはスマートインターチェンジ周辺については、用意周到な準備と、そして必ず実現に結びつけることのできることを考えていきたいなど。今実は、環境省からも、今水素ステーション、47都道府県に1カ所は設置したいという考え方があるので、盛岡市が何かなかなか手を挙げられないということで、今国の補助は9割ぐらいなのですが、実態まだ調査しておらないのであれなのですが、いずれそういったことの一つの目玉政策として考えていくことも一つの方向ではないのかなということで、特にもスマートインターチェンジをおりてから、1時間ぐらいは、いろんな、例えば水素ステーションがあれば、そこに行ってあれして、油とか、そういった給油とかできる、今制度がモデル的に実験されているわけです。

だから、矢巾町でもそういったスマートインターチェンジとあわせてそういったことを考えていきたいなと思っておりますので、いずれこここのところについては、総合的にまちづくりのあれを考えていきたいということで、防災とか、医療とか、そういうふうなものを一つの大きな柱にして考えていきたいと思っておりますので、ひとつそこのところは、お示しできる段階になりましたならば、これはもう説明会も開催させていただきますし、

今私どもは、来年の3月に開通するのですが、今ちょっと慎重に、いわゆる内部で検討、そして国なり、県にもきっちり協議をしながら実現性の高い取り組みにしていきたいと思っておりますので、ここをひとつ。

そして、冒頭申し上げたとおり、矢次行政区、そういうふうな悲観的にならないようにこれから本当に大きく発展する地域になると思いますので、そこをご理解いただいてお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） 済みません。ちょっとご説明をさせていただきます。先ほどちょっと答弁の中で50アール以上とかという指針の中でお話をしましたが、質問にありましたとおり、都市計画提案と地区計画提案というのは、2通りあります。それで、都市計画の提案は、もう既に都市計画法の中で基準が定められておりまして、こちらは50アール以上で3分の2以上の同意があれば、提案できますよと。それから、地区計画につきましては、条例で定めて内容を出していくと。例えば、その土地の全員の同意が必要なのか、それとも1人でも申し出が必要なのかという部分は、条例で委ねられることになっておりますので、これにつきましては、いずれ条例を新たに定める必要があるということで町では考えております。

そして、先ほど議員さんおっしゃいましたように、地区計画を煙山地区に定めたと、方向性をマスタープランに入ったといった以降につきましては、これは先ほど言いましたように、提案制度の中でいきますと、地区のほうから手を挙げてもらうというのが前提になりますので、その前に、例えば土地の代表とか、自治会の代表さんとか、そういった中で町として打ち合わせをし、必要であれば、説明会等に出向いて説明をしていくというような考え方でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 課長、スケジュール的な具体的なことを聞いているわけだから、そういう取り組む姿勢があるかどうかと聞いているのだ、その辺のところを少し具体的に。道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） はい、済みません。ちょっと舌足らずで。基本的に、スケジュール的には、先ほど言いましたように、年度末でまずは都市計画マスタープランが策定されれば、それ以降動いていくという形にはなりますが、そのときに並行して農振のところがかぶっているのであれば、当然除外の部分も出てくると思いますので、恐らくこれ

は並行して4月以降、新年度以降にそういう動きになっていくのではないかということを想定しております。ただ、スケジュール的にいつまで何をやるという形は、まだあってはおりませんけれども、これにつきましては、ある程度方向性が定まった段階で、例えば今予定しているところで、やっぱり手を挙げたいということであれば、事前にこちらのほうからお話をさせていただきながら、いろいろ調整をしながら、どんな形で、どんなスケジュールでやったらいいのかという部分は、地区の皆さんとも協議していきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問に入ります。

米の直接支払交付金廃止に伴う影響と持続可能な農業への支援策についてお伺いいたします。

2010年度から生産調整に参加する米の販売農家に10アール当たり1万5,000円の交付が始まりました。4年前から7,500円に半減し、来年度から交付金の廃止が決まっている中、生産調整に協力してきた農家の痛手は、大変大きなものがあります。

国による生産調整は、2018年度から廃止され、生産者の自主的な取り組みに移行することになりますが、来年度以降、米の生産調整は、農業団体と県と市町村が対応する仕組みになり、本町の基幹産業である農業、その根幹をなす米政策に農家の不満と不安は増しています。食料自給率も低下し、農業に希望が持てなくなる状況が見え隠れしている中において、食糧生産に意欲を持って取り組める条件を見出すことが強く求められていると思います。こうした観点から、以下についてお伺いいたします。

1点目です。米の直接支払交付金廃止に伴う本町農業への影響額はどの程度か明らかにされたい。

2点目、新たな米の生産目標について、8月までに町としての方針を示すとの考えを6月会議で表明していますが、17年度に比較してどの程度の変化となったのか伺います。

3点目です。今後希望を持って農業を続けていくため、国の水田フル活用事業や高所得が見込める園芸部門のさらなる導入等が考えられると思いますが、本町における水田フル

活用事業の取り組み状況と交付金についてお示しをされたい。また、園芸作物ごとの取り組み状況と今後の目標についてもお伺いします。

4点目、新たな作物の導入、例えばタマネギやサツマイモなどによる産地づくりの取り組みなど、収入増を目指した将来構想も含めた農業への支援策についてお伺いいたします。

5点目、転作による交付金で農業を維持している状況の中、本町における転作の取り組み状況をお伺いします。

また、環境保全型農業直接支払交付金で導入しやすいカバークロップの取り組みが増加しておりますが、本町においても取り組みを進めてはどうか。

以上、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　米の直接支払交付金廃止に伴う影響と持続可能な農業への支援策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、農家への影響額は、約9,000万円になると想定しております。

2点目についてですが、国が米の生産数量目標を配分してきたこれまでとは異なり、来年度は、国が示す全国の主食用米等の受給見通しに基づき、県が算定した米の生産目安を踏まえ、本町としての米の生産目安を算定してまいります。

なお、本町としての米の生産目安は、本年中に算定し、来年1月上旬に各農業者に農業者別の生産目安を提供してまいります。

3点目についてですが、現在本町では、水田フル活用ビジョンに基づき、小麦を約431ヘクタール、大豆を約84ヘクタール、園芸作物を約52ヘクタール栽培しており、産地交付金については、本年10月に金額が確定し、12月に支払う見込みとなっておりますが、平成28年度の支払い実績は6,128万2,000円となっております。また、園芸作物では、ズッキーニを約12ヘクタール、ネギを約18ヘクタール、キャベツを約6ヘクタールと栽培しております。ズッキーニ、ネギ、キャベツ等は、町として特に産地化を推進していく地域振興作物ですので、今後とも水田フル活用ビジョンに基づき、作付面積の拡大を目指してまいります。

4点目についてですが、先ほど申し上げました地域振興作物は、矢巾町農業再生支援協議会が決定するものであります。本町も当協議会の会員の一員として、町内外の生産者の取り組み、そして実需者からの需要等に関する情報を十分収集し、矢巾町の土壤、そして気候風土に適し、かつ農業収入の増加に資する作物は何かという観点を持ち、当該協議会において十分な議論を行ってまいります。

5点目についてですが、今年度の実績転作率は、約43%となっており、交付金の支払いについては、例年同様年内に米の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金を支払う見込みであります。

また、カバークロップの取り組みの推進については、本町では、現在環境保全型農業直接支払交付金を活用し、3つの組織がカバークロップの作付に取り組んでおり、今後は特に環境保全に配慮した営農を行う組織について、事業の導入を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） ことし限りで廃止される米の直接支払交付金、これの影響額は、約9,000万円になると想定されているということでございます。これは、仮に1袋30キロ、6,000円として換算した場合、約1,500袋分ということになると思います。10アールあたり60キロ袋で9袋生産量があるとすれば、約83町分に相当することになるのではないかというふうに私は試算をいたしましたが、大変なやっぱり影響額だというふうに思います。特に米づくり農家にとっては、大きな痛手となることは、当然なことでございますし、町内における購買力も影響を受けることは間違いないと思いますし、町全体の経済にもかなりの影響が出ることは免れない事実だろうというふうに思います。

こうした状況の中で、町としてどういうふうな対応をしていくのかということがまず考えていかなければならぬ大きな柱といいますか、そういう一つの方向性を見出していかなければならないだろうというふうに思いますが、現状において、この影響というのは、ただ単に経済的な部分ばかりではなく、新規就農者やあるいは担い手たちに対する影響力もかなりあるだろうというふうに思うわけであります。特に高齢者で米づくりを一生懸命自分の技術に誇りを持ってやってきた方たちに対しても、何らかのやっぱり支援といいますか、そういうふうな精神的な部分のはかり知れない痛手というのも考えあわせると、やっぱり農業そのものに対する厳しい状況がまた出てきたなという感が否めません。したがって、そういうふうな状況の中でこの現状を踏まえて、町としてどのような対応策を考えているのか、まず1点目、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず直接支払交付金ですけれども、全額国からの補助で成り立っている事業でございま

して、現在具体的なこのように支援をするという決定的な方針はないわけですが、矢巾町の農業者のほとんどが認定方針作成者の一人でありますJA岩手中央、これが矢巾町のほとんどの面積を占めているものでございます。岩手中央管内は、紫波町、それから盛岡市、矢巾町ということで3市町が該当になってございますので、この対応策につきましては、矢巾町独自というよりも、この盛岡市、それから紫波町、この辺と足並みをそろえながらどのような支援をし、対応策をとっていくかということが必要となってこようかと思っておりますので、両市町と十分情報共有をしながら、協議をしながら、それから認定方針作成者のJAとも協議をしながら対策については、今後話し合ってまいりたいと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 役場だけで考える中身ではないわけで、そういった意味では、今の方針である程度は理解できますが、しかし現実には今年度は、支払いが、直接交付金が支払われるわけですので、来年度からになるわけですが、もうすぐに、例えばいわゆる資材の問題とか、あるいは種苗、それから薬剤の関係とか、いろいろ農家は苦心をしながら、そういったやりくりをしているわけですので、特に経営面積が大きければ大きいほど、この影響はかなりあるだろうというふうに思われます。

したがって、そういったことを勘案をしながら、どういった支援をするべきかということをやっぱりしっかりと方針を立てながら、これから支援策といいますか、そういうものを打ち立ててもらいたいなというふうに思っておりますが、例えば借金をされている方も当然、私どもの生産組合もそうなのですが、農機具の借金が残っていたりしているわけですが、それは当然農家への負担になっているわけですが、その分が直接支払交付金に頼っていた部分がなくなると。そういった現実的な、非常に厳しい状況が出てくるということがもう既に考えられているというか、ある意味心配事になっているわけで、そういった細やかな部分についても、当然支援策の中で考えていかなければならないだろうというふうに思いますが、特に矢巾町の基幹産業であります農業というのは、ある意味、高齢者が大半を占めておりますけれども、若い方たちも、新規就農者も徐々に、徐々に幾らかずつふえていると。

そういったことから考えますと、そうした農業に対する支援策を見ながら、やっぱりこ

からの農業をどうするかということを考えていかざるを得ない方が多いわけで、その辺のこれからの支援策について、今の段階でははっきりしたものは言えないとしても、方向性をもう一回お話をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員の質問の中にもございますが、転作で園芸作物、高収入につながるための支援として、町単独では矢巾町集落営農応援事業とか、それから県の岩手地域農業マスター・プラン実践支援事業とか、これらの事業を使いまして、いろいろな機械導入の補助も進めてきてございます。こちらの結構使っていただいている実績もありますので、具体的な今町で行っている支援策といったしましては、そういう形で園芸作物に対する助成のほうには力を入れてきてございます。それで、直接支払交付金における影響につきましては、農業者の方々から聞き取り調査とか、うちのほうで再生支援協議会等の組織もございますので、それらのどのような影響が出るものなのか、その辺を内容を聞き取り調査等をして、より具体的なよりよい支援策を協議していきたいと思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） この部分だけで話をしていると、すぐ時間がなくなりますので、いずれ影響が出るということは、誰もがわかっていることでございますので、そういう意味では、それをカバーするようなこれからの農業の取り組みが求められているだらうというふうに思います。

そこでお聞きしますが、生産調整が18年産から廃止になりますが、したがって、生産者の自主的な取り組みによって米農家については取り組んでいくということになると思いますが、県が算定した米の生産目標を踏まえて、町が来年1月上旬に各農業者別の生産目安を示すという方針なわけですけれども、ことしの転作率は43%でしたが、今の段階で去年も16年産に比べると、たしか1.2%だったか、1.3%の減少になっているわけですが、面積についてもたしか面積は、仮にこの45%になった場合、45ヘクタールぐらいのプラスになるのではないかというふうに計算をしたのですが、そうなると、そのふえた分の転作を、いわゆる先ほどお話しあったような小麦とか、大豆とか、あるいは野菜に転換をしていくということになるのか。それとも別な方策で、例えば私がお話ししたカバーコロップなど

の取り組みをしていくのか。あるいは飼料米の関係もございますでしょうけれども、そこについては、どのような考え方を持っているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度の転作率は、議員お話しのとおりでございますが、今試算の段階でございますが、今度の新しい計算方法によりますと、県のほうの県で持って示します目標、目安ですけれども、この矢巾町の算定方法ですが、これは国が示した数値に対して、岩手県のシェアが3.61%という数字が出ておりますが、これを掛け算した数字になります。それを県の目安を定める場合は、これに平均収量とかを掛けまして、最後に市町村シェアを掛け算することになってございます。それで矢巾町のシェアが、県内ではシェアがありますので、今農協さんのはうで今示していただいているのは、来年麦の作付については、40%を目安に作付してくださいという情報で流れています。ということで、示されるのが12月の末ということですが、今の状況を見ますと、若干矢巾町の場合は、転作率が回復するのではないかという見直しになってございます。今までふえてきたように、毎年ふえてきたわけですが、それがふえて45%になるということでは、今試算のはうはしておらない状況にございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 幾らかは明るい展望が開けてきたような感じがしますが、しかしそれでも40%以上の転作率になるわけで、農家にとっては、やっぱりいろいろな技術的な問題とか、さまざまな点からいっても、かなり気合いを入れて今もやっているわけですが、さらにまた考えをきちんと持ってやらなければならないということで転作率の話の中でそういうふうな感じを持ちましたが、園芸作物について、かなり矢巾町も特産化を進めて、ズッキーニ等に取り組んでいるわけですけれども、特に労力の問題も当然ありますので、今農協は、労力の提供を町民に呼びかけて、できるだけ多くの皆さんにお手伝いいただきたいという取り組みをしていますが、労力のかからない作物というのは、限られてくるだろうというふうに思いますが、私はカバークロップの取り組みなどは、非常に有効ではないかというふうに思っておりますけれども、これには限定された組織的な取り組みが必要だということもあるのではないかというふうに思います、ここの点について、

今後進めていきたいというお話がありましたので、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

カバークロップにつきましては、転作の作物という位置づけではございません。それでカバークロップ、日本語に直すと緑肥ですけれども、こちら環境保全につながるということで、農薬等を減少させる取り組みと化学肥料を減少させる取り組みになってございまして、これにつきましては、転作、麦でもよろしいですし、水稻でも、作物に関しては規定はございません。作付と作付の間に緑肥を施肥してくださいと。それである一定量の種をまきまして、芽が出たならば、全てこれを一旦すき込む、それですき込んだ後にまず米なり、麦なり、いろんな作物を植えるということで、実は作業工程が通常のやつております作業工程よりも播種してすき込むという2工程が作業的には加わりますので、ある程度、そういう作業をやれる組織でなければ、取り組みが難しいというような事業になってございます。

今3ヵ所の営農組合で実施していただいている事業になりますが、こちらは燕麦とかを刈り取りの後にまいていただいて、それで水稻の場合は翌年になります、4ヵ月以上置くというのがルールになってございますので、春先に一旦すき込んでもらって、水稻を播種するというような流れの事業になってございますので、当然今中央農協管内でも減農薬栽培等取り組んでございますので、こういった条件をクリアできる組織につきましては、どんどん導入していただいて、減農薬栽培に取り組んでいただきたいと、このように思ってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） いずれにしても農業を取り巻く状況というのは、なかなか回復をしないといいますか、厳しさが増す一方です。どんなに頑張っても、これは政策的にやられてくる部分がありますので、頑張りようがない部分もありますが、いずれ知恵と技術で、何とか今まで農業を継続してきているという方たちも多いわけですので、そういったことに対して、やっぱり本町の基幹産業である農業でございますので、持続可能な農業をやっぱりこれからも進めていかなければならないという観点から、農業者にやっぱり夢や希望、

そして将来自分の跡継ぎが一人でも多く出る、あるいは新規就農者が1人でも多く手を挙げるような状況を町ばかりではありませんけれども、農業関係機関や、その関係者一体となってやっぱり進めていかなければならぬと思いますので、そういう意味で、最後になりますが、町長の思いをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

いずれこれまでも国の農業対策については、もう私どもに言わせれば、一過性の対策というか、今度の米の直接支払交付金の廃止もそのとおりで、そのことによっていろんな取り組みの見直しもやらざるを得ないと。それで、今私ども平成23年3月に矢巾町農業ビジョンというのを策定させていただいているのですが、いずれ今担当課とも協議をして、いずれここに非常に次世代に引き継ぐ矢巾型農業の実現と。それで、矢巾型農業の実現という、これまでこれを検証して、今後どのような形にしていくかということを、これを早く農業ビジョンの策定にまず取りかかりたいと。そのためには、実際私どもとしては、農業者の皆さん方の思いをしっかりとお聞きしながら、今、今度は、農業の関係でもご存じのとおり、収入保険とか何かの取り組みも出てきます。だから、そういうことを一つ一つ精査しながら、私は何といっても、いつもお話し申し上げているとおり、農業は産業政策と、地域政策、この2つで成り立っておると思うのです。

だから、まず一つは、農業を産業政策としてどのような位置づけをして取り組んでいくかということ、そして矢巾型農業、専業もいいのですが、矢巾の場合は兼業農家も多いわけです。だから、そういうところをもう一度専業の人たち、それから私どもは特に新規就農者の方々、これも平成24年度から国がいろいろと取り組んでおるわけでございますので、もうそういった担い手の育成確保。だから、今私どもはそういうあらゆる方向性を検討しながら取り組んでいきたいということで、特にも産業政策は、これからつくるだけではなく、これをいかにして加工して、そして6次産業化に結びつけていくかということを考えていきたいし、それから地域政策は、もうご存じのとおり、いわゆる多面的機能の維持、またはいかにして地域の発展をバランスよく取り組んでいくかということも含めながら取り組んでいきたいということで、いずれ今のところ私どもといたしましては、農業ビジョンの見直しと、それにあわせて農業者からいろんなご意見をお聞きする場を設けて、だから先ほどの都市計画もそうなのですが、一方通行にならない双方向の、やはりそして今再生支援協議会には、行政だけではなく農協も入っておれば、いろんな方々が入ってい

る、土地改良区から。だから、そういうような総合的な取り組みも考えていきたいなということで、きょう山崎議員のご質問の、やはり私は一番大事な根っここの部分は何かということで、きょうあれしたのは、持続可能な農業への支援策と、このことにしっかりと今後、このことを踏まえて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうございますか。

（「終わります」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありませんね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、山崎議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時25分とします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

次に、14番、小川文子議員。

1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子です。風邪をひいてしまって、大変聞き取れない声ではございますが、ご協力よろしくお願ひします。

では、まず1問目でございます。子どもへの虐待の問題について質問をいたします。6人に1人が貧困であるという今、子どもの貧困が大きな社会問題になっておりますが、そのような中で子どもへの虐待が、過去の統計を取り始めてから最高の12万2,500件が昨年度発生したということで、これもまた情報として伝えられているところでございます。虐待は、若い世代の子育て世代の低賃金や長時間労働、そして不安定雇用などのストレスがけ口として子どもへいく、そしてまた子どものころに虐待を受けた子どもが連鎖として虐待にいってしまう。また、産後のうつ状態といいますか、精神状態の状況からもいってしまう。あるいはまた、昔と違って核家族化の中で、密室の中で起きやすい等、いろいろな問題が指摘されております。

そのような中にあって、子どもは地域の宝、社会の宝であり、子どもたちは、いわゆる児童憲章の中でもうたわれておりますように、子どもは守られ、与えられ、育てられなければなりません。特に地域の中で、地域の力、社会の宝として、地域がしっかりとそれをサポートしていくこと、これが重要でございます。

さて、この子どもの虐待を扱う場合には、やはり親への子育て支援ということが大変大きな問題、大きな課題でもあります。と同時に、虐待を受けている子どもを守るということ、これも大切な課題でございます。以上のことから質問をいたします。

1番目は、本町の虐待の状況についてお伺いをいたします。

2番目として、担当の職員を中心として、職員の高度な知識が必要となりますことから、研修の体制について伺います。

3点目として、町民が一緒になって、この未然防止に取り組むことが大事なことから、そういうことに気づいた町民からの通報に対して、町がどのように対応しているのか、この3点について、まずお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　14番、小川文子議員の子どもへの虐待についてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、児童虐待通告を受けて対応しております児童の状況は、平成28年度末現在で25人であり、本町が主として対応しております児童が10人で、その内訳は、身体的虐待が3人、心理的虐待が5人、そしてネグレクトが2人となっております。また、岩手県児童相談所が主に中心になって対応しております児童が15人であり、その内訳は、身体虐待が7人、心理的虐待が4人、そしてネグレクトが4人となっております。

2点目についてですが、児童虐待の対応に当たる職員には、専門性が求められますので、児童相談所が開催する児童虐待やDV、母子保健関係の研修会に参加し、児童虐待の理解を深め、支援の方策や技術を学んでおります。

また、増加する児童虐待の背景のもと、昨年度に児童福祉法が大幅に改正され、児童虐待発生時に、より迅速で的確な対応が必要となることから、今年度予定されている調整に当たる専門職員の研修事項に合わせ、児童虐待の対策を全町的に取り組んでいくため、本町が平成18年設置した矢巾町要保護児童対策地域協議会においても、学校児童福祉施設の相談支援機関、警察等で構成する年4回の実務者会議の中で研修時間を確保し、児童虐待

の対応技術の向上を図っております。

3点目についてですが、児童虐待の通報には、児童家庭相談窓口であります矢巾町子育て支援センターで受け付けを行い、関係機関等に事実確認及び情報収集を行った上で、関係課職員による受理会議を開催し、事態の危険度、緊急度を判断し、初期の対応方針について、児童相談所に報告し、助言を求めるとともに、支援を開始しながら経過の進捗管理の上で必要に応じて、関係者、他機関を含めた個別ケース検討会議を開催し、援助方針の確立と役割分担を行い、子ども、保護者に対し、継続した支援を行っております。

また、緊急的に医療機関受診や福祉施設等への保護が必要な場合は、県への送致となり、その後児童相談所と役割分担をして対応し、町は、後方支援を行う場合もありますし、児童虐待の深刻な事案は、生後間もない乳幼児に発生しやすい特徴も踏まえ、本町においても妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために、母子保健、福祉及び教育の関係課において連携を強め、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止、そして被虐待児童への自立支援を視野に入れながら児童の成長の継続的な支援に努めております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 国では、増加する虐待に対して、その虐待防止法を設けております。この中にあります、市民は虐待を見たり、聞いたりした場合には、これを通報しなければならないという義務を付与しております。したがいまして、私たち町民は、そういう現場を見たり、聞いたりした場合には、これを放置せずに、しっかりと町の支援センター、あるいは関係機関に報告するという、この義務は今発生しているのでございます。

それで中には、やはりこれが本当に虐待かどうか、子どもが泣いているだけではわからない。そういう疑問もあって、なかなか通報しづらいということもあります。その中にあります、やはり職員の研修とあわせまして、町民が虐待ではないか、ただ子どもが泣いているだけなのか、そこの区別をしっかりとまず研修する必要があります。そこで、町民へのそういう啓蒙等、そういう場をしっかりと設ける必要があるのではないかということと、そして先ほどにもありましたように、町内であれば、特にも身近な子育て支援センターに電話をする方法がありますし、あともう一つは、いわゆる電話、N T Tの電話の中に189というのがございます。これは全国共通で、その虐待の通報も受けますし、それからいわゆる子育てに悩んでいる人の相談も受け付ける電話が全国的に、いわゆる開設されてお

りまして、そしてその電話からその通報がありますと、その県の児童相談所は24時間以内に、その実態を調査しなければならないというような仕組みになっておりますし、もちろん個人のプライバシーは保護されます。そのように、通報しやすい仕組みも整えられておりますが、実際の町民がなかなか区別がつかないというようなこともありますので、そこら辺の考え方についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君）　町民への虐待に関する啓発、そしてまた通報等の情報提供につきまして、本当に貴重なご指摘だなというふうに感じております。矢巾町でも先ほどの答弁で申し上げたとおり、虐待の中に育っている子どもがおりますので、ますます町民の皆さんの方を借りていかなければならぬ状況がありますので、啓発につきましては、相談体制を整えて進んでおりますので、広報8月号に子育ての相談を含めた、生活困窮も含めた、障がい、生活困窮、そして高齢者、子育てを、その相談先を広報に掲載したところでございますが、この虐待の芽を摘むためにも、その強化、通報、相談の強化は、今後私どものところでも力を入れていきたい、相談しやすい、虐待という文字をなかなか出しかねているところもございますので、許されないということを含めて今後さらに通報しやすい体制について整備していきたいということをお答えをいたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　私は、そのことに関して、町民から二、三、聞き取りをしたわけでございますが、1つは、集合住宅でございますが、子どもが殺されると言って泣きわめいていて、それを町民の人たちが聞きつけたと。そして、男の人たちが二、三人でそこの家に行ったと。そしたらお母さんが今警察に電話したところですと、夫が子どもを虐待して困っているのですというお話だったと。もう一つは、いつも子どもが泣き方がちょっとひど過ぎると。そして、その泣いた後に、がちゃがちゃがちゃんとした、物が壊れる音がしたと。そこで町の役場にまず通報したと。自分は、盛岡市の学校関係で働いている方で、虐待というものについての知識を得ていた。なので、これは報告しなければいけないと思って報告したのだという2つの事例を私も見ましたけれども、例えば児童相談所にしても、自分たちだけの情報だけでは、子どもと親と離すべきか、保護すべきかという、非常にその判断するのに憂慮することがあるのだそうです。

そして、隣の人とか、地域の人たちが見聞きしていることが大変参考になると。それら

をあわせて判断材料にしたほうが、より正確といいますか、精度のいい対応ができるということがありますので、そういう点でも町民への、これだけ25件も発生しているということは、それらとかかわっているというか、それらを見聞きしている人たちは、結構いるということになります。同じ隣にいた人も、2番目の例ですが、私もその人のことはよく聞いていたと、だけれども、私は言えなかつたと、その隣の人は知識を持っていたために言えたわけです。その大きな違いがあるわけでございますので、いわゆるここ、25件というのは、今までの中でも、本町としても最もまず大きな数ではないかと思うのですけれども、質問がちょっとあちこちになりますけれども、いかに町民を巻き込むかということ、啓蒙も含めて組織的な何か必要があるのではないかと思うのですけれども、その考えについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

昆秀一議員の社会保障制度でもお答えしたのですが、今高齢者だけではなく、地域包括支援、この安心ネットの構築は、やはり私は子育てにも必要だと思うのです。そこで、そのときにも答弁させていただいたのですが、今小川文子議員がおっしゃるとおり、やっぱりこれからこういった安心ネットを構築していく中で大事なのは、その答弁させていただいた内容と同じなのです、重複するのですが、つながり、そして寄り添い、そしてこれはもう一人で解決できることではない。だから、いろんな人たちがチーム編成をして、そして支えてやるということが非常に大事だと。そして、あとはもうどなたが相談員であるか、顔の見える化を図っていきたいと。いつでも心を許して相談していただける。私どもも職員に厳しく言っているのは、ほうれんそうの心を忘れるなど、報告、連絡、相談。これは、児童虐待にもつながる、またはいじめの問題ともつながることなのです。

だから、今小川文子議員がおっしゃっているのは、まさに町民の人たちからそういうことがあるということを、やはり私どもは、それを、そしてやはり行政が、余りいい表現ではない、木で鼻をかむ対応ではない、懐の深い対応をできる、今私どもも非常勤でそういう専門職をお願いして、少しずつありますが、変わってきております。それを広げていきたいなと。先ほど私答弁の中でも、切れ目のない支援体制をつくっていくことが児童虐待の防止につながると思いますので、いずれ私どもそういうことをしっかりと踏まえながら対応してまいりたいと。だから、私どもとしては、平成27年7月5日は忘れることのできない日です。だからこそ、私はこのことについては、神経質になっているというのは、二

度とあってはならないこと、そのためにもみんな町が、組織が一丸となって取り組んでいきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それら町民が全体でかかわることの大切さを再認識したところでございますが、特に行政機関には、そのリーダーシップをとっていただくということが必要で、そして私たち町民がまずできることは、やはり周りの子育て世代をしっかりと見守るという、そういう心構えと、子どもさんを連れた親子に出会った場合には、声をかける、これが大事かと思います。昔であれば、誰でも気軽に声かけましたけれども、やはり本町も都会化しておりますと、むやみに知らない人から声をかけられれば、かえって怪しまれるのではないかという、そういうこともございますが、特に子育て世代は、赤ちゃんかわいいねとかと言えば、うれしいはずですので、気楽な声かけ、守られていますよというような発信、これが大事かなと思いまして、こういう単純なことからまず私たち町民は始めてみたらどうかということをつけ加えて終わりにしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 所見ありますか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ矢巾町には、今度療育センターもできるわけです。だから、そういった発達障がいのお子さんたちも安心して、やはり保育園なり、学校にも行ける体制とか、いずれ私ども、そして盛岡となん特別支援学校も今度併設されるのですが、私どもそういったことも一つ一つ切れ目のない支援体制の中で、そしてもう防災だけではないのです。もう自助、共助、公助というのは、これはどこの行政分野にもつながることでございますので、今後そういったことをしっかりと町民の皆さんと一緒にになって、構築をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） それでは、次の2問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 2問目は、矢巾スマートインターチェンジの関連道路の見直しについて質問いたします。

1番、堤川目線と宮田線の改修費用は幾らか。

2番、流通センター、ウエストヒルズ広宮沢の企業の利用希望調査はしているか伺いま

す。

3番、堤川目線と宮田線ルートについて、建設時期、経費節減などの見直しを検討すべきと考えるが、どうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　矢巾スマートインターチェンジ関連道路の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、町道堤川目線は、延長約1.5キロメートルの区間で、車道幅員6メートル、歩道幅員3.5メートルの片側1車線、片側歩道を計画しており、現時点での事業費は、約7億円を予定しております。町道宮田線は、延長約160メートルの区間において、町道堤川目線と同様の幅員構成で、片側1車線、片側歩道を計画しており、現時点での事業費は、約1億5,000万円を予定しております。

2点目についてですが、矢巾スマートインターチェンジ実施計画を策定する際に、流通センター内に支店、営業所等がある運送事業者に聞き取り調査を実施しており、いずれの事業者も高い頻度で利用するとの回答をいただいております。

3点目についてですが、矢巾スマートインターチェンジが供用開始することにより、町道堤川目線と町道宮田線の交通量の増加が見込まれることから、現況の道路構造では想定している交通量に対応できること、宮田線は、煙山小学校の通学路に指定されているため、児童・生徒の安全を確保しなければならないことから、道路改良及び歩道の設置を行おうとしております。

また、現在計画しておりますルートを整備することで矢巾スマートインターチェンジの整備効果の一つであります物流の効率化による地域産業の活性化に結びついていくことから、現在の計画を見直す考えはございません。

なお、建設時期については、矢巾スマートインターチェンジの供用開始を予定しております平成30年3月までに交差点部の改良を行い、道路部分については、平成30年度完成を目指し、順次進めていくこととしておりますし、経費節減については、町道宮田線の宮田1号橋は、橋梁としてかけかえするのではなく、ボックス型の橋の設置に変更。町道安庭線で整備する善助橋は、かけかえで進めていたものを既存橋梁の拡幅にすることを現在検討しており、常に設計内容を精査し、整備手法を見直しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私がこの質問を6月に続いて2回目をするわけでございますが、この根拠といたしましては、来年の3月にいわゆるインターチェンジを含めて関連道路が全て完了するという計画で進めておられましたけれども、スマートインターチェンジのいわゆる本体部分については、来年の3月に完成して、供用開始が始まるけれども、いわゆる流通センターに行く通路については、現行の盛岡不動線の農免道路を使わないで、西側の堤川目線という、現在大変細い道路も、歩道のないような、いわゆる通学路をそこに充てるということで大幅な工事があって、いわゆる時間が1年間延びているという、そういう事情があったからでございます。

今、ご承知のように、医大の開院が平成31年9月でして、医大前の中央1号線のいわゆる4車線の拡幅、2車線、2車線の道路改修が、これ町道なものですから、14億7,000万円、現時点でかかるという内容が医大開院までには、これは実施しなければならないという、いわゆる大変な命題がある中で、このいわゆる関連道路も含めた本町のスマートインターチェンジの総事業費も、当初は本体部分が3億円、関連道路8億円と言われていたものが本体部分5億円、関連道路10億円ということで、実際は15億円かかるというぐらいに大きく金額が増加していく、この2つの大型の、15億円以上かかるような道路を同時進行して、しかも30年までにやってしまうということは、町内のほかの事業に対して、大変な圧迫をするのではないかと危惧をする、そこからの発想なのでございます。

そして、経費節減について、残りの2つの橋は、かけかえではなくて、その拡幅及びボックスにするということで、これは大変いいことだと考えていました。というのは、あそこの細い線には、川が3本あって、橋が3本あります。それで、こしは一番大きな、いわゆる芋沢川にかかる橋を整備するのに1億5,000万円かかる、それらも決定されておりますが、残る2本の橋を一体どういうふうにしてかけかえるのかと思っておりましたが、このように経費節減を考えているということで、これはこれで一歩いいことだとは思っております。しかし、総額合わせて道路が7億円、そして宮田線が1億5,000万円、そしていわゆる芋沢川の橋が、田尻橋が1億5,000万円でしたから、いわゆる10億円かかっているわけです。これをこのまま本当に来年度中に進めていいのかということが一つあります、私は、その時期を延ばす必要があるのではないかということをまず考えたのです。

しかも、どっちみち本体工事が完成した段階で、その関連道路を完成していないわけですから、流通センターやウエストヒルズの皆さんには、今の農免道路あるいは安庭線を使う

しかないわけですから、実際はすぐ使えるわけではない。

そこのことも含めまして、一つは、農免道路安庭線を使いながら、本当に困ったときに漸次進めていくという方法もあるのではないか。ここら辺も含めて、いわゆる流通センターの中には、新潟運輸がございますし、ウエストヒルズには武蔵貨物がありますし、そこら辺の業者に対して、関連道路ができ上がるまでどこを通っていただくのか、これがもう一つと。

そこを通りながら本当に問題が生じたときに漸次進めていくという案はとれないか、この2つについてお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

いずれスマートインターチェンジ上り線、下り線。それで私は、今もう少しこの事業を延ばしたり、また見直しをしたらどうなのだと。私にすれば、もう本当は、スマートインターチェンジの開通と合わせて道路アクセスができていれば、本当は最高なのですが、今ただ、町の財政は潤沢ではないので、小川文子議員もお聞きになっているかと思うのですが、宮田線で生徒が自転車で川の中に入ったというお話、お聞きしていますか。ということは、通学路です。今度必ず通るなといったって、あそこの堤川目線、宮田線は通るのです。だから、今度私どもは片側だけだけれども、歩道設置をするというのは、やはり児童・生徒の安全の確保が最優先なのです。

だから、本来はインフラの整備は、私どもにすれば、余り最初投資しなくともいいところはというあれなのですが、今回の場合は、もう私どもとしては、1日1,900台見込まれると。これはほとんど医大かもしれないのですが、ただ流通センターも大きな利用度が高まると思うのです。だから、ここは小川文子議員に、ちょっとおくれさせたり、ちょっと考えてみたらどうなのかということですが、私は児童・生徒の交通安全の確保、これだけはしっかり守っていきたいということを私はぜひご理解していただきたいということと、あとはいわゆる事故が起きてからというのは、私はよく信号機の設置なんかもそうなのです。だから、今回私はここの堤川目線、宮田線は、絶対譲れない、やらさせていただきたい。そして、社会資本整備総合交付金、これも厳しい中で私どもは県、国に要望して、予算確保をさせていただいているわけです。だから、そういう私どもなりに苦労をして、そういう予算の獲得もしておるのだというところをご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますね。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 私、そこについては、異存はないわけですが、実際宮田線は、今も通学路でもあるし、歩道も設置していない段階でスマートインターチェンジは開始されると。その現実が今あるわけです。そして、例えば流通センターにいざれ流通センターから来る場合には、いわゆるウエストヒルズの中に入つて宮田線を通るよりも、直接、いわゆる都南に行くほうのあの道路を通りまして、いわゆる不動・盛岡線のいわゆる農免道路を来たほうが、私は流通センターからはいいだろうと思います。

問題は、ウエストヒルズであれば、やはり堤川目線、宮田線は便利かとは思います。しかし、今そこに歩道がついていない段階で、そこを通つていただくのは、大変問題がある。だから、できるまでは、いわゆる流通センターのちょっとバックをしていただいて、流通センターの一番大きな信号機のあるところから、いわゆるちょっと東のほうに来ていただいて、農免道路を通つて入つていただく。ここには通学路がないわけですから、しかも大きな道路です。

なので、そこで私はむしろ今の事態を放置したままスマートインターを開通するのではなく、大きな事業所、新潟運輸、武蔵貨物については、当面道路が開通するまでは、そのルートを通つていただきたいというくらいの申し入れをしなければならないだろうと思います。宮田線で子どもが自転車ごと落ちたというのは、私も存じております。ですので、今時点では通学路になつているものを、そのまま放置して開通まで待つ、1年あるわけです、まだ。そうして本当に30年にます投資してつくると。言つことも、計画になつているから、これはしようがないとは思ひますけれども、むしろそつちの農免道路、不動線を通つていただくと、こういうふうな指導を今からしていただく、その結果を見て考へるというはできないものかについてまたお伺いをします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

小川文子議員に一本とられましたが、いざれ道路は、ここは通行してはだめだということは、何か本当に重大事態でもなければできないわけです。だから、そのところは今私ども何とかインフラ整備をさせていただきたいということで、逆に今度は、ではこの歩道を設置するまでにということを言つたのですが、だからそこは私ども今後スクールガードとか、それから交通指導隊とか、矢巾交番とか、また地域の皆さんにもそういうことのないように見守りをしてもらつて、それからあとはこれは県というか、公安委員会なり、

警察との協議になるのですが、速度制限ができるかとかどうか、そういうふうなことも含めて検討はさせていただきますが、いずれ私どもとしては、早期にアクセス道路を整備させていただきたいということだけはご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質問の途中でございますけれども、2問目の質問をここで閉じまして、暫時昼食のために休憩に入ります。

再開を1時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

小川議員の3問目の質問を許します。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 3問目は、火葬場使用料が値上げ案が示されておりまして、予算決算特別委員会でも、この間3回の審議をしてきたところでございまして、この問題を取り上げました。9月議会に提出を見送るということでありましたので、若干状況が変化をしている中でございますが、全体的なことも含めていい機会をいただいたと考えています。

火葬場はいうまでもなく、ついの、最後の見送りの場でもあります。長年町に貢献していくだけで、税金も払っていただいて、長年町民としていろいろ頑張っていただいて、ご苦労もしていただいた方々を最後に見送る、そういう施設でございます。町民のそういう点では、感謝の気持ちと、そして町民の福祉の向上という、これがまず重要なことがあると思います。もう一方で施設の安全、安心の問題、この問題もございます。そしてまた、利用されるご家族の方々の快適さといいますか、そのプライバシーの問題も含めたそういう快適さという問題、課題もございます。そういう観点も含めまして質問をいたします。

1点目、今回火葬場使用料が4,000円から1万円に値上げをされる、そういう案が出されました。そして、町外の方は、3万5,000円から5万円という、そういう案が示されたことから、その1点目として、料金値上げの根拠について伺います。

2点目は、盛岡市、紫波町は、新築時に1万円使用料としておりましたことから、本町は、今現在の改修程度で1万円というのは高過ぎるのではないかという質問です。

3番目は、他町村に対して5万円というのは、今後ほかの市町村との連携を考慮していく場合、町外の方の使用料が高過ぎるのではないかということでございます。

以上、お願ひします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　火葬場使用料値上げについてのご質問にお答えをいたします。

1点目についてですが、このたび検討しております火葬場使用料の改正は、火葬炉の維持補修経費が増加傾向にあることが背景にあります。そのため施設利用者の方々に、その一部のご負担をお願いするものであります。

2点目については、このたび検討している改正は、施設の改修に係る費用を見込んだものではなく、施設を改善する整備費を除いた火葬に要する経費が増加している傾向を踏まえ、設定したものであります。

3点目についてですが、1件当たりの経費は5万2,000円以上で推移すると予測しており、本町の住民が近隣他市町村で火葬した際に支払う使用料なども勘案しますと、今回検討しております改定金額が高過ぎるとは考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　ご承知のように、盛岡市と紫波町は、火葬場を新しく改築いたしまして、使用料が1万円、そして町外、市外の方は5万円となっております。一方、滝沢市は、まだ火葬場をお持ちではございませんが、零石町をまず使っていらっしゃるという状況もありまして、零石町の場合は、町内は6,000円、町外が3万円でございます。また、八幡平市は、市内が3,000円、市外の方は3万円でございます。そして、南にいきまして、花巻、北上は5,000円ということになっております。ですので、まず盛岡市、紫波町さんがこの範囲では、一番高いということになります。それで本町は、ちょうど盛岡市と紫波町に挟まれている関係上、両市町の値段と一定にしたのかなという推測はございますけれども、火葬場の施設からくる値段ではないと、火葬場の費用に要するそれが高騰しているために、上がってきたために、その一部の負担をお願いするものだということでございますけれども、一般的に考えますと、その施設に見合った額というのもあろうかと思います。そして、本町の場合は、このたびエアコンが常設されて、洋式トイレも入りまして、一定の環境も整いました。そして、今後時間帯も含めて火葬が2つ重なった場合に、両方の火

葬のお客様が混雑しないように時間の変更も今考えているということで、そして待合室も和式の畳でしたけれども、そこをまず洋式に変えて、より高齢者の方々が使いやすいよう にという、今後そういう計画もあるということで伺っております。

そして、炉についても今来年度から約1億円以上かかるということですが、改修の予定であるということも伺っております。この炉については、私も火葬場の近隣に住んでおりまして、私たちの住宅地の一角にあるものですから、むしろ火葬場が生活の一部になっております。そういう点もありまして、火葬場が何か身近なものでありますと、特に一般的なイメージが余りなくて、普通の施設というような感じで、私どもはふだんは受けとめているところなのです。火葬場の隣には公園がありまして、子どもたちはそこで遊び、お祭りもやり、そういうところです。

そこで、やはり黒煙が上がるようになった。私どもがそこに住み始めたときは、今の火葬場は非常によくできていた、煙が出ないのですよという説明を受けていたのだけれども、ここ10年ぐらいですか、煙が出るようになって、最近では、大体10分から15分ぐらい、初めのころに黒煙が出るような状況になっております。そこら辺の改修をしっかりとした段階でなければ、この値上げというのは、なかなか私たち町民、特に近隣のところに暮らしている者としては、ちょっと受け入れがたいところがあるのです。洗濯物も影響を受けますし、やっぱりそこで遊んでいる子どもたちも黒煙が見えるわけですから、そこら辺のままで改修のめどをしっかり示して、そしてその上で値上げなら値上げというようなまず方向性を示していただけないか、このことについてお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼　仁君）　ただいまの小川議員のご質問にお答えいたします。

いろいろとご心配をおかけしていること、大変申しわけありません。そういったことで黒煙については、我々も気にしているところでございまして、これについてどうにかならないものかと、昨年あたりからいろいろ炉の業者とか、そういったところにも問い合わせをして、何とか方向を考えているところでございます。

ただ、今回の料金の改定につきましては、答弁にもありましたとおり、維持管理の経費がかさんでくるということもありますし、火葬場につきましては、盛岡や紫波を見ると、やはりこの四、五年でできた施設ですので、新しい、煙も出ないということでございまして、非常に快適だということは、そのとおりでございます。矢巾は、もう30年もたっているということで、いろんなところが傷んできておりまして、また、今の火葬といいますか、

葬儀といいますか、そういう生活スタイルといいますか、今、昔であれば、矢巾の火葬場ができたあたりであれば、やはり葬儀のほうに皆さんのがいでになってお見送りをするというようなことも多かったのだろうと思いますが、今はどちらかというと、火葬のほうにたくさんの方がいらしてお見送りをするということで、施設についてもそういった意味では、当時はそこまで想定していなかった。また、人口の規模も高齢化のこともそこまで想定していなかったということで、そういう意味では、非常にご不便をおかけしている、サービス面では低下を否めないというような状況でございます。

ただ、最初にお話ししたとおり、今そういう意味で30年たつくると、やはりいろんなところが傷んできまして、特に炉でございますけれども、そういうものの維持補修費が毎年500万円程度かかるといったようなこともあります、そういうところで黒煙についても軽減ができる部分があろうかと思いますが、やはり根本的には、炉の改修、取りかえ、そういうことをしなければならないのかなというふうに思っております。そういう意味で、その経費まで見込んで料金の値上げをということになると、かなりの料金を考えなければならぬことになりますので、そこについては、今後しっかりと計画的に改修をしていくということで、今回はあくまでもランニングコストという部分だけの一部を何とかご負担いただきたいというふうに思っております。いずれ施設の改修については、今エアコンなり、洋式トイレ、それから駐車場も皆さんのご要望にお応えしてやっておりますので、そこについては、今後しっかりとやってまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 計画どおり、これを値上げした場合でも、値上げによって得られる財源は、年間150万円ほどとお聞きしました。150万円となりますと、ある意味、町の財政からいたら大変小さいものでございます。先ほどのインターチェンジ関連の道路なんというと15億円とか、そういう億単位の仕事でございますので、町民の福祉の観点から、この150万円どこかで捻出できないか。いわゆる福祉増進を図るために、最後の見送りにここまですることはないと一般的な考え方でございますけれども、その点についてお聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに150万円、200万円程度しか財源として上がらないということは、そのとおりでございますけれども、それぞれの施設でそれぞれの維持管理をしていくわけでございますので、道路が何十億円かかるといったようなこともありますけれども、それぞれの財源を捻出した上で維持管理に努めたいと思っておりますので、その点については、いずれ町の財政もそのとおりでございますので、そういったところはご理解をいただいて、何とか住民の皆さんにお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「ございません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これをもちまして小川文子議員の一般質問を終わります。

次に、13番、川村よし子議員。

1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

介護保険制度の見直しについてお伺いします。介護保険法制定から20年が経過し、経済、財政一体改革に基づいて、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化、共生型サービスの創設が盛り込まれました。介護保障の充実は、高齢者が一層、高齢化が進む中で一層高齢者、国民の願いでございます。介護を必要とする人を社会全体で支える当初の制度の理念に立ち、憲法第25条に基づき、必要なサービスを支払い能力に応じて保険料、利用料の費用負担制度の仕組みなど、見直しが求められていることから、以下4点お伺いいたします。

まず1点目、介護保険の持続可能性の確保で現役並み所得者の利用料3割負担、総報酬制の導入、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げ及び生活援助等の給付の見直しは、介護給付費の抑制につながると考えていますが、どうでしょうか。

2点目、利用料が高く、サービスを減らした。また、特養に入られないと、家族が仕事をやめて介護している。介護利用料が高くて貯金が底をついてきたなどの町民の不満についてどう考えているのかお伺いします。

3点目、障害福祉サービス受給者は、65歳になり、介護保険優先原則により、利用料値上げや生活援助の訪問サービスを受けられなくなったケースはあったのかどうかお伺いし

ます。

4点目、平成29年度は、介護保険料の見直しの年度ですが、値上げとなった場合、滞納者がふえるのではないかと考えられますが、町ではどのような見直しを行うのかお伺いします。

以上、4点お伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

（町長　高橋昌造君　登壇）

○町長（高橋昌造君）　13番、川村よし子議員の介護保険制度の見直しについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、これらの改正で介護給付費が抑制につながるのかについては、全国的には、負担割合が3割になる現役並みの高額所得者が、利用者の3%との予測がある一方、サービス利用が多い施設入所者等への負担は、高額介護サービス費の上限額が激変緩和措置により、据え置きとなることから、現段階では見込みは困難であり、改正後において、全体の給付実績等を注視してまいります。

なお、総報酬制の導入につきましては、医療保険者が徴収する第2号介護保険料の公平性を確保するため、負担能力に応じた保険料の改正を行うものであり、介護給付費への影響はないものと考えております。

2点目についてですが、介護保険相談窓口及び地域包括支援センターの総合相談においては、ご指摘のような町民からの不満の声は寄せられてはいませんが、今後そのようなご意見があった場合は、介護保険制度をご理解いただくため、各相談機関との連携を図りながら、要は利用者に寄り添った丁寧な説明や相談対応を行ってまいります。

3点目についてですが、主に身体に障害がある方が、障害福祉の訪問サービスを利用しておありますが、介護保険制度においても、同様のサービスがありますので、65歳に到達した時点で、要介護認定申請をした上で、要支援または要介護と認定される場合は、介護保険優先ではありますが、障害福祉または介護保険のサービス内容を比較し、その方に即したサービスを利用していくことになります。

一方、要介護認定非該当の場合は、障害福祉サービスをご利用いただくことから、いずれかの訪問サービスは利用することができることとなっております。

4点目についてですが、第7期介護保険事業計画における介護保険料は、介護予防、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果を反映させ、将来人口推計、将来サービ

ス見込量及び地域支援事業費等を推計し、算定され、全国的には、保険料が上昇するとの予測ではありますが、本町においては、現在算定中であり、今後3回程度開催する予定の当該計画策定委員会の提言とあわせ、パブリックコメント及び住民説明会を行い、平成30年3月上旬までをめどにお示しをしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　質問は、何点かありますけれども、順次してまいります。

○議長（廣田光男議員）　1項目ずつどうぞ。

○13番（川村よし子議員）　ご承知のように、高齢になれば、誰でも最終的には周囲の方々にお世話にならなければなりません。介護保険制度ができたことは、高齢化社会の到来の中で家族が安心して仕事に打ち込むことができることや利用者にとっても、自分の収入で充実した生活を送ることができ、大変よい制度だと考えておりましたが、開始から17年間、3年ごとに見直しされ、公的な福祉サービスが安価のように見えますが、商品化され、お金がないと介護サービスを受けることができないような社会が到来してまいりました。

そこで私は、第1は利用料金が収入のある、なしにかかわらず、年金が高い、少ないにかかわらず、一定であること。また、第2は、サービス内容が、今の社会の新自由主義の市場化、営利化をする流れをつくっているということで、お金がなければ、必要なサービスを受けられない、我慢の社会になってきているのではないかと考えております。

私が今まで経験してきた中の事例を紹介させていただきます。1点目の方は、65歳のひとり暮らしの男性は、96歳の要介護5のお母さんを特別養護老人ホームに入所させております。この96歳のお母さんは、国民年金が5万円と聞きます。入所費用を払えないということで、妹さんがいますが、その妹さんと相談して、分割で納入していると話しております。そして、自分の将来のことにも心配しております。

また、もう一人は、要介護3と要支援2の90代の老夫婦は、歩行器1台借りるのに350円、2台借りておりますので700円必要になります。それから、デイサービスは週2回、訪問ヘルパーは、朝夕1時間ずつ週5回、5日使っております。医療機関には制限なしで眼科、内科、整形外科、皮膚科と通院にタクシーを利用するので、タクシ一代がかかります。最近は、訪問歯科も受けて、リハビリ、マッサージも利用しているようです。しかし、安心はできないと話します。庭木の手入れや畠の草取りなど、料金はかさみます。在宅してい

でも、かなりのお金がかかります。このように在宅にいても心配事は尽きない状況です。高齢になると、一步足を出すのも、そして冷蔵庫からタッパを1個出すのも痛い、痛いと言ひながら生活している状況です。家族は、在宅生活がいつまで続けられるのか心配しております。

このような事例を見ますと、お金があつても、今の時代、お金も左右し、そして生活していかざるを得ない状況です。これは、農業の問題とも、また社会の仕組みの問題とも関係しておりますが、このようにお金がないと、サービスも受けられない、そういう状況をどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

川村議員さんからは、施設介護あるいは在宅介護サービスをご利用いただいている方々で、実際には制度の中でそれぞれ負担のルールとかは定められておるところですが、そのルールにおいても、なかなか難しさがあるというようなお話がありました。実際全く介護保険制度がスタートする前の、いわゆる介護保険というのは契約なわけでございまして、その前の老人福祉法に基づく措置の時代には、そういった所得の割合に応じて、全く負担がなかったというところもあったわけでございますけれども、やはり平成12年からスタートしました介護保険制度におきましては、介護の問題というのは、家族あるいは地域だけの問題ではなく、社会全体で賄わなければならぬ、支え合わなければならぬという保険制度でスタートしてございますので、今般もいろいろ改正があって、利用者の皆様におかれましては、非常にわかりづらかったり、サービスの使い勝手がどうなのかとか、そういうご指摘もあるうかと思いますので、そういったお一人一人のお声に対しましては、町といたしましては、地域包括センターはもとより、ケアマネジャー、介護支援専門員さん方とも連携しながら、そういった声に寄り添いながら丁寧に対応させていただきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　役場の自治体の職員としては、どのように考えているのか。そういう実際のケースに接したことはあるでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

私も役場職員の一人ということで、実際にそういう介護の必要な方の世帯あるいは施設に入所されている方々に実際にお声を聞いたりとか、そういった介護の大変さとか、そういった状況については、実際にもいろいろお会いなり、お話しさせていただいておりますし、そのような大変だというのは、十分わかっているつもり、所存ではございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他の再質問ですね、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　国では、今まで今期は、第7期総合計画を立てなければならぬですけれども、今まで6期やってきたのですけれども、その評価とか、そういう調査とか、そういうのは一度もやってこなかったのです。そして、なかなかそういうのは、わからない状況、見ても見ないふりというか、そういう状況だと思うのですけれども、そのようなことは、国とかには上げているのでしょうか、お伺いします。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

現在介護保険事業計画の第6期の最終年度ということで、今川村議員からお話をありましたとおり、第7期の策定中というところでございますけれども、計画自体の評価につきましては、全くしてこなかったのではないかというご指摘ですが、そんなことはございませんけれども、ただ、制度の流れといたしましては、介護保険事業計画の、いわゆる昆議員さんのご質問でもお答えしましたけれども、インセンティブ付与の関連でございますけれども、やはりそういうさまざまな評価を必ず義務づけられるということでございますので、第7期以降につきましては、そのような、やはり川村議員ご指摘のような制度の、そういう進行する上での必要性を国のほうでも感じて、そういった評価制度を義務づけておりますので、そういう観点からも利用者の声の皆様の声も大事にさせていただきながら、そのような計画策定に向けて対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　今のは、意見なのですけれども、町内の介護サービスを利用している家族の方々の意見をよく聞いて、そして国に上げるべきことは上げ、そして計画を立てていただきたいと思います。

それでは、2点目のこととを質問させていただきます。町内の障がい者施設に通う70歳の片麻痺、障害2級のひとり暮らしの男性が介護保険認定を受けたけれども、週2回の自宅に来ているヘルパーさんが、今度は1日に1時間少なくなるヘルパーになるのではないかと、夜も疲れなくなったという相談を受けました。矢巾町には、難病の方とか、身体、精神、知的障がい者があって、障がい者のヘルパーを使っている方がいると思いますけれども、こういう介護と併用したときに、障がい者のヘルパーを断念した経験があるのかどうか。そして、ないという答弁ですけれども、私はあるのではないかと思っているのですけれども、その辺をお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

障害のサービスをご利用いただいている方が65歳以上になって介護保険サービスが利用できるようになって、要介護認定を受けて、サービスがこれまでの障害サービスが利用できなくなつたのではないかという、当初の質問にもあったわけでございますが、こういった場合の対応といたしましては、障害の場合は、障害の場合の障害福祉サービスの相談員さんがいらっしゃいますし、介護の場合は、介護支援専門員、ケアマネジャーさんがいるわけでございまして、こういう制度のはざまの、はざまというか、両方重複したような場合の対応といたしましては、両サービスの相談員さん方が協議をしながら、本人さんも場合によっては交えながら、その方にとって、どのサービスが、よりこれまでの生活を維持、継続していく上で望ましいかどうか、本人さんのご意向も踏まえながら、結果的には、選択して、よりいいサービスを選択していただくというふうな形で進めていただいているということは聞いておりますし、そうあって、これからもそのような形で、やはり利用者本位のサービス提供につながっていくことが望ましいなというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　障がい者で今まで障がいのヘルパーさんを利用していた方が介護に移行した事例は何件ほどあるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

障がいサービスを利用して、介護保険サービスに移行した方は何人いるのかという

ことについてでございますが、このことにつきましては、それぞれ利用者さんごとに障がい者の相談員なり、介護であればケアマネジャーということになりますので、その方々で調整しながら対応しているということで、そのケースそのものが、ケース自体ごとに例えば町の健康長寿課なり、福祉・子ども課なり、地域包括支援センターなりに、その情報がもたらせられない場合も多々ございますので、実態の件数というのは、なかなか正確に把握することが難しい状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 正確でなくてもいいから、あるか、ないかと聞いている、そういう人がいますかと聞いている。

○健康長寿課長（村松 徹君） 失礼いたしました。ございます。正確な件数は捉えるのは難しいですけれども、そういう事例はございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまの関連質問にお答えいたします。

障がいのサービスということと、65歳以上からの、あるいは60歳からの介護保険の制度に移行するに当たりまして、およそ3カ月ほど前から個々に先ほども健康長寿課長が答弁したとおり、利用者様の状態に応じたサービスがどのようなことがよろしいのかということで、個々に対応しておりますことを申し添えます。

また、高齢者の方で80歳になっても、90歳になっても、身体障がい者手帳を取得するとか、やっぱり高齢者だからとか、年齢で決めつけないで制度の年齢の特徴はありますが、個々に応じたサービスの提供ということでは、障がい者サービス、そして介護保険制度も適用しながら、個々に支援を展開している状況でありますことをお知らせいたします。お知らせというか、答弁といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回来年の4月から始まる制度改正の中で共生型サービスというものは、共生型サービスが導入されることになるのですけれども、介護保険優先原則によって利用料負担とか、サービスを打ち切るとか、あと縮小するとか、そういう問題がまだ今福祉課の課長がお話ししたように3カ月しかたっていないので、目に見えにくいとは思いますけれども、来年からは、それがだんだん月日をたつと多くなると思うのです。その

ことについて、やはり危惧をして対応していかなければならないと思いますので、件数をきっちと把握し、ケアマネジャーさんたちは、そういうのはつかんでいると思うので、そういう件数とかもつかむ必要があると思います。

そして、今まで利用料が少なかった、なかつた人が有料になっているとか、年金は限られた年金、そして毎年年金が下がっています。そういう状況で利用料は、一定の料金を取る介護保険制度ですので、そういうところも危惧して、町民の安心できる老後をさせるためにも、件数をきっちと把握する必要があると思うのですけれども、どうですか。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

川村議員ご指摘のとおり、障がい者の方が高齢者になって、サービスが低下することのないように、私ども町といたしましても、可能な限りそれぞれの相談機関とも連携しながら、そういうた把握、そしてそれよりもそのサービスが低下することのないように利用者の方々に寄り添いながら対応させていただきたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　ちょっと質問に対する回答が、もう少しきちと、件数把握していくことをやっていきますかと聞いていますから、実態ではなくて、そういう考え方があるかどうかと答えてください。

村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松　徹君）　件数の把握につきましては、把握に努めるよう対応してまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　次に、介護保険料についてお伺いします。介護保険料が答弁では、値上げせざるを得ない、介護保険料が上昇するとの予測ではありますが、本町においては、現在算定中ということですけれども、この算定中ということは、今後パブリックコメント、住民説明会とかやって、3月ということなのですけれども、毎回3年ごとに見直して、5年ごとに改定されて、毎回3月発表、もう1カ月後に請求するような形になっているのですけれども、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） 現在策定中ということでございますけれども、なるべく早い時期にはお示しできるように策定作業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますね。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾町は、介護保険に加入している方の中では、収入が多い人もいます。そして、収入が少ない方もいます。激変緩和措置もされておりますが、今まで第6期は10段階ですよね。もっと段階を多くしてもいいのではないかと私は考えるのですが、けれども、そして収入が少ない、年金が少ない方の配慮をするべきだと思いますが、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 村松健康長寿課長。

○健康長寿課長（村松 徹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今のお話につきましては、貴重なご意見として承りたいと思いますけれども、実際の策定に向けましては、町単独、町が定めるものではございますけれども、県のヒアリング等もございますし、決められたルールにのっとりながらやっていかなければならぬものでございますので、そのようなご意見も参考にさせていただきながら進めてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 2点目について、安全な通学路整備についてお伺いします。

交通に関する調査特別委員会が設置され、話し合いが進んでおりますが、少子高齢化が進む中で、住民サービスの重要事項を考えております。条例を制定し、定期的に話し合う仕組みづくりが必要な時期と考えておりますが、以下4点お伺いします。

1点目、学校及び交通安全母の会からの危険箇所の改善要望意見は、どう把握されているでしょうか。

2点目、今年度の通学路整備計画はどうなっているのかお伺いいたします。

3点目、その計画について、保護者に対して、どう説明しているのかお伺いします。

4点目、2013年交通政策基本法が公布され、施行されておりますが、住民が安心して住

み続けられる交通権や移動権を保障する条例、例えば交通基本条例等を制定する必要があると考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　安全な通学路整備についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、町内各学校交通安全母の会等から、通学路や交通危険箇所の改善要望をいただき、毎年5月に町の交通安全対策協議会を開催し、情報の共有と現場調査を行った上で、どの箇所が国、県、町、公安委員会、地域の交通安全協会などが担当して改善できるのかを協議して、関係各所に改善要望を行っております。要望については、それぞれの管轄の予算や改善に伴う他の場所との交通事情の関係もあることから、要望しても直ちに対応とならない場合もありますが、要望を継続することにより、改善の実現を図っているところであります。

4点目についてですが、交通政策基本法において、日常生活における交通手段の確保、高齢者等における移動交通のバリアフリー化及び交通の利便性の向上など、さまざまな基本施策があり、これらの基本的な方針に沿って、まちづくり等の観点を踏まえた総合的な交通政策を計画的に推進するため、現在、地域公共交通網形成計画の策定を進めておるところであります。

本町における独自の交通基本条例等の制定につきましては、計画策定後の後に検討すべき事柄と考えられることから、現状においては、予定をしておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　引き続き、安全な通学路整備についてのご質問にお答えいたします。

2点目についてですが、通学路については、各学校において、地理的状況、交通量等の状況を考慮し、指定しております。各学校の安全指導計画で安全な通学路を確保することなどは、定めておりますが、総合的な通学路整備計画は、策定しておりませんので、道路の整備等については、矢巾町交通安全対策協議会において、矢巾町交通安全プログラム策定に係る要望をもとに協議した上で安全な通学路を整備していくこととなっております。

3点目についてですが、新しく通学路を指定する場合や通学路が変更となる場合には、説明会の開催や文書等で保護者に対する周知を行うこととしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、順次していきます。

通学路の安全対策について、各小中学校の交通安全指導隊とか、教育関係者の努力や交通指導員、スクールガード等のボランティアさんにも支えられていることに敬意を表しておきます。

まず最初は、要望については、それぞれの管轄の予算や改善を伴うほか、場所等の事情の関係もあることから、要望しても直ちに対応とならない場合もありますが、要望を継続することにより、改善の実現を図っているところでありますと答弁いただきましたが、現在通学路の整備に関する要望は、どれくらいあるのかお伺いします。

そして、各学校、それぞれ考えられると、それぞれ異なると思いますが、どのような基準で実現を図るか、そういうのがもし数字でわかれば、お答えをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、何点か出ましたけれども、交通安全施策推進の関係で、総務課交通安全室のほうからお答え申し上げます。

まず、要望箇所の関係でございますけれども、まず直近29年度につきましては、町全体で38カ所、それから平成28年度、昨年度ですけれども、要望箇所32カ所、それから平成27年度要望箇所34カ所というふうな、大体30カ所前後毎年出てございまして、これにつきましては、学校関係のみならず、当然行政区、それぞれ各地区の交通安全、安協さん、それから老人クラブ等組織等から、これは当然出ている件数でございます。

ご質問のございますいろいろ上申して、予算がいろいろつかない場合、こうだ、ああだというふうな形のものの件数でございますけれども、まず29年度、直近の部分につきましては、警察への上申は8カ所上申してございます。それから、昨年、28年度の警察、公安関係の上申が17カ所、それから平成27年度警察、公安への上申箇所が12カ所、これも大体10カ所以上、これは長くしておけば、3年から5年、このサイクルの中での継続しているものもございます。一番大きいものは、公安関係ですと、横断歩道の設置、これは当然危険箇所、いろいろ確認したり、回って歩いたりはするわけでございますけれども、先ほど町長答弁しましたとおり、予算の関係と申しますか、矢巾町ばかりではございませんので、ここら辺の部分、紫波郡のほうから上げて、公安のほうで審議した中でということに

なれば、どうしても全県的な対応等の兼ね合いも出てまいりますので、ここら辺については、上申そのものが全てクリアできるという形ではございませんので、これは先ほど答弁したとおり、継続して行っているところでございます。

なお、そのほかに、どうしても危険箇所というものについては、交通安全施設のみならず、側溝とか、いわゆるガードレールとか、いわゆる町または県道であれば、県ですし、いろんな形の中で対応しなければならないもの、こういう部分もございますので、そういう部分もあわせて改善しているというふうな状況でございますので、平成29年度は、まだ途中ですので、数字は出てございませんけれども、そういうふうな警察の上申以外の改善箇所につきましても、平成28年度は、改善箇所が5カ所、それからこれからやりますよということで、これが6カ所、それから平成27年度については、改善箇所が9カ所、それから、これから改善を予定していますよというのは4カ所というふうな状況になってございますので、先ほど申しましたとおり、改善、要望につきましては、まだ手のついていない部分とかの部分については、継続して、これは行ってまいりというふうな状況でございます。

なお、この中には、当然小中学校、高校も含まれておりますけれども、こちらの要望につきましても、平成29年度につきましても8件、28年度は10件、10カ所、それから27年度については、11カ所というふうな形で、それぞれ小中学校、高校からも要望を頂戴しながら、先ほど申し上げた上申なり、町での対応という形の中で交通安全対策に取り組んでいる状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 議会内で交通に関する特別委員会が出されたのですけれども、その中で各地域の議員の方々が要望を上げております。その中で、私、ちょっとああこんなこと也有ったのだなと思いながら、拝見させていただいたのですけれども、例えば町道和味線の館前の公民館西側の歩道に面した水路ののり面のところに除草のシートを張っていると。それが地域の人たちは危ないということを、もしそのシートに自転車とかひっかかるって転んだりすれば、中に、水路に落ちるということで危険だということも上がっておきます。それから、南昌地域の方からは、これは議員の地域懇談会の中で出されたのですけれども、西部開拓線の大型車や一般車輛が通行し、通学時危険であるということで交通

対策、安全対策を考えてほしいということに対して、町の道路都市課だと思うのですけれども、開拓線の交通量が多いのは認識しておりますが、特に対応はしておりません。また、南昌団地入り口交差点付近の児童・生徒の通学路が危険とは、その地区から話は聞いていない。この問題は、もう10年ぐらい前から私は聞いていて、何回か取り上げたような気がするのですけれども、こういうところはどうしてこういう滞るのかお伺いします。

そして、南昌台団地のことでは、もう一つあります。南昌台団地の在住の方から、矢巾営業所から南昌団地に向かう途中に街灯がなく暗い。中学校の通学道路になっているので、防犯灯を早期に設置をしてほしいと。これは、コミュニティの会長さんとかにも話しているということなのですけれども、どうなのか。こういうふうなことは、やっぱりここの議会で取り上げなければ、なかなか改善しないものなのかどうか、そういうところも含めてお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず館前公民館のところの除草のためにシートを張っているのですが、これは私も現場は見ております。ただ、草がおがっているから除草シートをやったから危ないということではなく、基本的にこれは地域でも、もう皆さんわかっておることなので、川村よし子議員、すぐそばなのです、この館前公民館の、もう現場を見られているかどうか。ああいうところまでやるとなれば、とにかくどこにもガードレールをつけなければならないような、だから私は、やはり除草シートを張ったから危ないということではなく、やはりそれは地域でよく話し合ってやっていくことが私は課題解決の一つではないのかなと。

それから、いわゆる南昌台団地のところは、私が県議でお世話になっていたときに、そこに信号機の設置をお願い。すぐ南昌トンネル線のところに信号機があって、それで私あそこ、やはり危ないということで、通学とか何か、自転車とか通学。あそこには、いわゆるスクールガードとか、地元の民生児童委員さんとか、それですぐ近くなのだけれども、信号機の設置を何としてでもお願いしたいということで、あそこには信号機が設置されたのです。だから、これがまず全て解決につながるわけではない。

それから、南昌台団地から南昌の公民館まで行く歩道、途切れておるので、これもまず考えてほしいということを、当時は、県道だったので、そういった私対応もさせていただいて、まず一つの信号機の設置は、クリアさせていただいたということで、いずれ歩道設置は、これは今もう町道ですので、内部で検討してまいりたいと。

それから、いわゆる南昌台団地を含めて、いずれあれです。私どもに言わせれば、あの辺の周辺の大型トラックの往来は、確かに多いわけでございまして、だからこのことについては、いずれ私どもとすれば、地元の和味線のあたり、ちょうどあそこ変則の交差路なので、なかなか信号機の設置は難しいのですが、いわゆる南昌台団地と、それからもうそこだけであとは信号機がないわけです。だから、もう高速並みに大型車輛が通行しているというのは事実なので、だから西部開拓線については、今後、やはり警察とか公安委員会とも協議しながら進めていきたいなと思っておりますが、できれば和味線のところに信号機みたいな何かそれに変わるものでもいいから考えていけば、スピードが減速されるのかなということで、いずれのことについては、私どももわかっておることでございますし、全然情報がないとかということではなく、そのためにも、今地域懇談会とか御用聞き隊、特に地区担当制度を設けて、今もう地区担、結構担当にいろんな地域からの要望も上がっておりますので、そういう制度をしっかりとご利用していただければなと、こう思いますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 子どもたちが安心して通学できるような道路をつくるのも自治体の仕事です。ですけれども、矢巾町内は、県道、町道あります、国道もあるのであれですけれども、県道で特に危ないのは、矢巾中学校の県道不動停車場線のところなのですけれども、速度規制が必要ではないかなと思うのですけれども、あと横断歩道もありますけれども、もう少し速度規制が必要だということを認識しているのですけれども、その辺はどうのようにお考えでしょうか。

農免道に出る車が多いし、それから花巻方面から来る車も朝夕多いですので、その辺はどうのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾中学校西側の道路の県道でございますけれども、確かに議員さんおっしゃるとおり、交通量、朝晩含めましての交通量の多さ、それから交通量ないときには、スピードと申しますか、速度制限の部分、こちらの部分の状況につきまして、しっかりと把握した上で、紫波警察署、いわゆる関係機関と協議を早急に進めさせていただきます。やっぱり事故が起きてからだと大変でございますので、そこら辺は、紫波警察署、矢巾交番もそうですけ

れども、協議、対応をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 矢巾停車場線ばかりではなくて、矢巾は、それこそ今医大の工事とかも始めていますし、それからスマートインターチェンジの工事とかやっています。そして、今後交通量がまだまだふえると思うのですけれども、団地の中を車優先に走っている車もあるのですけれども、やはりグリーンベルトとか、それからゾーン30とか、いろんな方法を考えていかなければならないと思うのですけれども、そういうところの行政コミュニティ条例を利用して、どのように話されているのかお伺いします。

そして、今後どういうふうに考えていくのかをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 大前提の中で、今議会の中でも特別委員会もあるわけですから、それらも含めた総合的な考え方をもっていかなければならないと思うのです。それで、具体的なこと、余り行政に聞いても、すぐわからないところもありますが、答えてもらいましょうか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれ今いろんなところでひやりはっと、こういうふうなものの調査もやっておりまし、それから総合交通政策の中で考えていかなければならぬ。もうゾーン30とか、いろいろな制限速度の問題とか、または右折のもう少し、やはり長くしてほしいとか、右折のレーンを、そういうふうなこととか、これはもう国道、町道、県道に限らず、もうそういったこともありますし、いずれ総合交通政策の中で私どもも、そしてそのために私ども今年度から岩手県の県警本部から警察の職員も、いわゆる派遣していただいて、そういう総合交通政策に今取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

どうか一つ一つの個別的な課題は、防災安全室のほうにお話ししていただければ、その都度真面目に、真摯に解決させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは、川村よし子議員の2問目の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を2時15分とします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

川村よし子議員の3問目の質問を許します。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国民健康保険制度の広域化についてお伺いします。

2018年度から国保の都道府県化が施行されます。2013年8月の社会保障制度改革国民会議の資料によりますと、広域化の目的は、医療費供給体制の主体と国保給付の主体を都道府県に一体的に担わせることで、効率的な医療費抑制ができるようになり、医療供給水準に見合う保険料も検討が可能になるとあります。つまり国保を社会保障制度から医療費抑制と徴収強化のための制度に改正し、さらに国保を突破口にして、医療制度の大改正を進めることに国保の都道府県化のねらいがあることが明らかになってまいりました。以下、2点お伺いします。

1点目、国民健康保険税の値上げは、滞納者をふやし、無保険者をふやすのではないかお伺いします。

2点目、町民の命を守るためにも国保の広域化は中止し、国が責任を持って各自治体を支援するよう国に求めていくべきと考えますが、どうでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 国民健康保険制度の広域化についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、国においては、継続的に3,400億円の公費を投入し、地域の実情に応じた普通調整交付金等の配分や保険税負担が急激に増加することを回避するための激変緩和措置等を岩手県と市町村においては、國の方針を受け、市町村間に格差が生じないよう事業運営に必要な経費等のうち、市町村が負担する必要がある納付金の算定方法を検討しております。

この納付金は、保険税のほか、国、県、町等の公費で賄うこととなっており、本町においては、財政調整基金を活用することで保険税の増額を抑えていくことを検討しており、滞納者や無保険者がふえるものではないと考えております。

2点目についてですが、このたびの制度改革により、財政基盤を強化し、安定した国民健康保険の運営を確保することが町民の皆さん命を守ることにつながるとしております。このため被保険者の医療費の適正化の取り組みも必須であることから、国は、診療費や薬価の見直しを進めており、市町村も特定健康診査、特定保健指導の実施やジェネリック、いわゆる後発医薬品の使用促進等を推進していく必要があります。

また、保険者として、町民との身近な関係の中で、疾病状況等の実情に合わせた健康づくりや保健事業等に取り組み、健全な運営を目指してまいりますが、必要な支援については、引き続き国へ要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず1点目の質問は、答弁されましたが、2018年4月から広域化がスタートになりますが、今ある75歳以上の加入の後期高齢者医療制度と同じような仕組みになると思います。そして、この後期高齢者医療制度では、滞納が年々ふえてきております。都道府県単位の国保運営委員会が設置され、県で保険税を決めていく仕組みになるので、国保は1961年から始まっていますが、その改正部分の中で徴収が、国の負担が少なくなってきた、住民負担が多くなっていることがわかります。2015年の厚生労働省の国民健康保険実態調査によれば、国保加入者の44.1%が無職の方です。次は、派遣やパートなど、非正規で働く方が34.1%、自営業者が14.5、農林水産業2.5%となっています。つまり国保が始まったときとは、状況が今異なっています。非正規で働く方が多くなっているということです。

この中で、私が経験した接した25歳の男性が国保に加入していますが、この方は、18歳で高校を卒業して町内企業に就職しましたが、6年働いているうちに仕事が責任ある仕事になって、それにどうしてもついていけないというようなこと也有って、精神的にちょっとパニック状態になって、パチンコ等にのめり込んで、その後退職、そして6ヶ月ほど無職になっていましたが、6ヶ月後にアルバイトをして、そして母親の国保に加入しましたが、前年の所得に応じて、母親の国保が均等割と所得割が発生して高くなりました。そして、親と分離しました。その後、障がいというか、足の骨折とか、医療機関にかかるようになり、どうしても国保が必要になり、そして25歳の若さですが、国保税を自分で払わなければならないということですけれども、高いので、分割で払って、現在も払っております。このような方が、今現在矢巾町にもいると思いますが、このように若い国保加入者は、どのくらいいると認識しているでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） ちょっと難しい質問だから、ちょっと待ってね。ほかに質問ない。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保は、2015年度の国保加入者の年齢構成で見ますと、38.9%が高齢者です。誰でも高齢になると、病院を受診することが多くなります。つまり収入が多い

とは言えない高齢者の方は、医療を受ける度合いが多くなります。そして、国保には医療費を、国保には医療をより必要とした年齢層が多く加入しております。ですので、高齢者が多い、高齢者といつても75歳以下なのですが、そういう方の分を若い20代、30代、子育て真っ最中の方たちが支払うようになっている、そういう仕組みなのですけれども、そのことについてどのようにお考えでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 答えやすい順番に、浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の若い世代がどのくらいいるかということでございますけれども、今の20代につきましては、平成28年度末で225人、225人ですので、約4.3%ほどでございます。そういった若い世代については、年々減少しているような傾向にもございます。国保につきましては、議員ご指摘のとおり、収入のない方が多く存在しております。これは当然1961年の制度が始まった時期には、農業者、自営業者、そういった方々が主な構成員、60歳以上の方々は、比較的今に比べれば少なかったといったようなことで制度としても、まずその中である程度成り立っていたわけですけれども、今は、やはり高齢の方が多くて、当然医療費もかかるという方が多い、議員もご指摘のとおりのご不満というか、そういったことを抱えている、そういう方も多いかと思います。

ただ、この制度におきましては、今国民皆保険制度という、全ての保険制度の中で、社会保険であったり、我々のような共済保険であったり、そういった方々もそれを支える拠出金を出してありますし、国においても、先ほど議員からお話しされましたとおり、最初は、国庫負担金が50%あったというふうなことでございますけれども、これについても制度上は、その割合は変わってはおりませんが、今現在実際に税の部分で負担している部分というのは、約29%となっております。そのほかの部分は、いわゆる国とか、県とか、そういった他の保険の方々の公費ではありませんけれども、公費も含めた、そういったもので支えられておりますので、必ずしも保険料が全体で見れば、部分がふえている、国費の部分が減っているということではないというふうに感じているところでございます。

ただ、個別の例を見ますと、そういった方々もいるというのは、実際にあることでございますので、そういった方については、やはり税の分納でありますとか、猶予でありますとか、場合によっては、リストラとか、そういったことがあれば、税のほうでございますが、猶予なりしてまいりますので、その都度ご相談いただければというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国民健康保険というか、社会皆公的医療保険制度の中では、6つの保険制度があるわけですけれども、国民健康保険制度は、生活保護の手前の無職の方でも、収入のない方でも入れる制度です。ですので、多方面にこの制度は活用されていて、特にも収入がない方も入れる制度ですので、収入のない方でも均等割がかさむわけです。ですので、国保税が広域化になって高くなれば、この均等割も高くなる可能性があるのですけれども、そのことについては、どのようにお考えでしょうか。収入がない人に支払っていただくということができないわけですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） よし子議員、国民健康保険は皆保険制度だから、入れるのではなくて、入らなければならないの、そこも勉強してから後でまたもう少し。それでは、答えにくいのだもの、こっちでも。所得がない人でも入るのだから。

再質問ありますか。はい。

○13番（川村よし子議員） 済みません。では、収入がずっと非正規で働いてきたとか、いろんな病気をしてきて、収入が少ない、2割、5割、7割の免除を受けている方で恒常的低所得者という方がいると思うのですけれども、そういう方の厚生労働省が全国に2016年12月19日に恒常的低所得者対策を打ち出しましたが、矢巾町でも始めているのですけれども、その対象者は、年間ではどのくらいなのでしょうか。延べではなくて、人数的なものがもしかんていれば、お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいま恒常的低所得者というお話がございましたので、それに合致するものかどうかちょっと不明なのですけれども、ただいま軽減というお話がございました。軽減対象となっている人数のお話をさせていただきます。2割、5割、7割の低所得者の世帯数でございますけれども、28年度の軽減合計なのですけれども、28年3月時点での被保険者が全体で6,223人に対して3,259人、これは割合が52.4%となってございます。29年、ことしの3月の時点での被保険者全6,117人に対して2割、5割、7割、それぞれ軽減を受けている方が3,242人ということで、こちらは前年を約0.6%上回る53%、まず5割以上の方が被保険者のうち軽減を受けている人数というふうになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 世相をあらわしていると思うのですけれども、国保に加入している方は、収入のある人もありますけれども、収入のない、今の恒常的低所得者ということで減免をされている方が50%、2人に1人はいるということを踏まえて、やはりこれを国保の広域化になれば、ますます自治体の職員として、自治体として徴収するだけで、なかなかその実態とかがわからないと思うのですけれども、その実態調査をする状況はある、考えはあるのかないのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

まず先ほどからお話しあるとおり、日本では国民皆保険制度ということで、ある意味では、最後のとりでは国民健康保険と。そして、それでさえもあれなときは、セーフティーネットということで生活保護制度があるわけでございますので、だから今私どもこれから市町村単位から都道府県単位にいろいろと進めることで、来年度からいよいよスタートするわけですが、まず私ども岩手県で33市町村のうちで、納付金といっているのですが、イコール保険税といつてもいいのですが、県内でも上位に、これはもう医療費と所得割、矢巾町の場合は医療費もかかっておるし、県内の市町村の中では、所得割、所得が高いということで、ただこのことは、私ども激変緩和措置を講ずるということで、その間に私どもとしては、この保険税を、国保税をあれするために、今国では何をやろうとしているのかということは、こういうことなのです。保険者の努力支援制度というもの、これは収納率の向上とか、糖尿病性の腎臓の重症化、こういったものに一生懸命取り組んであれすると、そのほかにも特定健診とか、特定保健指導とか、いろいろ努力目標があるわけですが、これは何をいわんとしているかということは、国保に入っているからではなく、先ほど答弁の中でも保健事業、特にも健づくりに今後力を入れていきたいと。そして、医療水準をいかにして抑えていくかということを私たち市町村としても取り組みをしていかなければならないということで、だから私ども矢巾町だけが、もう7割、5割、2割、半数以上の方が、今対象になっているのですが、みんな納めなかつたならば、この制度は成り立たないわけです。

だから、川村よし子議員のおっしゃるとおり、私もその立場にあれば、みんないいよと、ただでいいよと、ただそはいかないわけです。制度が成り立たない。だから、ここところはいつも川村よし子議員と平行線をたどって交わることはないと、どうかこの保険制度、特にも国保制度を維持していくためには、ご理解をいただいて、そして特に2つ大

きな配点は、収納率の向上と、そして糖尿病性腎症、いろいろなまざあるわけですが、そういった重症化にならないように取り組んでいくのに、大きな配点があるわけです。今矢巾町は、県内でも葛巻とか、矢巾がその糖尿病性腎症の取り組みにいち早く取り組んでいるという評価もされておりますので、川村よし子議員には、そういうお褒めの言葉もいただければありがたいなということで、いずれ絶対これはもう川村よし子議員に何と言われようが、これはもう制度を維持するために必要だということをご理解いただいて、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 徴収することが仕事ですけれども、住民の生活を調査するのも自治体の仕事だと思うので、その住民の状況をやはり国に上げることも必要ではないかと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

特に今度の川村よし子議員から出ている国民健康保険制度の広域化、これは町村会を通して政府に要望していくと。特に激変緩和措置にはしっかり取り組んでいただきたいということでお願いしておりますので、私も手をこまねいておるわけではございません。もうそういったことで、いわゆる被保険者の立場に立って、私らできることは、一つ一つ積み重ねながら、前に進めさせていただいておりますし、それから何回もお話し申し上げるように、もし国民健康保険制度で救えない場合は、もう生活保護制度とか、いろんな仕組みがあるわけですので、そういうことをしっかり利活用できる体制、または総合相談窓口をしっかりあれして、皆さんの声を聞いていくと。

それから、もう私どもは、これから特に保険料の滞納とか何かも、今税務課で対応しているのですが、いわゆる相談に乗ってやっておりますので、もう分納とか何かのときは、ご遠慮なく相談していただきたいということで、そういう方があったときは、私らにも情報提供していただければ、真摯に対応してまいりますので、ご理解をいただきます。

○議長（廣田光男議員） よろしくうございますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これをもちまして川村よし子議員の一般質問を終わります。

ここで矢巾町と普代村の友好交流に基づく協定書がありますけれども、普代村の議員さん

たちがお帰りになりますので、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

次に、8番、藤原梅昭議員。

1問目の質問を許します。

(8番 藤原梅昭議員 登壇)

○8番(藤原梅昭議員) それでは、今回も最後になりましたが、議席番号8番、一心会、藤原梅昭です。

ことしも九州北部豪雨、アメリカテキサスのハリケーンを初め、日本各地、世界各地出自然災害が頻発して、多くの被害をもたらし、たくさんの方が犠牲になりました。改めてご冥福お祈り、お見舞い申し上げます。以前は、災害は忘れたころにやってくると、そう言われておりましたが、最近はいつやってきてもおかしくないと、そういうような状況の中で、まずセーフティー・ファースト、安全安心なまちづくりについてお伺いいたします。

1つ、3.11東日本大震災から6年6ヶ月になるわけですが、現在の被災者及び被災地支援状況と、今後の対応をお伺いいたします。

原発事故による農産物放射能風評被害対応及び生産者への支援状況はどうなっているかお伺いいたします。

一昨年の8.9の大雨被害を踏まえた当町各河川の災害対応進捗状況と今後の対応計画をお伺いいたします。

岩崎川改修工事で検出されたヒ素対応のための公園造成計画及び利用計画をお伺いいたします。

災害時の要支援者リスト及び避難対応についてお伺いいたします。

近年の大雨被害は、地球温暖化が大きな要因と言われておりますが、当町の対応状況と今後の計画をお伺いいたします。

鳥獣被害について、当町での現況と今後の対応をお伺いいたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長(廣田光男議員) 高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 8番、藤原梅昭議員のセーフティー・ファースト、安全安心なまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、被災者につきましては、町内での居住者は、徐々に減少して、ピーク時の約半数であります80名程度となっており、居住している被災者に対しては、被災地

から届けられる広報の送付や本町が開催するイベントへの招待について、町から周知を行っております。また、震災発生直後から継続して行っております長期的支援として、平成29年度は、大槌町に1名の土木技師職員を派遣しているところであり、平成30年度におきましても継続することとしております。

なお、被災市町村からの応援要請があり次第ですが、短期的支援として職員の出張派遣も行うこととしており、引き続き可能な範囲での人的派遣を行い、被災市町村の支援を行ってまいります。

2点目についてですが、菌茸類の市場価格がいまだ震災以前の価格水準まで回復していない状況を踏まえ、原木シイタケの生産者に対して、これまでどおり今年度も特用林産施設等体制整備事業を活用し、栽培における主要資材である原木及び種菌に係る費用の半額を補助することとしております。また、町内の生産農家等から農産物等について、放射能検査の申し出があった場合は、JAいわて中央矢巾地域営農センターと連携し、引き続き放射線量の測定を行ってまいります。

3点目についてですが、1級河川岩崎川については、岩手県事業として、未整備区間とJRから上流約1.5キロメートルを延伸した約2.6キロメートルの区間を平成26年度から床上浸水対策特別緊急事業として事業採択され、5年間で緊急的に整備が行われることとなり、煙山小学校南側の岩崎川橋を初め、平成29年3月には、下海老沼橋が改修計画に合わせた橋長、橋の長さですが、完成するなど、改修工事が順調に進んでおり、延長ベースで平成28年度末51.5%の進捗率となっております。

また、1級河川太田川及び芋沢川につきましても、早期整備が必須と考えており、現在進めております岩崎川基幹河川事業として整備促進を引き続き要望してまいります。そのほか町で管理する普通河川については、中州の状況を確認しながら浚渫を行っておりますが、今年度も昨年に引き続いて、逆堰を中心に浚渫を行うとともに、今後も小水路の改修を継続して進めてまいります。

4点目についてですが、改修工事におけるヒ素を含む土壤溶出量基準不適合土壤については、JRから県道不動盛岡線までの区間で発生する残土を河川公園となる場所に随時盛り土することとしており、今年度から床上浸水対策特別研究事業完了年度までの期間で造成を行う予定となっております。また、造成後の利用計画については、将来的に町が河川公園の管理者となることから、今後岩手県と協議しながら、地域などから意見をお伺いする機会を設け、検討していくこととしております。

5点目についてですが、町内の避難行動要支援者は、平成28年度末時点で1,202名で、そのうちの150名については、地域への個人情報提供に同意をいただいた上で台帳登録し、あわせて地域の方にも協力を求めながら避難に際しての個別支援計画を策定しております。

次に、避難対応については、有線放送、わたまるメール及びエリアメール等の活用により、避難に必要な情報を早期に提供し、避難行動、要支援者が地域の指定避難所への避難を開始するようにしております。

また、心身の状態等に応じて個別配慮が必要な方への支援を行うため、町内9法人、15事業所と福祉避難所の設置について協定を締結しており、災害発生時に円滑に利用できるよう、各法人と相互に連絡調整を行っております。

6点目についてですが、温暖化の主たる要因であるCO₂の削減は、喫緊の課題であり、そのため再生エネルギーの普及や省エネルギーの取り組みなど、資源の有効利用の取り組みが必要不可欠であります。本町においては、総合計画や新エネルギービジョンによる新エネルギーの普及拡大に向け、取り組んでおるところであり、これまで太陽光発電システムにおいては、一般家庭への設置時の助成や公共施設への率先導入、ハイブリッドなどのクリーンエネルギー自動車の公用車導入を行ってきたところであります。

また、今年度から公共施設等先進的CO₂排出削減モデル事業を活用し、公共施設の照明器具をLED化するとともに、再生可能エネルギーを最大限利用できるよう自立分散型エネルギーシステムの構築に着手するところであり、今後も新エネルギービジョンにのっとり重点プロジェクトを中心に太陽エネルギー利用の推進やクリーンエネルギー自動車の導入推進などを軸とし、国や県及び新たな技術開発の動向に合わせながらCO₂削減による温暖化防止に向け取り組んでまいります。

7点目についてですが、平成28年度における鳥獣による農産物等への被害総額は57万1,000円であり、平成27年度における被害総額の4割程度の額となっております。なお、そのうちの約9割はツキノワグマによる被害額となっております。

また、平成27年度から平成28年度にかけての被害情報件数及び駆除件数は、ツキノワグマは、いずれも2倍以上の増加、カラス、ハクビシン等は、減少または横ばいとなっており、農作物等への被害額のほとんどを占めるツキノワグマによる人里への接触は増加傾向にあることから、特にツキノワグマの駆除が重要と考えておりますし、県全体では、鹿及びイノシシの被害も増加していることから、矢巾町獣友会と連携の上、被害情報の収集及び有害鳥獣の駆除に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 震災から6年半たち、復興も進んでいる中で、全国では依然として8万7,000人ほどまだ避難生活を続けていると。岩手だけでも1万1,000人が避難生活を続けているそうです。震災当初よりも外部との接触が減り、孤立化してきていると、そういう報道もありますが、80人と半減した町内への被災者あるいは被災地ともども継続支援を引き続きお願いしたいと。また、県北でしか入手できない原木シイタケのナラの木、価格も1.5倍以上の高値で推移し、入手が厳しい状況が続いていると、これが現実のようです。これについても継続支援をお願いしたいところですが、さらに何かご所見があれば、お伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまの原木の補助についてお答えいたします。

これにつきましては、国の補助金を利用させていただきまして、毎年度補助しておりますが、今年度につきましても矢巾町においては、本数で12万本ほど、それから種菌については、1万2,000瓶ほど補助をいただいております。来年度までは、補助事業は継続される見込みでございますし、価格については、かなり震災のときに、徐々にではありますが、近づいてはきておりますが、ご指摘のように、原木の価格につきましては、一番高かった時期よりは、若干下降傾向にはありますが、まだまだ約1.5倍近い値段で取引されておりましすし、入手が難しいという状況が続いてございますので、ここにつきましては、JAいわて中央さんと協力しながら、この原木の確保なり、補助なりというのを継続して続けてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） いずれにしても、まだまだ継続をお願いしたいと、そういう状況なわけですけれども、話は変わりますが、7月23日、夜中1時47分の大雨洪水警報が発令されたわけですけれども、役場職員、消防団始め関係各位のご努力、本当にありがとうございました。私も町内河川を何回か巡回してみましたが、岩崎川は、さすがに改修工事箇所の水位は、約半分にも満たないということで、半分ぐらいしか上がっておりませんでしたが、それ以外の、特に先ほどありました芋沢川、ここの鹿妻上堰の合流点、これは赤林の薬師神社

の近くなのですけれども、それと芋沢川と鹿妻本堰、ここの合流点が土手まで、ほとんど10センチぐらいしか余裕がないと、そういう状況まで水位が上がっておりました。もちろん消防の方々も危ないということで見回っておりましたが、この対応については、早期の対策が必要だというふうにつくづく感じたわけですけれども、その点に対して、今後の何か対策の予定があれば、お聞かせ願いたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、太田川と芋沢川につきましては、基幹河川改修事業ということで県のほうで事業が進行されておりますが、実態は、なかなか緊急事業と違いまして、予算がつきにくいという状況は確かにございます。今お話しのありました薬師神社のところにつきましては、今年度測量設計をかけて、いずれ早急にあそこの部分だけは改修をするということで県のほうからはお聞きしておりますので、改修が終われば、若干そういった状況も改善されるのかなというような感じをしております。

なお、そのほかの部分につきましても、一応ＪＲのところまでは、その予定区間となっておりますので、引き続き工事が進むように、町のほうでも県、国のほうに要望していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） それこそまた台風シーズンに入ったわけですけれども、いつ来るかわからないと、そういう状況の中ですので、ひとつ早目、早目に手を打つていければなというふうに思っています。

4月23日、8月24日の両日、これも大雨で、特に北上川も土手ぎりぎりまでは増水されたわけですけれども、上流でかなり降った雨ですので、矢巾だけの雨ではなく、上からどんどん来た雨が、それがどんどん増水になって、8月は石鳥谷でも越流したと、そういうような状況だったらしいのですが、ここで矢巾町内を見ると、逆堰、ここのごみ焼却場の近くの逆堰が、やはりはけなくなりまして水門をとめたと。水門をとめた結果、排水しなければいけないわけですけれども、7月の時点では、国交省のほうから大型の排水ポンプ車が来て排水されていました。ところが、次の8月には、そのポンプ車が来られなくて、何かそれこそ消

防ポンプ車が三、四台で必死にかいだと。非常に対応が危なっかしい対応だったなというふうに私は感じました。

特に場所柄、ポンプ車が何台も入られるような、そんな場所でもないし、今後のことを考えると、なぜ今回8月の大雨のときに、国交省からポンプ車が来られなかつたのか、あるいはもし来られなれば、今後どのような対応を考えているのか、そのところをきちつとしていかないと、やっぱりこれだけ頻繁に起きる豪雨災害ですので、何か手を打っていく必要があるなど強く感じましたので、何かお考えがあれば、お伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

まず実は7月23日も8月24日、25日も、どちらも岩手河川国道事務所に排水ポンプ車の要請をお願いして、7月23日の台風5号関連のときは、おいでになっていただいたのです。そのとき私、挨拶に行ってきたのです、岩手河川国道事務所に、まずありがとうございましたと、今後もひとつよろしくお願ひしますと。それで、そのときに、今回もうたまたまよその地域であれだったので、やはり住宅地とか何か被災すれば、その被災の可能性があれば、そちらが優先されると、こういうことだったのです。それで、8月24日、25日も要請かけたのですが、そういったことで来てもらうことができなかつたということで、実は今何か国の補助事業がないのかと。それで、今調べて農林水産省のほうは、農地防災の面から、冠水が30町歩、いわゆる30ヘクタール以上であれば、農地防災の予算も使えるということなのですが、いつもそのくらいまではいかないので、正直なところ。それは、だめだということで、実は今盛岡紫波地区環境施設組合として、いずれ排水ポンプの設置を、いわゆるいろんなところを通して政府に今要望しておるところでございます。

いずれ手をこまねいているのではなく、そしてそのとき、私どもはこれは旧紫波郡、いわゆる盛岡市の都南地域と紫波町、矢巾町のごみ処理ができなくなると、まずたまたま今までは何とか、実際過去には、もう焼却できないこともありましたので、だから今回そういうことのないように、いずれ要請というか、要望を出させていただいたところでございます。そういうことでできれば、これは環境施設組合として、そして盛岡市と紫波町と矢巾町と一体となって合同要望しながら解決をしていきたいなど。

それから、先ほどの答弁の中で、逆堰の浚渫、これにもやはり取り組んでいかなければならぬと。浚渫することで幾らでも冠水とか何かが軽減できるのであればなということで、それも取り組んでまいりたいということで、ただ応急対策と高級対策、応急対策としての逆

堰の浚渫工事、それからもう恒久対策として、排水ポンプ等の設置をまず考えていきたいということで、この取り組みを始めたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ゼひ次に焼却炉の話をしようと思ったのですけれども、そのとおり焼却炉を使えなくなるような状況になるわけですから、ひとつそこのところは、ゼひお願ひしたいなというふうに思います。

それから、8月26日は、新たな試みとして、市町をまたぐ広域連携での防災訓練が岩手県、あと3市町、盛岡、紫波、矢巾、実施されました。矢巾町では、大雨によって北上川が氾濫したと、そういうような想定で行われたわけですが、東小学校の生徒が盛岡南高校へ避難し、みずから他市町へ避難するということを体験できたわけですけれども、南高校では、さらに外国人の避難訓練も行われたと、そのような状況だったようです。本町でも多くの、多くというか、外国人の居住がふえてきているわけですけれども、その辺についての対応というの、どのようにお考えなのかお伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

差し当たり先般の県の防災訓練につきましては、外国人という特化の中では対応はしておりませんでした。ただ、各地域自主防災、組織されてございますので、これから部分、外国人登録も含めまして、医大関連含めまして、これから部分としまして、自主防連携を図った中で外国人に特化するわけにはちょっといきませんけれども、私も実質のところ、何人今矢巾にいらっしゃるのかという、住所登録の関係含めて把握していないところもございますので、これは防災とすれば、いざというときの部分ということで、早急に対応させていただきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 私もよそに行って暮らした経験がありますけれども、非常に心細いです。何かあったときに、誰がどういうような形で対応してくれるのかということが、それこそ感じましたので、ゼひこれからますますそれこそILCがどうなるかわかりませんけれ

ども、その関係とか含めまして、減ることはなく、ふえる一方だと思います。医大関連含めて。そういう中で、やはりそこも災害弱者とは言いませんけれども、それに近いところで、やはり対応していかないと、矢巾に行ったら、非常に不安だったと、そういうことのないように、矢巾は非常にそういう対応についてもすばらしいと、ひまわりだけではなく、そういうところでも優しい町にぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、この前秋田で、やはり河川が氾濫し、大きな被害が出たわけですけれども、これは7月の豪雨で台風、昨年の7月、台風10号、豪雨の教訓が生かされたというふうに報じられております。これは、3月まで盛岡気象台の台長だった和田台帳という方が、要は事前に首長さんの携帯電話番号をやりとりしていたと。それによって早く各市町村の首長さんに連絡があったところには、情報を流せたと。それによって犠牲者をゼロに防げたと。それだけではないと思うのですけれども、非常に情報というのは、特にこういう状況になりますと、大事だと思っておりました。これは普代村の方々帰りましたけれども、昨年度の岩泉の台風10号のときに、普代村の村長さんが台長さんと、やはり台風10号が来る前にやりとりしたと。その情報がやはり非常に生かされて、普代村は全然問題なかったわけですけれども、それが今回秋田で生きたと、こういうような状況なそうですので、ぜひこの情報がいかに大事かという部分に関して、先ほども情報の話は出ていましたけれども、この辺に関してどのように受けとめているかお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えをさせていただきます。

和田台長は、ことしの3月まで、昨年8月30日の台風10号、それはもう新聞報道でも大きく報道されておりますので、私もホットラインは、もうあります、あれです。もう今度間宮さんという台長さんですが、その方とのホットライン、そのほかにも、一つだけのホットラインではなく、全部で何ぼだ、私のまで入れてホットラインが4つあります。そこで誰か外れても、誰かには必ずつながるような形にしておりますので、まずそのホットラインの設置は、もう前からやっておるわけでございまして、私もどうも大雨洪水というと神経質になりました、防災安全室の職員たちには嫌われるのですが、とにかく最新の情報をいち早くキャッチすることが一番大事なのだということで、もうご存じのとおり50ミリ以上の大雨、これが直近の10年間と、その前の10年間、全国で比較した場合、1.3倍ぐらいになるそうです。ところが、岩手県だけで見た場合は、2.4倍なのだそうです。倍以上になっているというのです。50ミリ以上の、ある意味では、ゲリラ豪雨です。だから、もう油断はされないという状

況下にあるということです。

それから、もう一つ、先ほどうちの総務課長が答弁ちょっとあれだったのですが、外国人の関係は、今回の総合防災訓練で、私も思ったのですが、やはり国際交流協会、それから矢巾町には、不來方高校の外国語学科もあるわけですから、そういうところと、やはりきっちり連携して、あとはやっぱり今防災士という、例えばこの間、私ども愛媛に行ってきて、ある大きな会社、ＪＡいわて中央と取引しているところ、防災士という資格をみんな取っているのです。だから、この間うちの課長会議でも、防災士の資格をまず取るようにしていかなければならぬなということで、今それもまず、いわゆる防災安全室から、そういった防災士の資格を、それでこれを広めていきたいなど。そして、これも矢巾町役場だけではなく、農協さんとか、商工会さんとか、そういうところも通してふやしていきたいなということで、助けられる人よりも助ける人になれるような、やはり研修制度を受けて、体制整備をしていきたいなど、こう考えておりますので、その辺、これから消防団、それから自主防災組織の皆さん方とも連携を図りながら外国人対策とか、そういった防災士とか含めて対応してまいりたいと考えております。

○議長（廣田光男議員）　他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　さすがに4カ所ともうホットラインを結んでいると、あるいは防災士のところまで言及しているというのは、本当に一度あれだけのそれこそ大雨を経験した矢巾町ならではの対応だなというふうに思います。それで、ひとつそういう情報をどれだけ早く、あるいは早くつかんで、早く町民に伝えるというところが本当に重要なのは、つくづく体感しているし、これからももっと重要なになってくるだろうなと思いますので、そのところはお願いしたいなというふうに思います。

3.11の東日本大震災のときに、私、小学生の孫がいたわけですけれども、その子たちがいち早くテーブルの下に隠れたのです。私もちょうどそのときには家にいまして、子どもたちどうしているのかなと思ったら、もう食卓のテーブルの下に2人隠れて、上から何か落ちてきていましたけれども、そういう行動というのは、さすがに学校で訓練されているのだなというふうに感心しました。当町は、大雨災害はもちろんのこと、津波は来ないですけれども、地震、これはもうどこでも起こり得ることなわけですけれども、この辺の公共施設の耐震化の対応はかなり進んでおりますが、こここのところ、大雨が続いているものですから、大雨だけで終わっているとは思えないですけれども、地震等のその辺の災害学習あるいは避難訓練、

この辺については、どのような形で行われているのかお聞かせ願いたいなと思いますが、急に教育委員会のほうでよろしいでしょうか。

○議長（廣田光男議員）　和田教育長。

（教育長　和田　修君　登壇）

○教育長（和田　修君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

各学校現場では、年3回以上の避難訓練、さまざまな想定のもとに、いわゆる侵入者対応、それから地震対応等、そういうふうな想定を変えながらの避難訓練を実施しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　山本総務課長。

○総務課長（山本良司君）　役場庁舎関係の部分でございますけれども、まず2点ございましたけれども、施設関係、この部分につきましては、きのう、おとといの一般質問等にも答えておりましたけれども、各所管課において、老朽化部分含めまして、指定管理を行っている部分も含めまして情報の共有、確認ということを、これは徹底してございますので、一部議員さんの皆さんにご迷惑をかけました体育館、状態ございましたけれども、そういうのを踏まえまして対応のほうさせていただいております。

それから、2つ目、いわゆる防災、避難訓練庁舎の部分でございますけれども、これは毎年役場関連、体育館、公民館、田園ホール、さわやかハウス含めまして取り組んで毎年1回でございますけれども、実施しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員）　いずれ大雨被害もそうですが、そういう地震対策も年1回以上は、必ず体験していくというのが、さっきの学ぶということも大事なのですから、やはり体験するということが物すごく大事なのではないかなというふうに思っていますので、忘れたころではなく、もういつ来てもおかしくないと、そういうような今の世の中になってしまったので、ぜひお願いしたいのと、子どもたちについては、子どもたちが小さいときに覚えたことは、もう本当に体で覚えて何とか死ぬまでという形で生きていくと思いますので、ぜひ継続してお願いしたいなと。

先日9月1日が防災の日だったわけですから、盛岡市では、シェイクアウト訓練ということで、シェイクアウトというのは、地震を吹き飛ばせというような、そういう意味らし

いのですけれども、そういう訓練が行われたと。これは、あらかじめ登録しておいて、一斉にある日、ある時間に突然一斉に、それこそ情報を流して、同じような訓練をすると。このとき地震訓練で子どもたちから、それこそ大人までみんな机の下に隠れたり、そういうような、職場も含めて訓練をしたと、こういうふうに伺っております。これは、非常にすごい訓練だなど、こういうふうに感じました。盛岡だけで5万7,000人ぐらいそれこそ対応したらしいのですけれども、やっぱりこういうある場所であるところがやるというのも、それも訓練でしょうが、やはり全町挙げて、意識づけも含めて、そういう形で一斉にばっとうやるというのが物すごく、これもまた大事な訓練の一つではないかなというふうに感じました。

これは、アメリカのカリフォルニアで始まった訓練らしいのですけれども、今では、もう世界各地でそういうような訓練が、やはりされていると、そういうことで、日本でも県そのものでやったところもあるようです、聞いてみると。それだけやはりある1ヵ所だけに地震起きたり、大雨災害になることではないわけですから、地震なんか特にかなり広域で発生するわけですから、そういうことで、一斉に、三原則というのがありますと、まず低くと、頭を守り、動かないと、これがそのときの三原則なそうなのです。下手に立って歩いたり、逃げたり、これはかえって危ないと。だからやはり机の下に潜って動かないと、これが一番正解かもしれないのですけれども、そのような訓練があるということをひとつ私も初めて今回わかったわけなのですが、役場さんの方は、もう既にわかっていたのではないかなと思いますが、この辺に対する今後の取り組みについて何かご所見があれば、伺いたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

訓練の部分、全町を挙げてという形、なかなか地震対応なりという形になってくれれば、なかなか大変なことであるわけですけれども、実は矢巾では毎年1回、町の防災訓練という形で、これは想定は、地震が起きて火災が起きた、いろんな形を想定しての対応、これは消防団含めまして対応しているわけでございます。そこには、各地区自主防、対応を含めまして基本的には、全町民参加という形の中で実施させていただいてございます。今藤原議員さんのほうからご提言というか、ご指摘ございました地震における訓練というのか、ここの部分、実質防災訓練の中では、煙体験とか、専門である矢巾分署隊含めまして、いろんな形で訓練を分けて、けがした場合とか、いろんな形のものもやっておりますので、そこら辺ご提言あった部分、どのような形で防災訓練の中に潜り込んでいくことができるのか含めまして検討させて対応してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 大変だといえば大変な訓練なのですけれども、これはあらかじめ登録しているということは、やはりその気があるところがやるということですので、多分やろうよといえば、かなり登録されるのではないかというふうに思います。その上で一齊に同じようなことにチャレンジするということは、非常に意識づけの上で物すごい重要なと、こういうふうに感じましたので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいなというふうに思います。

それから、日本は、温暖化対策の話をしたいのですが、温暖化対策の評価でG20の中で参加国の中で5段階評価があって、一番下らしいです。けつから1番目です。最後の国というのは、日本、アメリカ、オーストラリアが一番下の評価ということで最低ランクとなつたらしいのですけれども、その中で当町も温暖化対策にいろいろ目を向けてくれているということで、非常にありがたいなと思っていますが、特に今回再生可能エネルギー、省電力の観点からも公共施設等先進的CO₂排出削減対策モデル事業と、随分長つたらしい事業なわけですけれども、いずれ温暖化対策の最たるもののはこれなわけです。それに取り組んだということで、非常に国の事業ですので、補助金も大分もらえるということで、いいタイミングでいい取り組みをしてくれたなど、こういうふうに感じるわけです。近場でも、先ほどクリーンエネルギー化とか、街灯等々、これらもLEDに変えれば、それに省エネあるいはCO₂の排出削減につながるわけですが、これもう少しねじをまいて、今回のモデル事業をきっかけにもっともっと力を入れながら、人にも地球にも安全でやさしい町だというように、人ばかりが安全でも、優しくても、地球が怒れば大変なことになりますので、そういう意味で、人にも地球にも安全、安心な町だよと、だから矢巾に来てちょうだいというようなPRを大々的にいく上でも、ぜひそこのところには、今まで以上に力を入れていただきたいわけですが、その辺について何か、これからまだまだ考えていることがあれば、ぜひ披露していただきたいわけですが。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、現在企画財政課のほうが政策推進室で今回のCO₂排出削減モデル事業について手を挙げて、何とか採択になったという状況でございますが、今後バルクリース事業というふうなもの採択も今やって動いておりまして、きょう現在ではまだ採択はきていませんが、間もなくくるのではないかという

ふうな見込みでございます。そちらのほうも採択になりますと、CO₂の排出削減モデル事業の対象にならなかったものについて、バルクリースで取り組むことができるということで、そちらのほう、3分の1ほどですけれども、何もない、全部自前でやるよりは、確実にいいわけでございますので、そちらのほうの今後期待できるものがあります。

それから、企画財政課で所管しておりますけれども、防犯灯のLED化について、こちらもコミュニティが主体的にやるところに対する補助金を出すというふうな形で進めておりますが、積極的なコミュニティさんからは、もっとやりたいようなお話もあり、そういったところについては、今後どう対応していったらいいのかなということを、補助金の制度の見直しも含めてちょっと考えていくみたいなとは思っているところでございます。何分、なかなか同時に並行でいろいろやっていくというのも困難でございますので、二、三年後までに何とか一つの新しい形をとって、防犯灯のLED化のほうをもっと進められるようにしていきたいものだというふうに考えております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君）　補足をいたします。

道路都市課に所管する部分の中で、一応ちょっと街路灯の部分のLED化ということで、実は県の企業局のほうの補助事業がありまして、それに手を挙げて、いずれ採択をされたということで、一応今年度は15基程度ではございますが、一応北中学校の矢次線のところと矢巾中学校のところのLED化を今年中に進めていきたいということで、来年もそういったメニューに手を挙げて、いずれそういったのをいろいろ探しながら、できるだけ多くの部分がLED化できるように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員）　浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼仁君）　それでは、私のほうから環境ということでお答えしたいと思いますけれども、今大きな事業も、ハード的なものもございますけれども、そのほかにも、やはり広報活動、一人一人がそれをやることによって積み重ねによって全世界の人がそうなのですけれども、小さいものでも重なれば大きくなるというような活動もございます。例えば3R活動をやっておりますけれども、リデュースのレジ袋のマイバック化とか、そのほかにもウォームシェア、クールシェア、こういったものも矢巾でも、町の公民館、やはばーくといったところで実施しております。

それから、小学校においてもそういった、今ごみの分別なり、そういった教育もやっておりますけれども、先ほども地震のときに机の下に隠れるとか、そういったことも学校でやっているわけですけれども、こういった3Rの部分についても、小学校でやる予定にしておりますので、こういった小さな積み重ねも大きなものになるということもありますので、こういった広報活動も続けてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 微に入り細に入り、いろいろ検討しているということを教えていただいたわけですけれども、かなり以前と違って、網を張って、いろんな補助金を活用しながら、何とか財政を助けながらやることはやっていくという気持ちをやっておられるようで非常に私はうれしく思っております。それで、今広報活動もという話があったわけですけれども、ウォーム、クールシェアということで、今クールビズの期間なわけです、6月—9月というのは。それで、県議会では、10月までクールビズを延長するという決定がされたようです。これは、そのとおり地球温暖化あるいは今の気候等々を踏まえながら決定したようなのですが、全国的には、もう36都道府県、これが5月から、これは5月から始めているところがあるのです。5月から実施していると。31都道府県が10月までやっていると。いわゆる6月—9月ではなく、もう5月—10月なのです。これによっていろいろそれこそ涼しくなって仕事がやりやすくなつて効率が上がったとか、あるいは環境的な中でいろいろ効果が出ているらしいのですけれども、もちろん別にネクタイを締めるなということではないので、きょうも町長さんは寒がりなようでネクタイ締めていますけれども、そういう意味では、少し検討の余地があるのではないかというふうに私は感じました。ことしがどうのこうのではなく、今後のこととも含めながら、そういうような世の中の情勢を踏まえながら今後何かそれに対する所管があれば、当局のお考えを伺っておきたいなと思いますが、何かござりますか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

いずれクールビズ、これはもう私はケース・バイ・ケースで、余り期間を限定するとか、ある意味では、5月から10月であれば、それはもう私はいいことだと思いますので、そういうことは、率先して対応できるのであれば、私はぜひやるべきだと思いますし、ただ私はネクタイをするとか何かというのは、ふだんはしないのですけれども、議会のときは、やっぱ

り襟を正したいという熱き思いがあるので、こここのところだけはご理解していただきたいと思いますが、いずれ私どもとすれば、もうそういった温暖化のときに、また昔とは気候風土というか、あれも変わってきてているわけですので、それに合わせた対応をすべきだと思いますし、またそのように前向きに考えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） ちょっと時間もなくなってきたわけなのですけれども、ひとつそことのところは今後検討をお願いしたいと思います。

8月30日早朝、何か火葬場の近くに熊が出たというニュースが入ってきたわけですけれども、ツキノワグマの被害、駆除等も倍以上の増加とのことですが、これは西部地区の観光開発に大きなマイナスイメージになるということでせっかくのひまわり畑にも悪影響が出るのではないかというふうに感じております。これについては、一生懸命駆除したり、苦慮したりしているわけですが、そのところについて、何かもう少し別な観点で、ただそこだけではなく、広域的にやるとか、あるいは別な方法をとるとかしないと、毎年何かふえているような感じを受けますので、何かその辺の取り組みについて、今後検討の余地があれば、一言お伺いしたいのですが、何かござりますか。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、熊の出没につきましては、年々目撃情報もふえてはきております。そんな中、ほかの市町村に比べますと、被害額とか目撃回数は少ないわけですが、前に比べまして、私も以前駆除担当をしたことがあります、ほとんど西部開拓線沿いの道路沿いの和味、館前あたりまでしかおりてきていなかったのですが、その後広宮沢のほうでも、かなり下のほうで目撃、被害情報が出ております。年々どんどん何か下のほうまでおりてきている状況にございまして、これにつきましては、矢巾町に限った話ではなく、先日は盛岡市のほうでも人的被害も発生しておりますので、その辺につきましては、今広域のほうでそういった連携をする会議等もございますので、そういう中で具体的なこうやれば出てこないという方策はまだ編み出されておりませんが、今矢巾町の実態では、目撃情報があつたり、頻繁に目撃情報がある場所につきましては、わなを仕掛けて捕獲をしているということで、ことしも何頭か捕獲はしておりますが、熊のほうがふえているのか、目撃情報についてはふえていると。

それから、もう一つ、今幸い矢巾町では、まだございませんが、イノシシにつきましては、どんどん北上を重ねております、実は紫波町で被害があつて、なぜか矢巾町はスルーして零石町のほうに、かなりイノシシについては、もうかなり被害が出ております。これ零石まで行っていますので、いつ矢巾のほうにあらわれるかもわかりません。それから、鹿につきましては、実は被害が発生していないのは、岩手県内で矢巾町だけでございます。全県鹿の被害も発生しております。これにつきましても、紫波町でもあるし、盛岡でも零石でも鹿の被害がありますので、いつ矢巾町に迫ってくるかわからない状況にございます。ということで、熊だけではなく、かなりイノシシの場合は、人的にも危険が及びますし、作物的には鹿はかなり農作物を食い荒らしますので、どちらも憂慮できない鳥獣になってございます。この辺を含めまして、人的被害が出ないように、いろいろ対策を講じてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで1問目の質問を終わります。

ここで休憩をとります。

再開を3時50分とします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（廣田光男議員） 休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいま先ほどの川村よし子議員に対する質問について答弁を訂正したいと、佐藤税務課長から申し出がありましたので、これを許します。

佐藤会計管理者兼税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 先ほど川村議員のご質問にありました中で答弁した数字でございますけれども、その数字を精査したところ、一部誤りがございましたので、おわびして、ここで訂正させていただきたいと思いますけれども、軽減世帯数、こちら2割から7割までのお話をさせていただいたのですけれども、28年度につきましては、3,242世帯が軽減の該当、全体が3,570の世帯数、分母のほうが間違つてございまして、これによりまして90.81%、約9割の世帯が軽減の該当になっているというふうなことになってございます。

ついでに補足させていただきますと、平成28年度末の所得がゼロの世帯、こちらは1,018世帯あります。全体被世帯数の28%となってございますので、おわびして訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（廣田光男議員） 失礼ですが、今の軽減世帯9割というのはどういうことだ、そんなにあるの、9割。いいです。また直さないでね。

それでは、藤原梅昭議員の2問目の質問を許します。

○8番（藤原梅昭議員） こちらは、大分重複しているところが多いので、第7次総合計画での土地利用について伺います。

駅前やはばーく隣接の町有地B区画開発の進捗状況を伺います。

駅西の広大な未利用地の利用計画を伺います。

矢巾スマートインターインジ周辺の開発計画及び道の駅構想について伺います。

不動の町有地、3ヘクタールの活用計画を伺います。

産業技術短期大学南側地区の開発計画を伺います。

不来方高校南側地内の開発計画を伺います。

以上、お願ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 第7次総合計画での土地利用についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、やはばーく東側にあります町有地B区画の活用につきましては、岩手医科大学附属病院の土地利用の動向を見きわめている状況であります。不動産業者等から意向調査を行ったところ、やはばーくの駐車場として利用している県道に面した北側を活用したいとの要望が数多く寄せられましたが、やはばーく利用者の利便性に配慮する必要があることから、既存の駐車場をそのまま残すのか、駐車場を包括した一体的な利活用を進めるかについて検討しているところであります。

2点目についてですが、駅西の広大な未利用地の利用計画は、所有者に良好な土地利用を図っていただくようお願いをしているところであります。私有地でありますので、現段階で本町として利用計画についてお答えすることはできないものであります。

3点目についてですが、他の自治体におきましても、インターインジ設置に合わせた周辺のまちづくりや企業誘致のための土地利用が図られております。現時点では矢巾スマートインターインジ周辺に開発計画など、具体的な土地利用計画ではなく、都市計画法のほか、農

業振興地域の整備に関する法律や農地法による規制がありますが、土地利用は、周辺のみならず町全体のことと捉え、スマートインターチェンジを生かす土地利用について検討してまいります。

道の駅構想につきましては、特定の場所にこだわることなく、あらゆる可能性を探ることが本町の地理的利点を最大限に引き出すことにつながることから、本年度中の基本方針策定と候補地の絞り込みに向けて現在先進地事例等を調査しているところであります。

4点目についてですが、不動地区の町有地3ヘクタールの活用の実現可能性について、希望する事業者と交渉を行っているところであり、具体的な内容については、交渉に影響を与える可能性がございますので、現段階ではお答えできませんが、公表できる状況になりましたならば、改めてご説明をさせていただきたいと考えております。

5点目、6点目についてですが、開発を希望する民間の事業者から、それぞれ住宅地開発計画について協議を受けておりますが、町では、土地利用構想に沿った将来に向けて有効な計画と考えております。当該地は、現在市街化調整区域であり、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域でもあることから、計画実現には、農業事業との調整も必要となります。今後見込まれる盛岡広域都市計画区域区分の定期見直しによる市街化区域拡大に向けて、関係機関との協議を進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 駅前のB区画の活用についてなのですが、商工会に六、七年前より商業集積再考研究事業補助金として毎年100万円の補助金を計上し、商工会に任せていたのではないかなどと思いますが、現在の進め方を教えてください。

○議長（廣田光男議員） 稲垣産業振興課長。

○産業振興課長（稻垣譲治君） ただいまのご質問にお答えいたします。

商工会に対する補助事業につきましては、平成24年度から6年度までは、矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業ということで3年間やりまして、27年度からにつきましては、矢幅駅前魅力ある商業集積再考研究事業ということで2年間委託してございます。28年、ことしの3月に、この事業成果につきまして報告書、商業施設として利用するということの事業経過報告ということで商工会さんほうから3月にいただきました。それを踏まえまして、現在商工会さんから提案された提案を含めまして、今答弁にあったとおり、その他の利用もで

きるのではないかということで現在検討を進めているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで2問目を終わります。

次に、3問目の質問を許します。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） スマートインターチェンジ及び岩手医科大学附属病院開業を控えた当町の交通網形成についてお伺いいたします。

1つ、矢巾スマートインターチェンジから岩手医科大学附属病院への連絡ルート周辺の交通対応状況についてお伺いします。

岩手医科大学附属病院前の中央1号線拡幅並びに北側、南側の国道4号への連結緩和対応をお伺いします。

矢幅駅から矢巾口、乙部までの渋滞緩和対応並びに徳田橋かけかえ計画の進捗状況をお伺いします。

盛岡西バイパスの延伸計画についてお伺いします。

不来方高校前の田中横道線の北への延伸計画をお伺いいたします。

矢巾スマートインターチェンジから附属病院までのルートの中で、煙山小学校付近の交差点での歩車分離信号機による車の渋滞緩和対応をお伺いします。

さわやか号運行見直し後の計画及び交通弱者対応をお伺いします。

南昌台団地の児童を含めた住民への対応をお伺いします。

よろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） スマートインターチェンジ及び岩手医科大学附属病院開業を控えた当町の交通網形成についてのご質問にお答えいたします。

1点目についてですが、矢巾スマートインターチェンジから岩手医科大学附属病院へのアクセスは、町道安庭線が主路線となることから、渋滞緩和に向けて安庭線と町道下海老沼線及び町道中央1号線との交差点の改良を予定しております。

2点目についてですが、町道中央1号線の拡幅整備は、町道安庭線との交差点から町道西前線の交差点までの延長約1.4キロメートルの区間を幅員30メートルに拡幅し、車道片側2車

線化、両側歩道の整備を行うことにしております。

なお、国道4号までについては、対応を行う計画はありませんが、病院開院後の交通動態を注視し、必要に応じて関係機関と協議、検討を行ってまいります。

3点目についてですが、交通解析の結果、矢幅駅から盛岡市乙部地区の国道396号までの交差点のうち、矢巾口交差点の信号の現示の示されているものの変更が必要と解析をしており、関係機関との協議を行うほか、県道矢巾停車場線と町道中央1号線の交差点部については、中央1号線の拡幅に合わせて県道の右折レーン改良を行う予定となっております。

なお、いずれも医大附属病院の開院に伴う交通動態を注視しながらフォローアップすることとしております。

また、徳田橋かけかえ事業については、平成23年度に着手され、これまでに測量や設計が終わり、用地補償を順次進めてきており、ことし秋から来年の春にかけて橋脚下部工の2基の工事に着手する予定となっております。

4点目についてですが、国においては、盛岡都市圏の渋滞箇所や道路網を精査し、検討していくとのことで、具体的な計画についてはまだありませんが、早期の事業化に向けて引き続き要望を行ってまいります。

5点目についてですが、盛岡市境までの町道田中横道線は、改良済みとなっており、終点部以北については、盛岡市が施行することとなります。盛岡市においては、盛岡市都南文化会館から南へ約300メートルの区間で用地取得を進めています。

6点目についてですが、現在歩車分離信号機となっている交差点については、右折レーンの新設を含めた交差点改良を計画しており、岩手県公安委員会との交差点協議において、改良に伴う信号機の交通規制方式についても検討することとしており、児童・生徒を中心とした歩行者、自転車利用者の安全確保と現状を踏まえて渋滞緩和に向けて協議を進めてまいります。

7点目についてですが、現在地域公共交通網形成計画の策定を進めているところであり、計画の策定後におきまして、本町の公共交通に係る課題解決のため、当該計画内容に沿って必要な施策を進めてまいりたいと考えております。

8点目についてですが、南昌台団地につきましては、町内の他地域と同様に、本町の運行するコミュニティバスなど、既存の公共交通の利用促進にご協力をいただいており、児童の通学につきましては、個別の事情ごとに考慮して、交通費の助成を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 町道田中横道線の盛岡側の具体的な動きが始まったようなのですが、これは20年以上たっても今のままという形で進めてきましたが、ぜひ強力に協力できるところは協力して、早目に進めていただきたいなと。というのは、医大との関係で、盛岡、矢巾をつなぐ重要な基幹道路になるはずですので、これからのこととを含めながら、今後の何か具体的な、もし計画を聞いているのであれば、教えていただきたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

この件につきましては、町長答弁でもありましたとおり、都南文化会館、キャラホールから南のほうへ300メートルほどということで進めているということでございますが、町境までにつきましては、まだ予定はうちのほうでは伺っていないという状況でございますけれども、やっと始まったのかなということでございますので、いずれ引き続き盛岡市さんともちょっとその部分につきましては、情報を共有しながら確認をしていきたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 最後になりますが、南昌台団地の件については、再三お話を出ておりますが、地元の住民の方からお聞きしますと、近年人口がふえているという話をしていました。それで、バスの利用者もふえているということで、ひとつあそこは重要な団地の一つですので、孤立することのないように少し対応を引き続きお願いしたいなと思います。何か、ご所見はいろいろ聞きましたけれども、質問しろということですので、ご所見あれば、お伺いしたいなと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えをさせていただきます。

このことについては、もう南昌台団地もそのとおりですが、南昌行政区の地域の代表者、行政区長さんとか、自治会長さんも含めて、いわゆる居住環境の良好な状態を維持できるような対策も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして藤原梅昭議員の一般質問を終わります。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、あさっては休日休会、11日は休会、12日は予算決算常任委員会の詳細説明を行う旨、山崎予算決算常任委員長から申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時57分 散会

平成29年矢巾町議会定例会9月会議議事日程（第5号）

平成29年9月21日（木）午後1時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情

29請願第4号 日本政府がすみやかな核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願

第 2 請願・陳情の審査報告

29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願

29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

第 3 議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

第 4 議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 5 議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 6 議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

第 7 議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

第 8 議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について

第 9 議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

第 10 議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

第 11 議案第67号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について

第 12 議案第68号 町道路線の廃止に関し議決を求ることについて

第 13 議案第69号 町道路線の認定に関し議決を求ることについて

第 14 発議案第7号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について

第 15 発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造君	総務課長 兼防災安全室長	山本良司君
企画財政課長 兼政策推進室長	藤原道明君	会計管理者兼 税務課長	佐藤健一君
住民課長	浅沼仁君	福祉・ 子ども課長	菊池由紀君
健康長寿課長	村松徹君	産業振興課長	稻垣譲治君
道路都市課長	菅原弘範君	農業委員会 事務局長	村松亮君
上下水道課長	山本勝美君	教育長	和田修君
学務課長	村松康志君	社会教育課長 兼矢巾町公 民館長	野中伸悦君

学校給食共同
調理場所長 佐々木 忠道君

代表監査委員 吉田 功君

農業委員会長 高橋 義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田 孝君 係長 藤原和久君

主任主事 渡部 亜由美君

午後 1時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

発言の訂正

○議長（廣田光男議員） 会議に入ります前に、9月8日の一般質問において川村よし子議員の質問に対する答弁について、佐藤税務課長から訂正の申し出がありますので、これを許します。

佐藤税務課長。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいま議長からお話をありましたとおり、9月8日、川村よし子議員の一般質問に対する私の答弁の中で、国民健康保険税の全体に占める軽減対象に関して当日訂正をさせていただいてございます。その後再度精査いたしましたところ、全体の世帯数を軽減世帯数で算出すべきでしたけれども、誤って分子を被保険者の方で算出したため、90.8、約9割という答弁をさせていただきました。その後精査したところ、正しい軽減世帯の割合は、平成27年度、52.7%、28年度が全体に対して52.6%が正しい軽減世帯数となります。たび重なる訂正をおわび申し上げます。大変申しわけございませんでした。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 請願・陳情

29請願第4号 日本国政府がすみやかな核兵器禁止条約に署名し、
国会が批准することを求める請願

○議長（廣田光男議員） 日程第1、請願・陳情を議題とします。

9月19日の議会運営委員会までに受理した請願、陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。29請願第4号　日本政府がすみやかな核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願については、会議規則第92条第1項の規定により総務常任委員会に付託することとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員）　異議なしと認めます。

よって、29請願第4号については総務常任委員会に付託して審査することに決定をいたしました。

日程第2　請願・陳情の審査報告

29請願第3号　私学教育を充実・発展させるための請願

(教育民生常任委員長報告)

29陳情第1号　「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について

(産業建設常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員）　日程第2、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました29請願第3号　私学教育を充実・発展させるための請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松信一　教育民生常任委員長。

(教育民生常任委員長　村松信一議員　登壇)

○教育民生常任委員長（村松信一議員）　平成29年9月21日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。

矢巾町議会教育民生常任委員会委員長、村松信一。請願審査報告書。本委員会が平成29年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告します。記。1、付議事件名。29請願第3号　私学教育を充実・発展させるための請願。請願者、盛岡市本町通三丁目18番32号三和マンション101号、私学助成をすすめる岩手の会、会長、土谷直人。紹介議員、水本淳一。

2、委員会開催年月日。平成29年9月12日火曜日。

3、出席委員。村松信一、高橋安子、赤丸秀雄、昆秀一、川村よし子、米倉清志。

4、審査経過。平成29年9月12日午後1時40分から委員全員出席のもとで請願審査を行った。

5、審査結果。29請願第3号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。岩手県の私学への助成は、平成16年度の高校生1人当たり34万570円を最高に平成20年度まで4年連続で削減しましたが、市町村議会からの意見書を初めとする県民の声で平成21年度より増額に転じ、今年度の岩手県私学助成は、高校生1人当たり34万6,315円と増額し、ようやく平成16年度の水準に回復した。私立高校は、授業料に加えて高額な施設設備費、教育維持費等があり、保護者は公立高校に通う生徒がいる世帯に比べ、経済的負担を強いられている。少子化による定員割れなど学校経営を取り巻く状況は、厳しさが増しており、学校存続の危機が迫っている。学校がなくなることは、その地域全体の過疎化や地域振興という点から見ても憂慮すべき事態である。

以上の現況や人口減少問題の課題となっている若年者の雇用の確保などの面からしても、本請願の趣旨は理解できるものとして採択すべきものとした。

議員各位の賛同をお願いいたし、請願審査報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、29請願第3号は、採択することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会に付託しておりました29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

高橋七郎議員産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 高橋七郎議員 登壇)

○産業建設常任委員長（高橋七郎議員） 平成29年9月21日、矢巾町議会議長、廣田光男様。

矢巾町議会産業建設常任委員会委員長、高橋七郎。陳情審査報告書。本委員会が平成29年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた陳情の審査が終了したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について。陳情者、新潟県村上市三之町1番1号、全国森林環境税創設促進議員連盟会長板垣一徳。

2、委員会開催年月日。平成29年9月12日火曜日。

3、出席委員。高橋七郎、水本淳一、齊藤正範、藤原梅昭、山崎道夫、藤原義一。

4、審査経過。平成29年9月12日午後1時43分より全委員出席のもと、29陳情第1号について、提出された資料に基づき慎重審議した。

5、審査結果。29陳情第1号については、採択すべきものと決定した。

なお、少数意見として、国による財政負担すべきとの意見もありました。

6、審査意見。森林は、地球温暖化の抑制や国土の保全、水資源の涵養、貴重な野生動植物の勢威、自然環境の保持など、多くの広域的な機能を果たしている。しかし、実態は、木材価格の低迷などにより、保育間伐等の育林経費が確保できず、森林が放置されるという悪環境にある。木材の生産のみならず地球環境と国土保全の観点から森林山村地域の維持発展を担う地方の取り組みを国民全体で支える制度を拡充することが極めて重要であり、全国森林環境税を創設することは喫緊の課題であることと考えられる。

以上のことから本陳情の趣旨は理解できることから、採択すべきものとした。

議員各位のご賛同をお願い申し上げて、審査報告書といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数あります。

よって、29陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

日程第 3 議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について

日程第 9 議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

日程第 10 議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第3、議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第4、議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について、日程第9、議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第10、議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会

計決算認定についての8議案については、予算決算常任委員会への付託に係るもので審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

(予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇)

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 平成29年9月21日、矢巾町議会議長、廣田光男様。

矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定について、議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定について。

本常任委員会は、平成29年9月5日付で付託された上記の8議案を審査した結果、原案を認定及び可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号）第77条の規定により報告する。

- なお、本委員会は、議案第59号から議案第66号に対し、次のとおり附帯決議を付する。
- 記。1、ふるさと納税について、町の活性化と財源確保のため、積極的に取り組まれたい。
- 2、農業所得の確保に向け、水田フル活用ビジョンの推進を図り、地域振興作物の栽培支援に取り組まれたい。
- 3、銀河のしづくへの栽培転換に向け、技術指導及び諸費用の支援策を図られたい。
- 4、生活道路、通学路及び街路灯の整備を早期に進められたい。
- 5、保育園施設の充実を図るとともに、保育士の確保と待遇改善に努められたい。
- 6、子育て世帯が安心して子どもを産んで育てられるよう、第2子以降の保育料無料化の検討など、子育て支援策を図られたい。
- 7、ゆとりのある教育を目指し、教職員の多忙化改善に取り組まれたい。
- 8、日本一健康な町を目指し、介護予防に力を入れ、医療、介護の連携等、地域包括ケアシステムの構築に努められたい。

9、特定健康診査の受診率向上に向け、町民の意識啓蒙を図るため、高知県で取り組まれている健康パスポート事業など、新しい発想で取り組まれたい。

10、健康増進のため、ナト・カリ食品の普及と新たな商品開発の支援に取り組み、あわせて販路拡大に努められたい。

11、公共施設の老朽化対策について、早急に管理体制と対策を構築し、中長期的な計画により遅滞なく取り組まれたい。

12、異常気象がさらに進んでおり、あらゆることを想定し、安全安心な防災体制の構築と防災ラジオの普及に努め、防災に万全を期されたい。

以上でございますが、議員の各位のご賛同を賜りますことをお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。ただいまから各議案について討論に入ります。

なお、討論は一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の8議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議がないようありますので、一括して討論を行います。

それでは、討論に入ります。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、小川文子議員。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 議席番号14番、日本共産党の小川文子でございます。私は、議案第59号の平成28年度一般会計決算には賛成の立場で、そして第60号から第61号の各特別会計及び上下水道会計に反対の立場で討論をいたします。

一般会計では、子どもの医療費助成が小学校6年生まで助成拡大がされました。また、町長の町民への対応の仕方、姿勢、声を聞く姿勢を評価しております。また、機構改革の中でも福祉・子ども課の設置により、生活相談の場が拡充されたことについては、評価をしております。

一方で、10年来駅周辺開発、そして昨今では、医大関連のインフラ整備、道路整備のために多大な経費がかかって、町民の生活に關係する生活環境の予算がなかなか向かれないと

いう実態がございます。身近な要求であります生活道路の改修には、毎年約1,600万円程度、町営住宅の改修には四、五千万円、そして防犯灯の改修には、設置補助には約200万円程度で推移をしてまいりました。スマートインター関連道路、医大中央1号線も全体で約30億円という大規模な予算でございます。経費の節減、そしてまた整備も段階的な整備あるいは工夫が求められております。また、本町の財政状況といたしましては、財政費用の将来負担比率、これが100%を超えております。ご承知のように、県内では、平均が約50%台です。中身の精査により、以前は180%程度だったものが100%に減少し、中身は、まず変わりましたけれども、実際に将来支払っていかなければならない金額がはっきりしていることは明白です。さらなる堅実な財政運営を求めるものです。

さて、特別会計では、国保税、これは大変国の資金援助がないこともあります、矛盾の多い制度でございます。本町では、短期証明書の発行に対して、留置がなされておりました。子どものいる世帯も1件ございました。子どもの医療費が昨年は小学校6年生、ことしは中学校卒業まで拡充されている中で、その恩恵を受けられない子どもがいるわけでございます。町長は、以前に助役時代のころに就学援助を学校に父母がいただきに行くというのではなく、振り込みにできないかという要望に行ったことがございます。そのときに、私が教師であれば、学校に取りに来いとは言わない、各家庭まで届けるというふうにおっしゃいました。私は、今回その言葉を町長に思い起こしていただきたいのです。納税相談に来なければ、相談に来なければ、短期証は出さないという姿勢ではなく、相談に来なくても、子どもがいる家庭には、自分から届けていっていただきたい、そのように考えるものでございます。

さて、駅前開発は、総額107億円の、いわゆる債務負担行為、借金によって始まりました。駅前開発と複合施設建設というまちづくりをあわせてPFIでやっていく事業は、全国で初めての取り組みでございました。ほぼそれが完成に至った27年度の状況でございます。その命題は、400人の人口増を目指す、新たな中心市街地を建設するというものでございました。今それがなされていないということを私たちはしっかりと検証しなければなりません。本当に町民が望んだ開発であったのかどうか。しかも、今後平成46年まで借金返済を続けていかなければなりません。これが大きな将来負担のもとになっております。今後これをしっかりと検証して、このような身の丈を超えた借金による財政運営、これは大変な将来負担を残すことを肝に銘じなければならないと考えるものでございます。

以上のことから反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

2番、水本淳一議員。

(2番 水本淳一議員 登壇)

○2番(水本淳一議員) 議席番号2番、町民の会、水本淳一でございます。私は、議案第59号から議案第66号までの矢巾町各会計歳入歳出決算の認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。

平成28年度施政方針におきまして、第7次矢巾町総合計画の施策の大綱であります町の将来像の実現に向けた7つのまちづくりの方針に沿って、主要な事業のご説明がありました。その中で、健やかな生活を守るまちづくりにおいては、健康やば21計画に基づき、がん対策を初め生活習慣病対策の各種の健康づくり施策を推進し、がん検診では、対象者が延べにして約3万7,000人中、約9,000人が受診し、25人の罹患者が見つかっております。これは大きな成果であると思います。しかし、受診者は、全体の4分の1程度で、まだ発見されていない罹患者が多くいると思われます。ある症状が出た場合、このようながんが考えられるというようなチラシ等、お知らせを定期的に出すのもいいのではないかと思います。

次に、時代を拓き次代につながる人づくりにおいては、希望郷いわて国体に合わせ、花いっぱい運動が行われ、中学生も多く参加しておりましたが、これは29年度も続けられており、とてもよい企画だと思っております。

次に、利便性と発展性を高めるまちづくりにおいては、活動交流センターやはばーくが4月に供用開始し、中心市街地の活性化に一役買っているところです。また、矢巾スマートインターチェンジも平成30年の供用開始に向け、着々と工事が進んでおります。

次に、人と産業の活力を高めるまちづくりにおいては、国が農業、農村対策として掲げる多面的支払交付金制度や中山間地域等直接支払交付金など、各種制度の導入により、農村コミュニティの活性化が図られました。また、観光の推進については、矢巾町のシンボルである南昌山をメインとした観光振興を進めるとあり、これはこの夏のひまわり畑等の観光客の増加につながっていると思いますが、水辺の里やマレットゴルフ場などの整備も随時やることも載っていましたので、大雨による災害等の懸念もありますけれども、復活できればいいと思っております。いずれ矢巾町の平成28年度決算は、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額はなく、実質公債費比率が10%以上ですけれども14.3%、将来負担比率が123.2%となり、財政健全判断比率は、全て基準を下回っており、健全な財政状態であるという結果が出ております。

以上のことから平成28年度決算の認定に賛成し、討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。私は、議案第60号、議案第61号について反対討論いたします。

町財政は、長年の開発優先にゆがめられて、住民の暮らしと福祉、教育が犠牲にされ、人々の生活と心に大きな影を落としております。それが貧富の差が出てきていると感じております。それには、その根源は、憲法25条の生存権と国の社会的使命、それから26条の教育を受ける権利、13条の幸福追求権など、人間らしく生きる権利を軽視されてきていることが原因だと考えられます。自治体の責任の放棄にそれはつながってきているのではないかと考えます。

その議案第60号では、国保税は、滞納者があり、また延滞金もかさむ中で、町民からは高過ぎる国保税、高くて払えないという声に耳を傾けることなく、一般会計からの法定外繰り入れをされてこなかったこと、財政調整基金は17億円余りありますが、その財政調整基金を繰り入れして、そして国保税を引き下げる取り組みを再度行うべきだと考えます。

次に、議案第61号については、年金が年々支給が減らされている中で、介護保険料は改定されるたびに値上げされてきております。そのあらわれの中で督促手数料、年々増額しております。これは払えない、年金が少ない、収入が少ない方がいて、高い保険料を払えないあらわれではないかと考えております。また、介護を利用するときには、利用料がかかります。利用料が高いので、あきらめている老後の生活をしている方もいるのではないかと思っております。安心して老後を送れる介護保険制度にするためにも改善が必要と考え、反対いたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

15番、藤原由巳議員。

（15番 藤原由巳議員 登壇）

○15番（藤原由巳議員） 議席番号15番、やまゆり会の藤原由巳でございます。私は、平成28年度の全ての決算に対しまして、賛成の立場から討論を行います。

まずは、討論に入る前でございますけれども、先ほど冒頭の反対討論を一議員の立場からとはいえ、予算決算常任委員会副委員長で総務常任委員会委員長が行いましたことに、個人としては違和感を感じたことを申し上げ、討論に入ります。

平成28年度の決算におきまして、歳入では、自主財源比率が27年度より0.8%減の49.5%と、若干下回りましたが、町税収入では、町民税の順調な伸びにより3.1%の増となっております。そして、その徴収に当たっても厳しい経済状況の中、国保税の92.1%以外は、全て99%以上と高い徴収率を示しており、関係部署の職員には敬意を表するものであります。国からの交付金が減少する中、高橋町長の新たな施策のもと、各町民税の順調な伸びとあわせ、国庫及び県支出金の確保に努められ、ほぼ前年並みの歳入が確保されております。歳出においては、総務費、教育費、災害復旧費、公債費の減額に努め、町民からの要望を重視し、福祉、医療の充実に向けた民生費、衛生費や農林水産業費、土木費での増額を図ったことは、高橋町政における最初の予算編成での成果と思われるものであります。

その中ではありますが、膨大な予算規模の地方創生事業にかかる事業の明確化や老朽化の進む上下水道など、多くの既存施設の長寿命化に向けての課題も残っております。しかし、平成28年度は、何といっても、全町民、特に青少年に大きな夢と感動を与えました希望郷いわて国体と希望郷いわて大会の大成功が挙げられます。あわせて矢巾町音楽の町宣言もなされ、年度末には、不來方高校野球部の甲子園出場への支援事業にも町長が率先して取り組みました。そして、新しいまちづくりの中心となるべく岩手医科大学附属病院の本体工事も始まるなど、本町の未来を描くにふさわしい平成28年度であったと評価し、平成28年度の一般会計から、全特別会計、公営企業会計の全ての決算に賛成するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これより採決に入ります。

議案第59号 平成28年度矢巾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成28年度矢巾町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり認定されました。

議案第62号 平成28年度矢巾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり認定されました。

議案第63号 平成28年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり認定されました。

議案第64号 平成28年度矢巾町水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり認定されました。

議案第65号 平成28年度矢巾町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 平成28年度矢巾町下水道事業会計決算認定についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり認定されました。

日程第11 議案第67号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約 の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第67号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第67号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾中学校の通学路として利用されております町道白北線の歩道整備を施工するものであり、町道白北線の交差点及び北郡山堰の改修を含む歩道未設置区間の整備を行います。

主な工事概要は、施工延長335メートル、車道部幅員、片側車線2.75メートル、舗装工2,400平方メートル、歩道部幅員3.5メートル、舗装工1,050平方メートルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令第167条第3号に基づき指名競争入札とし、9月1日付で株式会社水清建設、株式会社水本、株式会社佐々木組、タカヨ建設株式会社、水本重機株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、盛岡舗道株式会社、以上7社を指名し、今月19日、午前8時55分から入札を執行した結果、株式会社水本が一金6,780万円で落札し、この金額に8%の消費税等を加算した金額、一金7,322万4,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番、川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 2点についてお伺いいたします。

この白北線ですが、我々議員のほうには地図というか、位置図も配信されておりますが、要は東のほうに行って、ちょっと変則なカーブの地点に合流するという、非常に危険なカーブがありますけれども、そこの曲線改良もある程度行われるのかということが第1点。

それから、北郡山堰の橋になるか、ボックスカルバートになるかですが、その辺の工事について、北郡山堰の改修計画との出会い丁場がないかどうかと、この2点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

1つ目の白北線との接点の部分でございますが、あそこはご承知のとおり変則になっておりますので、これを変則という形を若干解消する形の中で、少し北側のほうに寄せて、できるだけ見通しのいいような形で改良する予定としております。

2点目の北郡山堰の部分につきましては、今年度改良するというお話を伺っておりましたので、それとあわせて調整しながら今回工事をお願いするということで調整をしながら進めていくという考え方で今現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） わかりました。そうしますと、もう一点お願いしたいというか、合流した地点の、道路でいけば、こちらからいえば、右側の側溝、水路のところにある屋敷林、あの枝が非常に見通しを妨げているという部分もありますので、その辺の枝のある程度の整

理とか、その辺も考慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

一応取りつけに関しては、大体前後80メートルほど取りつけの関係で工事をしたいと思っていますので、議員お話の部分につきましても工事のエリアに入ると思われますので、こちらにつきましては、現地を見ながら、支障とならないような形の中で極力やっていくように進めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 工事部分に入っているの、入っていないの。

菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） そこの部分につきましては、工事のエリアには入っておりませんので、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

8番、藤原梅昭議員。

○8番（藤原梅昭議員） 白北線の工事については、これで完了ですか。それとも、まだ残っているのであれば、この後の計画を教えていただきたいのですが、以上です。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

現在残っておりますのは、今回の工事案件と、それから金額は少ないわけでございますが、踏切を渡ったすぐのところがまだ未改良となっておりまして、こちらにつきましては、別途発注済みでございます。つきましては、今回の工事をもちまして全部工事が完了するということです。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

1番、赤丸秀雄議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 施工箇所の関連で質問させていただきます。

今地図を見ておりますが、私、ここを随分利用させていただいて、不便だなと思っておりました。今回の施工区間でありますが、この図を見れば、左側に若干曲がって、またあそこ変則の丁字路と。それから逆にあそこもうちょっとといったところ、東側から来ても丁字路、

あそこのところを真っすぐつないで十字路にするような部分での用地買収等は考えなかったのでしょうか、そのところをお聞かせ願います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

基本的には、あそこの部分、十字交差という部分は考えておりませんでした。先ほどお話ししたとおり、北のほうに少し多目に用地を取得しまして、あの変則の部分をアールを緩やかな形で接続をしたいということで考えているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、採決に入ります。

議案第67号 町道白北線交通安全施設整備その2工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第68号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 日程第12、議案第68号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第68号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、主に矢巾スマートインターチェンジ整備事業区域内に係る道路の組み替えであり、7路線、全長6,177.3メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

なお、廃止路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

10番、山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） この廃止に伴ってスマートインターから今の県道不動盛岡線においてくるのですが、その途中家がごく近いところに1軒ございますけれども、そこの側溝といいますか、今、大排、排水路がありますが、それに水が、このごろ雨がかなり降っておりますが、水が落ちて大きな、新しく取りつけた水路、これに落ちていくわけですけれども、両側が非常に削られている状況であります。7月の大雨のとき、あるいは8月の大雨のときも、実際行ってみましたが、特に北側のほうの土どめがかなり削られている状況でありますので、後からというのは、なかなか厳しい状況になると思いますので、今のうちに手だてをして削られないようにしておかないと、将来的には、その削られたところがだんだんに大きくなっていくと、当然後からの対処が大変だと思いますので、今のうちに何とか手だてをして、例えばある程度コンクリートで固めるとか、あるいは土どめをしてもいいとは思いますけれども、そういう手だてをするような形を検討するべきだと思っていますが、多分担当課のほうでも見ていると思いますけれども、それに対する所管がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

あそこの車道部分につきましては、ネクスコのほうに委託をして工事をしているわけでございますが、その水路部分につきましては、町が施工するということになっておりますので、こちらにつきましては、いずれ近年のそういった被害等が起こらないような形の中で施工していくければなということで考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうござりますか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ござりますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今後のことなのですけれども、この廃止が決まって、そして住民にはどのようにして伝達されるのでしょうか。

廃止が決まった場合、住民にはどのように今後伝達されるのか、そのことをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

今回廃止をして、どういった形で住民に知らせるかということでございますが、基本的には、次の議案に載っていますが、今回はスマートインターの出入口が新たに設置されたということで、中央部が寸断されたということで、その部分を廃止するものでございます。次の議案の中で、いわゆるそれを除いた形で新たに同じ路線であれば、同じ名称、分断された新しい部分であれば、新しい道路名をつけてやりますので、基本的には、町道という考え方で進んでいきますので、特別住民に路線名が変わったとかというのは、現在のところ考えていないというところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 理屈抜きに認定になれば、告示行為になりますから、これは今までと同じ扱いですよね、もう議員さんも何回もやってきてているわけですから、これは十分周知されると思います。他に質問ありますか。

菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） 済みません、追加でご説明します。

この後、議決を経ましたならば、告示という行為を行いまして、その周知をするということになりますので、その前にいざれ議会の議決が必要ということで今回提案しているものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 議長がしゃべったとおりでしょう。他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） それでは、採決に入ります。

議案第68号 町道路線の廃止に関し議決を求めるについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第69号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第13、議案第69号 町道路線の認定に関し議決を求める
ことについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第69号 町道路線の認定に関し議決を求めるについて提案理
由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、主に矢巾スマートインターチェンジ事業区
域内の道路の新設に係るものであり、12路線、全長5,844メートルを新たな町道路線として認
定するものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして
提案理由の説明とさせていただきます。

なお、認定路線の場所については、図面を添付させていただいておりますので、ごらんを
いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質
疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。

議案第69号 町道路線の認定に関し議決を求ることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議案第7号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出
について

○議長（廣田光男議員） 日程第14、発議案第7号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

6番、村松信一議員。

(6番 村松信一議員 登壇)

○6番（村松信一議員） 発議案第7号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、29請願第3号 私学教育を充実・発展させるための請願について、教育民生常任委員会において審査報告を行い、本議会において対策されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、私立学校は、公教育の一翼を担い、学校教育の充実、発展に寄与しているものの、経営基盤は厳しい環境に置かれており、保護者の学費負担は、公立学校に比べて家計を大きく圧迫しているのが現状であります。教育条件の維持、向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全化に資するために過疎地域の私立学校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、衆参議員議長及び県選出議員であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入れます。発議案第7号 私学教育を充実・発展させるための意見書の提出についてを起立により採決をします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第15 発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について

○議長（廣田光男議員） 日程第15、発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明を求めます。

11番、高橋七郎議員。

（11番 高橋七郎議員 登壇）

○11番（高橋七郎議員） 発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、29陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、産業建設常任委員会において審査報告書を行い、本議会において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係省庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、平成29年度税制改正大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源を充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることが基本とする仮称森林環境税の創設に関し、平成30年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図るため、全国森林環境税の早期導入を強く求めるものであります。

また、意見書の提出については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議員議長及び県選出議員であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第8号 全国森林環境税の創設に関する意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして、9月会議に付託されました議案の審議は全部終了いたしました。

○議長（廣田光男議員） ここで高橋町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） ただいま廣田議長からお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

廣田議長を初め各議員におかれましては、今月5日から本日21日までの17日間、まさに長丁場にわたりまして定例会9月会議、よく言われます決算議会におきまして、一般質問、そして私ども当局からご提案をさせていただきました各議案につきまして、ご可決を賜りましたことに改めて心から感謝を申し上げる次第であります。

一般質問につきましては、村松信一議員、昆秀一議員、赤丸秀雄議員、水本淳一議員、齊藤正範議員、山崎道夫議員、小川文子議員、川村よし子議員、そして藤原梅昭議員の9名の議員の皆さん方から大きく分けまして24項目にわたるご質問をいただいたわけでございまして、私どもは、いただいたご質問の内容につきまして、今後しっかりと取り組んでまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。

それから、各議案におきましては、報告が2件、議案が22件の合わせて24件にわたるそれぞれの議案の中で、特にも固定資産評価審査委員の人事関係ではございますが、西徳田の高館精記さんに皆様方からご同意をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げる次第であります。

それから、先ほど予算決算常任委員会の山崎委員長からの審査報告にもございましたが、私どもそれぞれ7つの会計の決算につきまして、審査報告にございます12項目にわたる附帯決議につきましても、職員一丸となって今後しっかりと取り組んでまいる覚悟でございますので、廣田議長初め議員各位の皆様方におかれましては、どうか今後とも大所高所の立場から私どもに対しましてご指導、ご助言をいただきますことを改めて心からお願ひを申し上げまして、御礼のご挨拶にかえさせていただきます。

本定例会、まことにありがとうございました。

○議長（廣田光男議員）　これをもって平成29年矢巾町議会定例会9月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後　2時19分　散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員